

令和6年第441回定例会

矢吹町議会会議録

令和6年3月1日 開会

令和6年3月11日 閉会

矢吹町議会

令和6年第441回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	4
議員派遣報告	6
組合議会報告	6
道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告	7
町政報告並びに施政方針	10
会議時間の延長	22
報告第1号の上程、説明、質疑	22
承認第1号の上程、説明、質疑、討論	22
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案の上程、説明(議案第1号～議案第24号)	24
散会の宣告	31

第 2 号 (3月4日)

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	33
職務のため出席した者の職氏名	34
開議の宣告	35

一般質問	3 5
富 永 創 造 君	3 5
藤 井 源 喜 君	4 6
三 村 正 一 君	5 6
会議時間の延長	7 3
安 井 敬 博 君	7 3
散会の宣告	9 2

第 3 号 (3月5日)

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
職務のため出席した者の職氏名	9 4
開議の宣告	9 5
一般質問	9 5
青 山 英 樹 君	9 5
総括質疑	1 1 1
議案・陳情の付託	1 1 1
散会の宣告	1 1 2

第 4 号 (3月11日)

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 3
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 4
職務のため出席した者の職氏名	1 1 4
開議の宣告	1 1 5
質疑部分の取消し	1 1 5
議事日程の報告	1 1 5
議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 5
議案第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第13号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 8

議案第14号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の委員長報告、 質疑、討論、採決	121
議案第15号、第16号、第17号、第18号の委員長報告、質疑、討論、採決	125
日程の追加	132
同意第1号の上程、説明、採決	133
諮問第1号の上程、説明、採決	134
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
発議第3号の上程、説明、質疑、弁明、委員会設置	136
発議第4号の上程、説明、質疑、委員会設置	140
発議第3号、発議第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	141
閉会の宣告	144
署名議員	145

令和 6 年 3 月 1 日（金曜日）

（第 1 号）

令和6年第441回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年3月1日(金曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告
日程第 5 町政報告並びに施政方針
日程第 6 報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 損害賠償の額を求めることについて)
日程第 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算(第6号))
日程第 8 発議第1号 矢吹町議会議員の請負の状況の公表に関する条例(案)
日程第 9 議案の上程
議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭 君	副 町 長	小 松 健 太 郎 君
教 育 長	大 杉 和 規 君	代 表 監 査 委 員	佐 藤 昇 一 君
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	正 木 孝 也 君	企 画 ・ デ ジ タ ル 推 進 課 長	国 井 淳 一 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	神 山 義 久 君	会 計 管 理 者 兼 総 合 窓 口 課 長	佐 藤 浩 彦 君
税 務 課 長	小 磯 剛 君	保 健 福 祉 課 長	山 野 辺 幸 徳 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 辰 美 君	商 工 観 光 課 長	柏 村 秀 一 君
都 市 整 備 課 長	有 松 泰 史 君	上 下 水 道 課 長	西 山 貴 夫 君
行 政 管 理 監 兼 危 機 管 理 監 兼 政 策 管 理 監	阿 部 正 人 君	教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	佐 藤 豊 君
生 涯 学 習 課 長	渡 辺 憲 二 君	子 育 て 支 援 課 長	小 椋 勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第441回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午後 1時30分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、矢吹町議会会議規則第120条の規定により、

9番 加藤宏樹君

10番 鈴木隆司君

を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

第441回矢吹町議会定例会が本日3月1日に招集になりましたので、それに先立ちまして、2月28日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画・デジタル推進課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について、事務局長から説明を求め協議をいたしました結果、会期を本日3月1日から3月11日までとし、会議日程については、お手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日3月1日から3月11日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月1日から3月11日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査結果報告書、陳情文書表、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会及び福島県町村議会議長会令和5年度第2回定期総会における議案書等の写し並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、11月分を12月22日に、12月分を1月24日に、1月分を2月26日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結をいたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（角田秀明君） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） それでは、閉会中の所管事務調査の結果を報告いたします。

閉会中所管事務調査結果報告について。

第438回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

議会運営委員会、所管事務調査結果報告書。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

調査結果。

今回、岩手県奥州市を訪問し、次の3項目について視察研修を行ってまいりました。

1つ目は、議会基本条例の見直し、経過についてであります。

2つ目は、議会活性化の取組状況についてであります。

3つ目は、広報・広聴活動の状況についてであります。

それでは、研修項目ごとに各議員の意見等を踏まえ、その内容、感想、所管等を報告いたします。

1つ目の議会基本条例の見直し、経過についてであります。

2019年10月から基本条例の検証を開始し、2020年2月から条文ごとの検証を開始。2021年12月に、改正の発議をしております。その内容は、新規に、災害時の議会対応及び情報通信技術の活用を追加、そして、継続的な議会改革と条例検証の周期についての改正をしております。当議会も議会基本条例制定以来、見直しが図られていないので、見直しの取組が必要な時期に来ています。

2つ目は、議会活性化の取組状況についてであります。

今任期の2022年3月より、議長就任希望者の所信表明が議場で行われ、所信表明の内容は、市民への約束として議長マニフェストにまとめ、併せて工程表が公表されています。奥州議会の見える化の推進については、議案、全員協議会、政務活動資料など、議会に提出された資料は隠すものではないとして、訴訟事案等の個人情報を除いて完全に公開している。当議会では、本会議での議事録、議決結果は公開されているが、予算書、決算書、議案説明資料、委員会議事録、全員協議会での各課報告資料なども公開するべきであると考えます。

政策立案、政策提言サイクルの充実、強化については、政策課題について、議員間討議により政策の立案、当局への提案を行っております。議員間討議については制度化による十分な審議と、市民への説明責任に努めています。全議員が何度も何度も協議を重ね、全会派がまとまって執行部に提案書を提出することは評価すべきであります。これらも、当町議会においても参考にすべきであると感じました。

予算委員会については、2021年9月から、決算と予算審査で意見を付して認定可決する決算認定政策提言、附帯決議をして次年度予算サイクルの策定、検証を図っております。これは、当町でも議員間討議や政策提案等で実践すべきと感じてきました。

3つ目は、広報・広聴活動の状況についてであります。

広報事業としては市議会だよりの発行、議会中継では議場内放送、インターネット配信、ケーブルテレビ配信、ホームページによる詳細な議会情報の発信、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等のSNSでの最新情報の発信、FM放送による議員出演による議会情報発信等を行っていました。また、広聴活動にも力を入れており、議会報告会や懇談会では議会からテーマを絞って、意見広聴会を住民が居住する地域に出向いて聞き取りをするなど、取組を数多く行っていました。当町の広報活動は不十分な点も見受けられ、今回の視察研修の結果を生かしたいと思います。

今回の研修により、本町においても取り組まなければならない事項が確認でき、より具体的な説明もあったため、参考となる点が非常に多く、また、実り多き有意義な研修となりました。

なお、今回の視察研修に参加した議員の感想、所管につきましては、報告書にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、多大なるご配慮をいただきました奥州市議会、菅原由和議長様、議会運営委員会、藤田慶則委員長様、議会広聴広報委員会、高橋晋委員長様、議会事務局長をはじめ、職員の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告といたします。

◎議員派遣報告

- 議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。
- 派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。
- 以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎組合議会報告

- 議長（角田秀明君） 次に、私から白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告をいたします。
- 初めに、令和5年12月25日に開催されました令和5年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は5件であります。
- 内容につきましては、議案第16号及び第17号の条例改正につきましては原案のとおり可決されました。
- また、議案第18号 監査委員の選任につきましては、泉崎村議会議長、岡部英夫氏が選任されました。
- また、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和5年度一般会計補正予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。
- 次に、令和6年2月21日に開催されました令和6年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は6件であります。
- 内容につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に伴う白河地方広域市町村圏整備組合手数料条例の改正と、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の伴う水道用水供給事業敷設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例改正の2件、また、令和5年度一般会計補正予算及び令和5年度水道用水供給事業会計補正予算、令和6年度一般会計予算及び水道用水供給事業会計予算の4件であります。それぞれ原案のとおり議決されました。
- 次に、2月26日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告をいたします。
- 定期総会について報告をいたします。
- 総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第75回定期総会において、町村議会及び議員に係る自治功労者の各受賞者への表彰伝達が行われました。引き続き、県下町村議会議長の出席の下、定期総会が開催されました。
- 提出議案等の内容につきましては、役員異動報告、令和4年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、令和5年度一般会計補正予算（第1号）、令和6年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提

出され、それぞれ承認、または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了をいたします。

◎道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告を議題といたします。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会から調査が終了した旨、お手元に配付してあります道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会報告書のとおり報告がありましたので、委員長から委員会の調査結果について報告を求めます。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会委員長、8番、安井敬博君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査について報告をいたします。

第420回矢吹町議会臨時会において、当委員会に付託されました道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査の経過について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告書。

1番から7番までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

8、調査結果。

調査の趣旨に基づき、道の駅事業及び新町西道路整備並びに一般社団法人まちづくり矢吹への支援事業について、それぞれの事業が適切に執行されたかを調査した。

（1）道の駅事業に関する事項。

道の駅事業に関する事項については、道の駅協議会から発注された実証実験店舗の運営等の業務が随意契約で行われていた。原資が税金であることを考慮し、随意契約に関する規定に違反はないとしても、一般競争入札やプロポーザル等による複数の事業者からの見積り、提案を受けて費用削減を図るべきであった。

道の駅協議会の収支決算報告書の数値に誤りがあることが当委員会の調査で明らかになり、その後、訂正がなされた。しかしながら、訂正された数値について、改めて道の駅協議会の総会において承認を求めるべきであったがなされていなかった。道の駅協議会の事務は町が行っており、町の財務規則に沿って発注等がなされており、協議会の発注、支出内容、決算内容に関しては、町の監査に準じて厳しく検査等を行うべきであった。道の駅事業については、既に現町長により凍結されているが、今後、道の駅事業に限らず、同様の事業を行う際にはこのようなことがないように、町民の理解や合意形成を図りながら推進することを期待する。

（2）新町西道路整備に関する事項。

新町西道路整備に関する事項については、当初、イオン、コメリ、その後、ナフコの企業進出を見込んでの整備であったが、両企業とも進出は撤回されている。イオン、コメリが町に対し、企業進出の撤回をしたにもかかわらず、その後、道路用地の買収が進められた。ナフコに関しては、取締役会で承認されていた計画では

ないということが、ナフコから提出された資料で明らかになった。また、ナフコの常務（当時）より提出されたとされる仮の進出計画書に関しても、社員が押印されたものではなく、これをもって進出計画があったとは判断し難いものであったにもかかわらず、その後もナフコの進出を見込んで開発が進められた。

その後、道路整備に関しては、企業進出を見込んでのものではなく、エリア全体の開発を望む住民の要望に基づいたものであるとの変遷があったが、町による具体的なエリア全体の開発計画もない中で事業は進められた。今後、同様の道路整備やエリア開発を行う際には、その原資が税金であることを鑑み、町民全体の利益につながるよう具体的な開発計画を立てながら、進出を希望する企業等についても、慎重に実行性、実現性を調整することが望まれる。

新町西道路整備は令和5年10月に完了し、供用が開始されているが、町は道路周辺の地権者会との調整などをはじめとし、周辺の乱開発がされないよう留意しながら、町民全体の利益に資する道路周辺エリアの利用がなされるよう期待する。

（3）一般社団法人まちづくり矢吹に関する事項。

一般社団法人まちづくり矢吹に関する事項については、法律により兼任が禁止されている教育委員が役員へ就任していた。法律では、町が法人として設立時、社員になることが可能であったにもかかわらず、不可能であったことを理由に、町長（当時）が私人として設立時に役員になっていた。まちづくり矢吹は、仕事を希望する町民の雇用の確保を目的に、町民のスキル向上や企業から受注した業務を町民につなぎ、所得の向上を図るなどとしていたが、実態は町からの役場業務の請負が売上げの大部分を占めており、その目的は果たされていなかった。まちづくり矢吹が町から受注した役場業務に関しては、それまで役場で雇用されていた臨時職員を会計年度職員へ移行するよりも、まちづくり矢吹へ転籍させたほうが、費用の縮減や雇用の安定を図れるということで実行されたが、当委員会へ提出された資料等によると、効果について十分な検証が不足していた。

既にまちづくり矢吹は解散し、教育委員についても辞任をしており、違法状態は解消している。まちづくり矢吹に転籍した臨時職員についても、会計年度任用職員として再雇用が図られるなどしているが、今後、町が出資する法人設立などの際には、関係法令の調査には慎重を期するとともに、その設立の目的等についても、必要性を十分に検証して進めることを期待する。役場業務は公務員の身分がなくては担えない業務もあるため、会計年度任用制度の趣旨を十分に考慮して、業務委託等を検討する際は慎重に行うことを期待する。

最後に、今後も町が事業を行う際には、議会への事業内容の説明を十分に行い、町民への合意形成と説明責任を果たし、よりよい町政と住民サービスの向上を図ることを期待する。

以上で報告を終わります。

○議長（角田秀明君）　ちょっと待ってください。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

—————（議長が取消を命じた発言）—————。

○議長（角田秀明君）　ほかに質疑はありますか。

〔「ただいまの質疑は質疑ではなく、個人の意見を反映した意見であり、あくまでも質疑

はこの報告に対しての内容に求められるべきであるのが、今は全く違う質疑でありました。内容として削除すべきところを削除してください」と呼ぶ者あり]

○議長（角田秀明君） 暫時休議します。

〔「議運開いてもらえますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 議運委員会を開いてください。

（午後 2時12分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時45分）

○議長（角田秀明君） 先ほどの熊田議員の質疑に対する対応について、議会運営委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議会運営委員会より報告をいたします。

先ほど報告がありました、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告に対する熊田議員の質疑に対し、青山委員より、報告書に対する質疑ではない部分があるので削除すべきである旨の発言があり、その対応等について、議会運営委員会を開催いたしました。両議員から説明を聞き、協議をした結果、特別委員会報告書に対する質疑以外の部分は削除することに決まりましたので、報告をいたします。

なお、削除する部分につきましては、角田議長と私で確認をすることになりましたので、あわせて報告をいたします。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告は、委員長報告のとおり決定されました。

これをもって、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査を終了することにいたします。

ここで暫時休議いたします。

3時再開、よろしく申し上げます。

(午後 2時49分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 3時00分)

◎町政報告並びに施政方針

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 皆さん、こんにちは。

第441回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長はじめ議員の皆様へ感謝を申し上げます。

また、傍聴に来ておられる方には、本当に感謝申し上げます。

また、1月1日の能登半島沖地震によりお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第441回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承をお願いします。

初めに、令和6年町民新年会についてであります。1月16日、ホテルニュー日活において、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合、矢吹町商工会との共催により、感染症等の感染防止に配慮しながら開催いたしました。

町民新年会は、異業種間の交流による情報交換等から地域の産業、文化等の発展、向上に資することを目的に開催しております。約150名の関係各位が一堂に会し、町長による主催者挨拶及び角田町議会議長をはじめ来賓の皆様への祝辞の後に、昨年9月に行われました第31回全国古希軟式野球大会において、氏家孝紀様、遠藤大様が所属する福島スターズが全国の強豪チームひしめく中、見事準優勝に輝きました。また、長年の地域スポーツへの貢献、それから現在も現役で活躍されている、選手、監督、審判として活躍されていること等から、代表して遠藤大様へ、矢吹町未来を担うスポーツ功労賞として町長より表彰いたしました。

続いて、鏡開き、乾杯を行い、歓談中のアトラクションでは、きさらぎ会による琴の演奏や、花吹流寿々蘭会、矢吹スポーツ民踊ひまわり会による祝踊が披露されました。

次に、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトについてであります。本プロジェクトにおける、スポーツの多様性、躍動感や楽しさ、多様な交流を目指した機運醸成イベントとして、令和5年11月2日に開催したボンズカップ3×3バスケットボール大会に続き、令和5年12月2日、KOKOTTO特設会場におきまして、YABUKIストリート陸上を初めて開催いたしました。陸上女子100メートル及び200メートル日本記録保持者の福島千里さんをゲストに迎え、陸上女子400メートル日本記録保持者の千葉麻美さんとのトークセッ

ション、子供かけっこ教室、30メートルダッシュチャレンジを行い、町内外から延べ約200人の参加者とともに多くの来場者により、まちなかのにぎわい創出を図りました。

引き続き、「誰もがそれぞれのカタチでスポーツや運動を楽しめる町、多くの人が集まりに賑わう町」として、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場の提供を目指した取組を進めてまいります。

次に、矢吹コミュニティバスについてであります。移動手段を持たない方の交通手段を確保し、将来を見据え、誰もが町内の移動を便利に、そして、安全・安心に行える交通環境を整備する施策として、令和4年12月より実証実験に取り組んでおりまして、令和5年4月から12月末までの9か月間で延べ1,536名、1日平均9.9名の利用がありました。

今後も利用者のご意見等を踏まえ、公共交通の充実を図ってまいります。

次に、やぶき公共交通セミナー2023についてであります。矢吹町がこれまで展開してきた公共交通の取組や、今後導入を予定しておりますAIを活用したオンデマンドバスを紹介するため、12月2日に矢吹町複合施設KOKOTTOにおいて、セミナーを開催いたしました。

また、あわせて、群馬大学次世代のモビリティ社会実装研究センターが所有する超小型のEV（ナノモビリティ）の展示や、株式会社桐生再生が所有するスローモビリティの低速運動コミュニティバス（MAYU）の体験試乗を実施し、未来の移動手段を身近に感じていただくイベントを実施いたしました。

次に、遊水地事業についてであります。

12月20日に、三城目地区遊水地対策協議会の堀井会長、小針副会長、飯島副会長、上野副会長が福島河川国道事務所を訪れ、遊水地事業に係る住民説明会の早期開催や阿武隈川流域の皆さんへの遊水地整備の目的や効果について丁寧な説明などを求める要望書を提出し、丸山所長から、今後は全体説明会を行い、3町村が安全に暮らせるよう住民の意見、協力・支援をいただきながら事業を進めていきたいとお話がありました。

1月29日には、第6回阿武隈川上流流域治水協議会が郡山市で開催され、福島河川国道事務所に対し、阿武隈川流域全体、言わば特に下流域なんです。に遊水地整備の理解醸成を図る取組を求め、流域全体で遊水地をはじめとする治水対策に取り組むとともに、これは国からなんです。丁寧な説明をしてほしいと要望いたしました。

また、1月30日に、遊水地整備後の利活用について検討するため、学識経験者や3町村長、県、国で構成される上流遊水地群地内利活用検討会が鏡石町で開催されました。平常時の利活用を検討するに当たり、適正に遊水地を維持管理、地内利活用をしていくためには3町村だけではなく、国や流域自治体と一緒に考えていくことが重要であるということを提言し、国が主体的に責任を持って、持続可能な地内利活用を検討していくべきであるということを要望いたしました。今後、令和10年度の遊水地完成に向けて、県・流域自治体等と連携して議論を深めてまいります。

さらに、2月13日、14日、15日の3日間にわたり、三城目集落センターにおいて、国による阿武隈川遊水地整備計画に関する住民説明会が開催されました。これは、さっきの記述のとおり、協議会とかで要望した中身であります。これが国への説明会として実施されたということでもあります。三城目集落センターにおいて、国による阿武隈川遊水地整備計画に関する住民説明会が開催され、地域住民や地権者等、約47名が出席いたしました。説明会では、遊水地計画の進捗状況について報告があり、参加者からは遊水地に対する意見や要望が多く

挙げられました。地域の皆様が求める遊水地整備事業となるように、三城目地区遊水地対策協議会の皆様をはじめ、地域住民や地権者の皆様と協力しながら、国や福島県に対して、引き続き、適時的確な提言を行ってまいります。

次に、町独自の経済支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の活性化を図るため、町内の小規模事業者や中小企業者で組織する団体が個人消費の喚起及び販売促進につながるイベント等を実施する場合に要する経費を助成し、1月末現在、2団体に32万1,000円を交付いたしました。

また、矢吹町商工会と協力し、矢吹町プレミアム商品券第2弾の発行に向けて、商品券の購入申込みの受付を行いました。商品券の販売開始は、3月25日を予定しておりまして、同日から8月31日まで使用可能となっております。プレミアムの付与率は、前年度と同じ30%で、1枚当たり1,000円の商品券を13万綴りで1冊とし、合計2万冊、総額2億6,000万円規模の事業を実施しております。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他の21項目につきましては、お手元に配付いたしました第441回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「施政方針」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 失礼いたしました。

それでは、施政方針のほうを続けて。それでは、失礼しました。それでは、続きます。

続きまして、令和6年度施政方針を述べさせていただきます。

議員各位には、平素から町政運営にご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

本日ここに、第441回矢吹町議会定例会を招集し、令和6年度の予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、ポストコロナ時代における自治体運営についてであります。

ポストコロナというのが一つのキーワードだと思いますが、新型コロナウイルスの法的な位置づけが、令和5年5月8日に2類相当から5類に変更されました。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として残る一方、3年にわたって続いた多方面の制約が解除され、社会経済活動は徐々に回復に向かっております。ポストコロナ時代における自治体の運営は、テレワークの普及であるとか、オンライン会議の活用、そして地域コミュニティの変化など、コロナ禍における様々な経験を受けて変化した、従来の延長ではない生活様式や価値観などを踏まえ、新たな視点により取り組む必要があります。

このため、全ての施策において、令和3年度に策定したデジタル田園タウン構想に掲げた項目を基軸とし、最先端のデジタル技術等の活用を一層強化し、都市を上回る利便性と魅力を備える新たな地方像を実現してまいります。

次に、デジタル田園タウン構想事業についてであります。

国では、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上を図り、地域活性化を目指す政策として、デジタル田園都市国家構想を進めております。

デジタル技術が急速に発展する中、デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっています。

ただし、デジタルは道具であります。デジタルデバイドによる様々な格差等を生み出さないような注意が必要であります。

本町では、デジタル田園タウン構想事業基本方針を策定し、都市を上回る利便性と魅力を備える新たな地方像、都市を上回る利便性も実現可能であるし、そしてまた、魅力がもちろんそもそもあると、自然をはじめ。そういう新たな地方像を実現するということであります。

地域の豊かさを生かし、幸せに暮らせる社会、デジタル田園タウン、誰一人取り残されない社会を目指しております。

事業推進する組織体制につきましては、令和4年6月より、私が最高統括責任者、そして副町長を本部長とする矢吹町DX推進本部を設置し、情報収集、方向づけ、観察、最善の決定、実行、これらのプロセスを繰り返して行いますOODAループというものがあります、こういった手法がありますが、を活用しながら、柔軟でスピード感を重視した取組を、組織と人材の両面から推進する全庁的な体制を構築し、進めております。このOODAループにつきましては、以前、全協でも説明をしたことがあります。

続けます、柔軟でスピードを重視した取組を組織と人材の両面から推進する全庁的な体制を構築し、進めております。

また、若手職員が専門部会の構成員として積極的に関わっており、デジタル実装に向け、町民の皆様全てに恩恵をもたらす、誰一人取り残されない視点や効率性と効果を重視したサービスの提供など、地域に寄り添った安心感がある仕組みづくりを目指し、新たな時代にふさわしいまちづくりを引き続き進めてまいります。

誰一人取り残されない視点、そしてまた、でありながら効率的な行政、あるいは町民の皆様にも効率的な形でしっかりとサービスをお届けする、これは恐らくデジタルをしっかりと実装したことでなければ、恐らくできないであろうと思われまます。これにチャレンジしていくということでもあります。

地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的かつ主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、その旗を、今、申し上げたような旗を高く掲げる必要があります。

都市を上回る利便性と魅力を備える地方像を実現するため、デジタル実装に必要なデジタル基盤の整備、インフラをはじめとしたデジタル基盤の整備、あるいはデジタル人材の育成・確保、そして、誰一人取り残さないための取組に引き続き取り組みまして、安全なまち、幸せなまち、展望するまちを実感できるデジタル田園タウンを明に見える形として実現してまいります。

次に、子育て世代に選ばれるまちについてであります。

みんなで支え合う地域のコミュニティを維持・発展させていくためには、人口増加が大切な要素の一つであると考えております。

これは、よく私、申し上げますが、SDGsと言うが、自然のSDGsだけではありません。やはり地域社

会がそのコミュニティが再生産できなければ、その自然も守れない、SDGsもできないということで、その全ての基盤、それがやはり人口増加であったり維持であったりということだと思います。昨年12月には、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が、2050年までの将来推計人口を発表いたしました。その内容は、2050年、この福島県全体の人口が、124万7,000人となり、2020年から32%減少するという大変衝撃的なものであります。こうした、少子高齢化や人口減少問題などの現状を全国共通の不可避な流れ、もう避けられないと、誰も止められないということで、単純に甘受するわけではなく、甘んじて受けるわけではなく、主体的な取組次第で変える、あるいはそれについてのスピードを遅くするということができるものと、私は以前から申し上げていたかと思いますが、何とかそれに立ち向かっていくということで、子供から高齢者まで全ての皆様が住み心地のよいまちにするため、まちづくりに取り組んでおります。

ちなみに、この12月たしか23日だったと思いますが、民報に出ましたこの推計の中で、矢吹町は2050年度でも高齢者比率、それからあとはゼロ歳から14歳までの若い世代の比率が大変いい形になっておりまして、現在の取組を伸ばすと、将来に伸ばすとそういうことになるのかもしれませんが、大変心強い結果が12月23日の民報に出ておりました。機会があれば、ぜひご覧いただければと思います。

また、そういったことについて、せっかくそういった推計も出ているので、何とかしてこの流れを変えずに、いい方向で持っていきたいと思っているわけであります。

現在、若い世代、子育て世代に選ばれるまちを目指して、様々な子育て支援策に取り組んでおりますが、今後も妊娠から出産、子育ての期間において、切れ目のない手厚い支援を充実させるほか、魅力ある教育環境の整備を進め、その取組を積極的に情報発信していくことで、この情報発信も大事であります。ことで、子育て世代の安心・満足度を高め、本町への定住・移住につなげてまいりたいというふうに考えております。

これちょっと補足しますが、移住・定住でほかから子育て世代引っ張ってくるというだけではなくて、以前から申し上げていますように、小中学校等ではそんなお話をして、本町で育つ子供たちについても、ぜひ郷土の愛着を持ち、そしてまた愛着とそれから誇りを持っていただき、残ってくれる、あるいは戻ってくれる、そういった心に種をまいていく、これは自由が前提です。どこに行ってもいいです。だけれども、その中で、心に種をまいてぜひ戻っていただけるような可能性をしっかりと残しておくということで、先ほどの少子高齢化に対抗していくことの一つというふうに考えております。

次に、国の大規模プロジェクトの推進についてであります。

国土交通省東北地方整備局の大規模事業である一般国道4号矢吹鏡石道路及び阿武隈川緊急治水対策プロジェクトについては、国の市道の下、実施される事業ではございますが、将来のまちづくりにおいて大きな影響があります。これは大変大きな影響あります。安全・安心な整備はもとより、町民の皆様にも恩恵がある事業となるよう努めてまいります。

一般国道4号矢吹鏡石道路については、道路計画沿線の住民の方や道路利用者等から、道路整備事業について様々なご意見やご要望が出されております。町として、出されたご意見等を真摯に受け止め、住民の皆様が真に求める道路整備事業となるよう事業のさらなる促進に向けた、国、あるいは関係者、関係団体等との協議を進めているところであります。今後もその協議をしっかりと進めてまいります。

また、国道4号の拡幅に併せ、町道等の道路網計画につきましても、町のさらなる発展を見据えて、利用者

の安全・安心はもとより分かりやすい道路となる、そしてまた、町の発展につながるような計画策定に向けて、引き続き庁内で調整を行ってまいります。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトについては、遊水地事業の推進と併せ、農地利用も含めた区域内の利活用について検討が進められております。阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会のほか、本町、鏡石町、玉川村の3町村の特色ある意見、これらを反映させるための作業部会も設置されることから、地域振興に資する持続可能な利活用の方向性等について、今後協議を進めてまいります。

なお、遊水地の維持管理や利活用に必要な人、物、金をどう負担し合うのか、流域治水・遊水地に対する流城市町村の理解醸成が大変重要であることから、引き続き議論を深めてまいります。福島民報等にも、これらの議論については報道されておりますし、私なり、3町村の意見も書かれておりましたが、どのような利活用をするかについては、その利活用をする際の必要なコストあるいは人、物、金をどう負担するのかということについて現在、非常に大きな課題となっております。これは、国に負担してもらうのか、あるいは流城市町村の中できちんと負担ができるような理解が進むのかということが大変大きな課題であります。これからも、それについてしっかりとした議論を進めてまいります。

両事業とも、関係者及び地域に丁寧に関わりながら、地域や個人の課題、意見等が事業にしっかりと反映できるよう、国・県に対し、積極的に要望活動を行ってまいります。

次に、第7次矢吹町まちづくり総合計画の推進についてであります。

令和5年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画が最終年度を迎えることから、まちづくり総合計画の集大成として、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の着実な推進を図ってまいりました。

また、第7次まちづくり総合計画の策定に当たっては、住民の声を反映しながら、第6次まちづくり総合計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、世界共通の目標であるSDGsへの取組や、物価高騰、デジタル化などの新たな課題への対応を考慮し、計画策定を進めております。

本計画の基本理念としては、「共生・調和・挑戦未来を見据えた持続可能なまちづくり」としており、町民・事業者・行政の協働により持続可能な矢吹町の実現に向けて、誰一人取り残されないまちづくりを描き、推進してまいります。

それでは、令和6年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

はじめに、農業政策に関する取組であります。

阿武隈川の遊水地整備については、流域治水として安全・安心な防災、減災の環境を整える事業として国主導で進められておりますが、本町の優良な農地が大きく減少するということから、農業政策においても多大な影響がある事業であります。その整備については、地権者の皆様、三城目地区遊水地対策協議会をはじめ、関係機関の方々のご意見を十分に踏まえ、地域に寄り添った対応策をしっかりと行っていくとともに、地域の安全性がより高まる流域治水の計画となるよう、地域の意向をしっかりと、鏡石町、玉川村と共に国・県に積極的に要望してまいります。

また、本町の農業政策において、農家の高齢化、担い手不足、家族経営の限界、遊休農地拡大などの課題があります。担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる、やはり稼げる農業、こちらをモデルとしても、あるいは実際のロールモデルとしても、しっかりと提示していかなくてははい

けないのかなというふうに思っています。これからもその支援を強化してまいります。

農業経営の形態支援として、農地中間管理機構を通じた貸手、借手の支援を講じる農地中間管理機構活用事業に取り組むとともに、土地改良事業による圃場整備の推進及び強い農業づくり推進事業や環境に配慮した持続可能な農業による、安全・安心な農産物づくりを推進してまいります。また、担い手の支援として、育成活動、機械導入、スマート農業、法人化、経営改善計画などについて、担い手の経営に合わせた支援策の充実を行ってまいります。

用水の供給が困難な圃場につきましては、耕作放棄地にならないよう畑作への転換等を図り、農地としての持続的な利用を促すよう検討いたします。

なお、農家の所得向上策については、経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化拡充を図るとともに、飼料用米、いわゆる餌米などの新規需要米の作付に対し、現状に合わせた町独自の上乗せ助成を図ってまいります。

加えて、一般社団法人日本食農連携機構との連携により、集落営農や農業生産法人による共同経営に関する先進的な事例を調査研究し、本町に新しいブランドとなる魅力ある農産物の開発、そして産地化を図るための農業体験の構築に力を注いでまいります。一般社団法人食農連携機構は、その組織の中に、SB食品、その他もろもろの大手の食品のメーカーであるとか、あるいは非常に有名な大変多くのノウハウやら実績を持っている農家を抱えておりますので、ぜひそれらのノウハウと、それからパイプを生かして新しいブランドをつくり上げるであるとか、様々な可能性を追求してまいりたいというふうに思っております。

続いて、移住促進に関する取組であります。

町外、県外からの移住促進を後押しするため、本町の特色や強みなどをPRしながら事業を進めてまいります。

本町は、農村部と都市部が混在しており交通体系に恵まれていることから、豊かな自然の中で田舎暮らし、通勤や買物に便利な場所での生活などが選べる、特色のある住環境であり、移住者を呼び込むための着目すべきポイントでもあります。豊富な農地を利用した家庭菜園や大池公園でのキャンプ、温泉・ゴルフ三昧の生活など、移住を希望する方のライフスタイル、その求めに応じた矢吹暮らしの魅力と移住定住に関する支援制度の内容をSNSを活用しながら積極的な情報発信に努めてまいります。

また、定住を促進するため、空き家バンクの拡充を図るとともに、本町の持つ魅力を発信し、交流・関係人口の増加を図るタウンプロモーション事業及び若者の定住化を支援する若者住宅取得助成事業、令和3年度より実施しております奨学金の返還額の一部を助成する奨学金返還支援事業などを継続して取り組んでまいります。

なお、住まい、仕事、子育て、教育等の各種支援施策を含め、全ての移住促進事業を関連づけした魅力発信により、移住者の増加を目指してまいります。これも発信が非常に大事だと思います。

続いて、企業誘致に関する取組であります。

企業訪問につきましては、東北自動車道、東北新幹線、福島空港、あるいは高速バスなどの交通体系に恵まれている点や、本町の環境のよさを積極的にアピールするため、首都圏、関西圏等に出向いて企業訪問を行う、可能な限り積極的に行うということで、情報収集に努めるとともに、町内企業との一層の絆を深めてまいりた

いと考えております。これらは、新たな企業誘致も大変大切なのですが、やはり今、いただいている企業が何を求めているか、これは例えば労働力が非常に不足していると。2024年問題は運送屋さんとかそれだけじゃないんです。本当に人手不足なんです。だから、その人手不足を我が矢吹町の中で、就職その他もろもろでしっかりとバックアップしていく、場合によっては、外国人労働者も含めて将来の課題含めてバックアップしていかなないと、来た企業は逃げてしまうと。それも含めて、むしろ増やしてもらうために、今、矢吹町の中でもどんどん設備投資をやっていただいている企業もありますが、そういった今の企業に、どうやって矢吹町っていいところだなと、自分の社員を預ける、そして、きちんとした生産活動やロジスティクスも含めてしっかりとしたものができるということを理解していただいてというのが非常に大事だと思います。すみません、余計なことを言いましたが。

企業の振興策については、町内事業所が現在抱えている人手不足問題を解決するため、矢吹経営懇話会主催による光南高校における合同企業説明会の開催や職場体験の実施、外国人技能実習生を対象とした生活ガイドブックの作成・配布や交流イベントを実施し、企業の人材確保を図ります。

次、商業活性化対策推進事業については、創業者に対する支援策を講じるとともに、担い手不足等に起因する小規模事業所や店舗の廃業を防ぐことを目的とした事業承継を支援する取組を実施します。また、町内全域における空き店舗等の進出に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ります。加えて、中小企業、小規模事業所が果たす重要性を鑑み、中小企業・小規模事業所における検討を通し、経営基盤の強化、振興施策の計画的な推進を図り、地域内経済の循環による持続可能な地域社会の形成を展開してまいります。

企業誘致促進事業につきましては、新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援策について企業訪問を通じ、積極的にPRしながら取り組み、活気とにぎわいのあるまち、住みやすく幸福度の高いまちを目指し、全力で企業誘致に取り組んでまいります。

続いて、子育て支援に関する取組であります。

これまでも、子育て支援については、限られた人材と財源に加え、デジタル技術を有効に活用しながら、若い世代、子育て世代に選ばれるまちを目指して進めてきたところであります。

今後もまちづくりの柱の一つに掲げながら、子供たちの夢を応援し、将来の幸せな生活につながる支援を町、地域及び保護者がともに力を合わせ子育てする環境の構築を目指してまいります。

また、町内施設等を有効に活用しながら、子供から高齢者まで、様々な世代が楽しく活動できるスポーツ×デジタル振興プロジェクトに取り組み、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した特色あるまちづくりにより、活気とにぎわいを展開してまいります。

なお、子供たち目線で考えるまちづくりとして、小学6年生が子供議員として活躍する子ども議会開催事業や、中学生が自ら課題を主体的に見つけ、地域の協力を得た体験により解決策を見いだす矢吹創生学などを通じ、提案された意見等について検討してまいります。

子育て支援の充実については、特に、子育て世帯への相談体制の強化が望まれており、令和6年度にこども家庭センターを設置し、全ての子供、妊産婦、子育て世帯に寄り添った切れ目のない支援を進めてまいります。

乳幼児期における支援の充実については、待機児童解消継続事業により、子育て支援にとって重要な保育園

等について、民間施設と連携し、保育士の確保に努め、子育て世代の負担軽減を図り、園児が安全・安心に過ごせる教育関係の整備に努めてまいります。

これは、共稼ぎのご両親にとっては、それから子供たちと、両方にとって大変大切な課題です。それが、相当あらゆるところに影響していくというところであります。

学校教育の充実については、導入した電子黒板、タブレットを活用したプログラミング教室や、学習支援アプリの取組により、論理的思考、よくロジカルシンキングが足りないというふうに言われますが、論理的な思考、それからデジタル社会に対応する力を身につける学習に取り組んでまいります。

なお、矢吹の町立小学校の適正規模及び適正配置について議論を進め、望ましい小学校の教育環境として目指す姿の検討を始めてまいります。

生涯学習・生涯スポーツの推進では、複合施設管理運営事業により、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの中心となる拠点の整備、人材育成を進めるとともに、各種事業との連携を図り、将来を見据えた運営方法について検討しながら、事業を推進してまいります。

文化・芸術の振興については、町民文化祭、あゆり祭が50周年を迎えることから、記念事業として多彩な芸術文化の展示及び講演等を実施してまいります。

また、歴史民俗資料の活用については、関係者や学芸員等の専門家との協議により、民俗資料の活用や歴史民俗資料収蔵庫の整理を進めるとともに、歴史民俗資料館の整備について検討してまいります。

安心して子供を産み育て、楽しく子育てができる、安心して子育てができる家庭への支援、子供たちが健やかに成長できる環境や、夢の実現のため、楽しく過ごせる学校生活など、充実を図りながら、子供たちが本町の魅力を体感、経験し、将来、本町出身であることが誇りであり、愛すべきふるさととなる、そういったまちづくりに取り組んでまいります。

続いて、高齢者等支援に関する取組であります。

高齢者に優しい生活環境整備の一つとして、現在、巡回型コミュニティバスの実証実験を実施しておりますが、令和6年度は、矢吹町地域公共交通計画に基づきまして、さらなる地域公共交通の利便性向上に努めてまいります。本計画における主軸として、乗り合いの調整、ルート自動生成をAIが自動で判別し、最短の道順を選ぶなど、効率運行ができ、利用者のニーズに即し、利便性の向上が大いに期待できるAI活用型オンデマンドバスを掲げております。行き活きタクシー事業の推進と併せてAI活用型オンデマンドバスの実証運行等にも積極的に取り組んでまいります。

なお、地域公共交通の充実は、子供たちの安全な登下校、あるいは部活動、その他もろもろの活動がありますが、放課後の、そういった移動手段の確保等への活用も考えられることから、将来の発展性も見据えて推進してまいります。

次に、介護保険支援事業につきましては、高齢者が安全して暮らせるまちづくりを目指し、介護認定者に対する必要なサービスの提供を行います。

また、健康寿命の延伸という観点から、介護予防事業に力を入れ、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、これまでの取組に加え、運動機能の衰への対応、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援等の取組を実施いたします。

これらにつきましては、コロナでのお年寄りをはじめとする閉じこもり、それから活動の停滞、これを何とかして盛り返して、そしてお年寄りの、先ほどのフレイル化、こういったものを予防していくことが非常に大切だと思っています。

次に、障害者自立支援事業については、障害者総合支援法に基づく自立支給給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象としたサービスにより、障害者の自立に対し、総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図ってまいります。

また、高齢者福祉サービス事業として、独り暮らし高齢者等への家庭ごみの訪問収集、配食サービスや緊急通報システム事業による見守り体制の整備及び訪問理美容、床屋さんとかですね、理美容サービス事業等を継続し実施するほか、令和6年度、新年度より聴力低下、認知症予防や積極的な社会参加を支援することを目的とした、高齢者への補聴器購入費の一部助成事業を実施し、地域で安心して自立した生活ができるように支援を行ってまいります。

加えて、元気な高齢者活動事業、高齢者生きがづくり事業など、多年にわたり社会に貢献していただいた皆様の活動を支援する事業に取り組んでまいります。

続いて、防災・減災に関する取組であります。

災害対応につきましては、災害対応推進事業により、地震、台風、豪雨などに迅速に対応するため、随時、防災関係計画の見直しを行うとともに、活動資材や災害備蓄品等の適切な運用管理に努め有事に備えてまいります。

また、防災意識の向上に資する普及啓発や地域との連携を図るため、消防団活動の充実や防災士資格取得者への支援等を行い、地域防災リーダーの育成を図ってまいります。

そのほか、谷や沢を埋めた大規模な造成地において、大地震時における盛土全体の地滑りの変動による宅地の被害を軽減するため、大規模盛土造成地の安全把握調査を実施いたします。令和6年度については、これまでの調査により把握しております町内で3,000平方メートル以上の盛土造成地30か所のうち、調査等の優先度が高い2か所の大規模盛土造成地の地盤調査により地形や地質、地下水位等を把握した上で安全性の確認を行い、今後の対策の必要性の判断材料とすることとしております。

以上、令和6年度に重点的に取り組む事業について、基本的な考えをご説明申し上げました。まちのにぎわいと魅力を創出し、本町のさらなる飛躍と発展を実現できるものと確信して、全力で町政運営に取り組んでまいります。

それでは、令和6年度の、続きまして予算の概要について、一般会計を中心に説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計、下水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で、118億446万6,000円、前年度予算比2億1,621万2,000円、1.9%増となりました。

一般会計の予算規模は、83億4,200万円で、前年度予算比2億4,200万円、3.0%の増となっております。

歳入の根幹であります町民税につきましては、個人町民税の営業所得、農業所得ともに物価高騰の長期化による影響を受け、収益低下が続くとされており前年比で減額を見込んでおります。給与所得についても、前年度より減額と見込んでおります。法人町民税につきましては、均等割については同額程度を見込んでいるものの、法人税割の減等により、減額を見込んでおります。また、固定資産税については、新築住宅の減少により、前年度比減少、家屋は減額を見込んでいるものの、償却資産の増等により、増額を見込んでおります。

町税に次いで、主要な歳入科目である地方交付税については、全体として前年比で減額を見込んでおります。国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業が終了したということに伴い減額を見込んでおります。県の支出金につきましては、新規就農者育成総合対策事業費の増加等により、増額を見込んでおります。

また、繰入金につきましては、各種目的基金の繰入れと併せ財政調整基金の繰入れにより増額を見込むものの、町債につきましては、起債事業費の抑制により減額を見込んでおり、必要な歳入の確保に努めながら、さらなる財政健全化の実現を目指した予算編成となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に説明いたしますと、町税が0.5%増の24億2,074万1,000円、地方消費税交付金が12.3%減の4,560万円、地方特例の交付金が低額税制による国からの全額補填により、278.3%増の8,700万円、国庫支出金が3.6%減の10億8,608万6,000円、県支出金が7.4%増の6億5,486万8,000円、繰入金が107.2%増の7億367万6,000円、町債が1.5%減の5億6,780万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書のとおりであります。

続いて、令和6年度行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革については、これまでも財政再建等にいち早く取り組んできたところであり、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果施行、住民満足の重視、そして競争原理の導入など、住民本位を基本にしながら、民間の競争原理を一定取り入れた行財政経営の転換を進めてきたところにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、そして町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織・職員体制についても、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせ柔軟に対応してまいりました。

これまで、東日本大震災の復旧・復興、さらには令和元年10月発生の台風第19号及び令和3年2月発生及び令和4年3月発生の福島県沖地震、この復旧、被災者支援など、大変厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念の下、一丸となって皆様と共に取り組んだことにより、行政サービスにおける一定の成果とともに健全化判断比率等の財政指標の一定の改善が図られたところでもあります。ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、自立・持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけるには、今後さらなる努力が求められるところと考えております。

令和5年度が最終年度となる第6次矢吹町行財政改革大綱では、行政を経営するという視点に立ち、限られた人材や予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革を併せて行う改革への転換を図ってまいりました。

令和6年度から新たにスタートする第7次矢吹町行財政改革大綱では、これまでの理念を継承しつつ、今後の行政運営において喫緊の課題とされている人口減少・少子高齢化による労働力不足や税収減への対策、これは国に交付金等のこれからの減少等も見込まれる中ということもございます。対策や、公共施設の老朽に伴う財源不足等の問題に対応していくため、職員の育成や行政事務の効率化、財政の健全化の取組、安定した行政サービスを持続的に提供できるよう努めてまいります。

次に、令和6年度の組織機構の考え方について申し上げます。

令和6年度は、町の最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画の初年度を迎えます。新たな課題への対応が求められる時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な矢吹町の実現に向けて必要な体制の強化を図ってまいります。

組織体制につきましては、基本的には令和5年度組織体制を維持しながらも必要な体制の強化を図り、適材適所の人事配置によるサービスの質的向上と、確実な事業実施に取り組んでまいります。

特に、子育て支援のさらなる充実を図るため、令和6年4月1日より子育て支援課を3係体制に拡充し、同課内に矢吹町こども家庭センターを新設します。

これに伴い、子育て支援課の執務場所を町文化センターへと移動し、全ての子供とそこご家族、妊産婦からの悩み事や心配事に対し、保健師、社会福祉士、管理栄養士等の様々な専門職が母子保健と児童福祉の両面から一体的にサポートし、結婚前から、妊産婦、子育て世帯へと、子供を中心とした、これまではちょっと切れ目ができてしまいましたが、これからは、子供を中心とした切れ目のない支援を行ってまいります。

職員の定員管理につきましては、令和6年度が初年度となる第4次矢吹町職員定員適正化計画に基づき、任期の定めのない常勤職員を中心とした効果的な組織運営の推進、人材育成効果制度を活用した職員の育成強化を基本に、外部人材や民間委託の活用の推進などに取り組んでまいります。

各種政策、施策、事務事業が効率的に行える組織運営を行い、町民の皆様の声をしっかりと政策等に反映でき、便利で簡素、分かりやすい組織経営を行ってまいります。

終わりになりますが、先の見えない社会情勢の中、厳しい財政運営は続きます、などの課題はあります。しかし、矢吹町民の皆様が、これからも明るく元気に笑顔があふれ豊かに生活することができる、矢吹町に生まれてよかった、矢吹町に住んでよかったと思っただけのような町にすること、これが私の、2期目の私の重要な職務であると認識しております。

そのためには、現在、策定作業を進めている第7次矢吹町まちづくり総合計画の着実な推進と財政のさらなる改善に取り組み、確かな財政基盤を確立するとともに、大事なものは財政基盤の確立と、それからさらなる発展であります。矢吹町のさらなる発展のために、子育て支援、あるいは住民福祉の向上、そして、しっかりとした発展と、そしてまた、町のにぎわいのために、未来に向けたインフラ整備を進めていくと。町民の皆様が誇れるような未来をつくってまいりる所存であります。

今日、光南高校の卒業式に行きましたら、私がちょっと話をしようとしたものを前の方に取られてしまったんですが、言葉として未見の我というのが、いまだ見ぬ私、我ということではありますが、それはいまだ出会ったことのない私、私というより、だから私、ここで言ったら町ですね。そしてもう一つは、試練を経て成長した私ということですが、でもこれは試練、様々なことを経て、そしてさらに成長、発展して、町の人たちが幸せになる、豊かになる町、ぜひ未見の我を、矢吹町の可能性をしっかりと実現していくと、発展して、町民の皆さんが幸せで安心であり続けるということを願って、未見の我ということを最後に申し上げて、矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

令和6年度当初予算案につきましては、何とぞ、原案どおりご承認をいただけますよう、ここにお願い申し上げます。令和6年3月1日、矢吹町長、蛭田泰昭。

長時間ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告及び施政方針は終了をいたします。

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。時間を延長して会議を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それではご説明いたします。

日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決第1号 損害賠償の額を定めることについて）本件は、令和5年12月15日、午前7時35分頃、町道堰の上7号線において、車両がL型側溝上を走行する際、グレージング蓋が跳ね上がったということにより、リアバンパーが破損する損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は6万2,384円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第184条第1項の規定により、令和6年2月2日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第184条第2項の規定による報告のため討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第2号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,510万円を追加し、総額を89億818万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金5,870万円、繰入金800万円、町債1,840万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を低所得世帯に対する給付金等により5,870万円の増額、農林水産業費をため池しゅんせつ工事により1,840万円の増額、土木費を除雪委託料により800万円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結をいたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより発議第1号 矢吹町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 発議第1号 矢吹町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成4年12月16日に公布された地方自治法の一部を改正する法律、令和4年法律第101号により、地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人の請負に関する規制を緩和する規定が整備されました。これを受け、本議会において、その請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務執行の適正を図ることを目的に、矢吹町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより発議第1号を採決をいたします。

お諮りをいたします。発議第1号 矢吹町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第1号～議案第24号）

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより議案の上程を行います。

議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号を一括して議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

日程第9、初めに、議案第1号 矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第11号に関連するものであり、本条例は白河市、西郷村、泉崎村、中嶋村及び矢吹町の公の施

設の相互利用に関する協定書の構成市町村住民が、矢吹町の総合利用対象施設を利用する場合の各施設の条例の適用について、協定市町村に住所を有するものを矢吹町に住所を有するものとみなす旨が定められたものであります。当該協定の対象施設の見直しにより、対象施設に変更があったことから、所要の改正を行うものであり、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第2号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方自治法の一部改正及び昨年10月の福島県人事委員会勧告による令和6年6月期からの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴い、パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当支給との均衡を鑑み、短時間勤務を行う任期付職員及び一定の期間内に終了することが見込まれる業務に対し対応するため、期間を定めて採用された任期付職員についても勤勉手当を支給するなど、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年10月の福島県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等により通勤手当の支給上限額を引き上げるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第4号 矢吹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方自治法の一部改正及び昨年10月の福島県人事委員会勧告を踏まえ、令和6年6月期からの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく総務省による技術的助言に、令和6年能登半島地震に係る職員派遣に対応するため、災害応急作業等手当の運用について定めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用するものであります。

次に、議案第6号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和6年度から3年間における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、所要の改正を行うものであります。

介護保険制度においては、3年後ごとに事業計画の見直しと保険料の算定を行うことになっておりますが、本町におきましては、平成27年度から令和5年度までの保険料について、社会情勢等を鑑みて据え置いてまいりました。令和6年度からの第9期介護保険事業計画について、介護保険運営協議会からの答申を受けまして、保険料を現行の月額基準額5,495円に400円を増額し5,895円と改定する内容であり、第9期矢吹町介護保険事業計画で見込まれた高齢者数及び介護給付費、第9期計画以降の将来負担等を勘案した上げ幅としております。

介護保険特別会計の介護保険給付費支払準備基金2億900万円のうち、約7,600万円を取り崩すことで、被保険者の負担軽減を図っております。

令和6年度からの制度改正においても、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据えて、第1号被保険者間での所得再分配機能が強化されており、具体的には、所得段階を現行の

9段階から13段階へ多段階化し、高所得者の標準乗率の引上げを行い、引上げ分を低所得者に全額充てることで、低所得者の標準乗率の引下げ等が実施される内容となっております。

また、所得段階第1段階から第3段階の低所得者に対する消費税率の引上げ等に伴う介護保険料の軽減措置が令和6年度も継続されることから、併せて改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第7号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、近年の環境衛生に対する関心や意識の高まりから、建築、解体工事等の現場において、作業員が使用する仮設トイレについて、一時的に農業集落排水に接続することを可能とするため、農業集落排水使用料における臨時用の使用料を新たに定めるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第8号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、近年の環境衛生に対する関心や意識の高まりから、建築解体工事等の現場において作業員が使用する仮設トイレについて、一時的に下水道に接続することを可能とするため、下水道使用料における臨時用の使用料を新たに定めるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、建築解体工事等の現場において使用する水道水の料金体系について、臨時用として基本料金及び水道料金に区分するものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号 矢吹町企業版ふるさと納税基金条例についてであります。本案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、寄附をされた企業のご意向に沿った事業の資金に充てるため、矢吹町企業版ふるさと納税基金を設置するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第11号 白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定書の一部変更についてであります。

本協定は、既存公共施設の有効利用を図るとともに、構成市町村の住民の交流促進や利便性の向上につながることを目的として、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、平成21年4月に締結されたものであります。同協定第7条の規定による対象施設の見直しが行われ、対象施設に変更があったことから、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてであります。町では、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の施設運営を指定管理者の民間活力により行ってきたところであります。

令和6年3月末をもって指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に

関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、応募があった1団体について、11月6日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定いたしました。

今回、指定管理者候補者との協議が調いましたので、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者に、福島県白河郡矢吹町中町235番地の4、まちおこしサークル を指定するものであります。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、まちおこしサークル につきましては、現在、法人化の手続きを進めており、法人名は株式会社晴れの杜になる予定であります。現在、法人登記等の書類の確認を行っており、書類等の確認ができた段階で指定管理者の変更について、手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、議案第13号 権利の放棄についてであります。本案は、矢吹町水道事業給水条例に基づく水道料金の債権について債務者の所在が不明であり、債権の消滅時効期間が経過していることや、債務者が破産している等のことから、債権回収は著しく困難であり、今後の徴収が見込めないため、これらの債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,055万1,000円を追加し、総額を89億7,873万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町税1億3,485万8,000円、地方交付税5,255万円をそれぞれ増額し、国庫支出金1億1,089万3,000円、町債7,080万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をコミュニティバス事務所設置工事の見直し等により、1,975万4,000円の減額、民生費を児童クラブ建設事業国庫補助金返還金等により4,275万2,000円の増額、土木費を阿由里川河川改修工事の見送り等により6,115万9,000円の減額、公債費を繰上償還等により6,573万7,000円増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、地域集会所整備事業等の5事業につきまして、年度内完了が困難なことから、総額2,979万8,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路整備事業債を2,280万円減額し、公共交通施設整備事業債を1,500万円、緊急自然災害防止対策事業債河川を3,300万円を廃止するものであります。

次に、議案第15号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ536万1,000円を追加し、総額を16億5,900万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金130万5,000円、支払基金交付金144万7,000円、県支出金67万円、繰入金193万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費536万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第16号 令和5年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的支出につきまして、既定の額に253万2,000円増額し、総額を4億3,863万6,000円とするものであり、内容は、営業費用180万5,000円、営業外費用72万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第17号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額から831万5,000円を減額し、総額を4億6,596万6,000

円とするものであり、内容は特別利益を831万5,000円減額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業について、既定の額から369万円を減額し、総額を4億5,096万9,000円とするものであり、内容は営業費用を410万6,000円減額し、営業外費用を41万6,000円増額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額から401万5,000円を減額し、総額1億7,720万1,000円とするものであり、内容は営業費用を418万5,000円減額し、営業外費用を17万円増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額に185万9,000円を増額し、総額2億4,757万5,000円とするものであり、内容は企業債を100万円、補助金を13万6,000円それぞれ減額し、負担金を299万5,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額から151万円を増額し、総額7,139万4,000円とするものであり、内容は企業債を130万円、補助金を21万円それぞれ減額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について、既定の額に289万7,000円を増額し、総額3億8,826万6,000円とするものであり、内容は建設改良費を95万円減額し、企業債の償還金を384万7,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に282万円を増額し、総額1億5,092万4,000円とするものであり、内容は建設改良費を40万円減額し、企業債償還金を322万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、流域下水道事業債を100万円減額し、農業集落排水施設設備事業債を130万円減額するものであります。

次に、議案第18号 令和6年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億4,200万円とし、併せて債務負担行為地方債一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和5年度当初予算と比較して3.0%の増となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第19号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1,046万2,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和5年度当初予算と比較して3.5%の減となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税が3億3,358万1,000円、県支出金が11億4,978万円、繰入金が1億2,392万7,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が3,625万9,000円、保険給付費が11億3,352万4,000円、国民健康保険事業費納付金が3億9,479万7,000円、保健事業費3,734万5,000円であります。

次に、議案第20号 令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであります。令和5年度当初予算と比較して同額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費が37万3,000円であります。

次に、議案第21号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,254万8,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和5年度当初予算と比較して0.7%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料が3億4,300万円、国庫支出金が3億6,419万円、支払基金交付金が4億2,120万円、県支出金が2億3,174万1,000円、繰入金が2億6,240万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,892万円、保険給付費14億7,659万9,000円、地域支援事業費が1億1,172万5,000円であります。

次に、議案第22号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,906万3,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであり、令和5年度当初予算と比較して10.5%の増となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料が1億5,879万9,000円、繰入金が5,970万5,000円、諸収入55万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費848万7,000円でございます、後期高齢者医療広域連合納付金が2億1,002万4,000円、諸支出金が55万1,000円であります。

次に、議案第23号 令和6年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、総額4億3,222万3,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億9,833万4,000円、他会計補助金を主とする営業外費用が3,388万7,000円であります。

収益的支出につきましては、総額4億4,603万7,000円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用4億1,727万8,000円、企業債利息を主とする営業外費用2,670万9,000円となっております。

資本的収入につきましては、総額9,059万7,000円を計上し、主な内容は、企業債7,830万円であります。

資本的支出につきましては、総額1億7,868万5,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費8,980万円、企業債償還金8,788万5,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,809万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

次に、議案第24号 令和6年度矢吹町下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、公共下水道事業について総額4億4,233万3,000円を計上し、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益が1億3,203万1,000円、他会計の補助金を主とする営業外収益が3億730万2,000円であります。

農業集落排水事業につきましては、総額2億90万6,000円を計上し、主な内容は、農業集落排水施設使用料を主とする営業収益2,946万9,000円、他会計補助金を主とする営業外収益1億7,143万7,000円であります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業について総額4億3,279万3,000円を計上し、主な内容は、流域下水道維持管理負担金を主とする営業費用3億9,913万9,000円、企業債利息を主とする営業外費用3,215万4,000円となります。

農業集落排水事業につきましては、総額1億7,215万7,000円を計上し、主な内容は、処理場費を主とする営業費用1億6,183万6,000円、企業債利息を主とする営業外費用992万1,000円となっております。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、総額2億783万2,000円を計上し、主な内容は、企業債1億2,190万円であります。

農業集落排水事業につきましては、総額1億2,687万8,000円を計上し、主な内容は、企業債8,980万円であります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について総額3億2,595万5,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費9,280万円、企業債償還金2億3,315万5,000円となっております。

農業集落排水事業につきましては、総額2億133万1,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費6,000万円、企業債償還金1億4,133万1,000円となっております。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業の資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1億9,257万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。長時間、大変失礼いたしました。

○議長（角田秀明君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程……

○11番（青山英樹君） 議長。

○議長（角田秀明君） はい。

○11番（青山英樹君） 道の駅事業及び新町西道路整備事業等調査特別委員会報告書の報告中に、その質疑応答の中で、熊田議員から、私並びに加藤議員に対しまして、責任放棄という発言がございました。私と加藤議員が委員会を辞任いたしまして、賛成をして 立場での熊田議員からの発言で、私並びに加藤議員に対して責任放棄という言葉がございました。

これに関しましては、こんなことは私どもは全くなく、無礼な言葉として捉えられ、

発言や言語を通じて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を生むものということで、札幌高裁判決、昭和25年の実例がございます。よって、それに基づきまして、この発言に関しまして、私は訂正並びに謝罪をいただきたいと思っております。それについて、議会運営委員会をお開き願いたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 暫時休議して、議会運営委員会を開いてください。

(午後 4時28分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 4時58分)

○議長（角田秀明君） 先ほどの熊田議員の質疑中の発言に対する対応について、議会運営委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議会運営委員会より報告をいたします。

先ほど報告がありました、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告の際、熊田委員の質疑中の発言に対する対応については、3月5日に議会運営委員会を開き、発言部分の録音を聞き、対応を協議することにいたしましたので、報告をいたします。よろしく申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4時59分）

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

（第 2 号）

令和6年第441回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年3月4日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
10番	鈴木隆司君	11番	青山英樹君
12番	熊田宏君	13番	富永創造君
14番	角田秀明君		

欠席議員(1名)

9番 加藤宏樹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君

上下水道課長	西 山 貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊 君	生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君
子育て支援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、9番、加藤宏樹君より家族看護のため、本日は欠席する旨の届出がありましたのでご報告を申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 富永創造君

○議長（角田秀明君） 通告1番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

質問に入る前に、1月1日発生しました能登半島地震によって被災されました皆様及びご家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された皆様の日でも早い平穏な生活に戻られることをお祈り申し上げます。

それでは、質問に移ります。

町の将来像として、空き家解消促進等、利活用をどう描いているのかを質問させていただきます。

本町は、多くの新興住宅が立ち並ぶ風景があります。一方で、昔のたたずまいが残る地域や駅周辺地区などでは、人が住まなくなった住宅がぼつりぼつりと存在するのが分かります。そうした建物の中には、古くなった放置自転車、ごみと化した物品の散在、破れたままの障子紙がカーテンのない窓から外をのぞいているような様子が不安を覚えてしまいます。また、庭の手入れはされず荒れたままで、樹木の枝が隣の家の屋根や道にかぶさっているところもあります。また、枯れ葉で雨どいが詰まるとの住民からの話を聞きます。

さらに、華やかで活気がある商店街の姿は遠い昔の話になってしまい、今は空き店舗が多く目立ち、昔を知る者にとっては寂しい限りであります。農業地区でも遊休地と同じように、空き家が見受けられます。

空き家問題の解消に取り組みながら、町全体の景観が整えられ、より安全・安心して住みよい町になってほしいものです。

移り住みたい、定住したい町、住み続けたい町として選んでもらえるまちづくりが大切であると思います。そうした視点に立った、より美しい町の景観づくりとして、空き家問題解消と利活用に積極的に取り組み推進することで、本町の魅力が増すのではないのでしょうか。

そこで、質問ですが、1、住みよい町を目指し、空き家の利活用をどのように取り組むのか。

2、空き家問題解消策に関わる各担当課の連携や民間機関及び民間団体を含めた取組などは考えているかをお伺いします。

3、商店街の空き店舗も空き家解消の対策と考えますが、今後の取組をお伺いいたします。

続きまして、学校給食についてであります。

学校給食の無償化の声、給食材料の価格高騰、給食センター整備計画等の一連の課題を、新年度を迎えるに当たって、今後の対応方針を伺うものであります。

本町の行政による学校給食の対応には長い歴史があります。

私が小学生の頃の給食には、瓶の牛乳が週5回あり、休んだ子には、近くに住む児童が持ち帰って、休んでいる同級生に牛乳を届けたものであります。おかずには、カレー、クジラの串揚げ、サラダ等、単品でしたが、うまかった。各家庭で作ったおかずの入った弁当は、ランドセルに入れて登校、このようにして子供たちに持たせていました。今の子供たちと同様、昼食の時間が、一日で一番待ち切れなかったことを思い出します。

その当時は子供が三、四人いる家庭が普通でしたので、そのような家庭の給食費の負担は、大変であったことだろうと推測します。

昨今、共働きの多い家庭環境にあって、行政の支援による給食提供は家庭にとっては作る時間も省け、さらに経済的にも、食育からも助かっているものと考えられます。

ただ、行政サービスとして学校給食の無償化を実現している自治体もありますが、本町ではこの2年間、蛭田町政の下で財源を捻出して、学校給食費の半額補助を実現しております。1人の児童につき、月約2,212円、中学生は約2,400円と聞いております。

一方、昨今の物価の高騰は食材費に跳ね返り、学校給食費に深刻な影響が出ているものと考えられます。こうした現状を踏まえて本町は給食費に関しては、どのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

また、平成31年に策定された矢吹町学校給食センター整備基本計画は、施設や設備の老朽化と学校給食衛生管理基準に適合していないということから、この問題解決のための整備計画事業であります。蛭田町政では、この計画をどのように推進して実現する考えかをお尋ねいたします。

質問ですが、1、学校給食の無償化への壁は何か。

2、給食の食材費が高騰しているが、どのような対応を考えているのか。

3、矢吹町給食センターの実現に向けて、どのような検討がなされているのか。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、13番、富永議員のご質問にお答えいたします。

初めに、空き家の利活用の取組についてのおただしであります。

まず、空き家の判断基準であります。空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針では、建築物、またはこれに附属する工作物及びその敷地であって、おおむね年間を通して居住その他の使用実績がないこととされております。

町では、この判断基準により空き家と判断された物件について、また、今後空き家となる見込みの物件について、空き家増加の抑制と利活用の拡大のため、昨年度に空き家バンクを設置し、空き家の所有者と移住者等で空き家の利用を希望する方のマッチングを図っているところであります。現在までに3件の登録があり、うち1件が成約済みとなっております。議員ご指摘のとおり、空き家は増加傾向にあり、住環境や景観の面から、空き家の解消は課題であると認識しております。

このことから、今後は空き家の現状について、関係各課や関係機関と連携しながら実態調査等の検討を行い、空き家を貸してもよい方、売ってもよい方が増えるよう、また、移住者が利用しやすいよう、空き家バンクの利活用の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、空き家を活用した福島県外からの移住の促進及び定住人口の増加を図るため、令和6年度より、県と連携した新たな補助制度として、来て「やぶき」空き家取得支援金を創設する予定であり、当初予算に計上しているところであります。

この支援金は、県外から本町に移住された方が、空き家バンクに登録された町内の空き家を、自己の居住のために取得した場合に、基本額40万円に子育て世帯への加算や町内企業への就職、新規就農、町内事業者でのリフォームの加算と合わせて、最大で170万円を交付するものであります。

今後も引き続き、住みよい町を目指し、空き家バンクの登録物件の充実と住民への周知を図りながら、新たな補助制度による県外からの移住と定住人口の増加を促進するため、町ホームページや広報やぶきへの記事掲載、首都圏でのイベント出展のほか、不動産事業者と連携したPR活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、空き家問題解消に係る各担当課の連携や民間機関等を含めた取組についてのおただしであります。

平成30年3月に推定空き家316棟の現地調査を実施し、223棟を空き家であると判断し、そのうちの78棟が東日本大震災発生後の家屋被害調査において、一部損壊以上であると認定されるなど、危険度が高い状態にある危険空き家と判定しております。

次に、現在の空き家に関する担当窓口であります。移住定住、空き家バンクについては商工観光課、危険空き家及び敷地の管理不全についてはまちづくり推進課、改修等に係る補助については都市整備課となっております。それぞれの分野における専門性を生かし、適宜連携しながら対応することとしております。

次に、管理されていない危険空き家及び土地への管理指導といたしましては、空き家周辺の住民の方から、

敷地内の雑草や樹木の繁茂による環境衛生の悪化や火災の発生、倒壊のおそれ等の相談があった際、廃棄物の処理及び衛生に関する法律第5条により、土地及び建物の清潔を保っていただくため、所有者へ適正に管理していただくよう文書等により連絡しております。

また、その後、町からの指導があっても状態が改善されない場合においては、特定空家等と位置づけされることとなっております。

なお、特定空家等に該当するかの判断につきましては、学識経験者や土地家屋調査士といった専門家等で構成される法定協議会の組織化が必要になりますので、空家等対策の推進に関する特別措置法、国の空家等対策関係指針及びガイドラインに基づく協議会設置に向けた準備を進めてまいります。

さらには、町としての特定空家の判断基準や手引等を整備するなど、適切かつ公正な対応に向けて、準備、検討を進めていただく必要があると考えております。

町といたしましては、今後も行政区や関係機関等との連携を密にし、情報の共有を図りながら、町民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、商店街の空き店舗解消への取組についてのおただしであります。

近年、店舗の跡継ぎや担い手不足を原因とする廃業が相次いでおり、今年度も、1月末現在で4店舗が新たに空き店舗として発生している状況であります。商店街の空洞化は年々進行しており、こうした傾向に歯止めをかける必要があります。

このような状況を踏まえ、町内の空き店舗の解消を目指すとともに、にぎわいの創出を図るため、空き店舗を利用して営業等を開始する団体及び個人に対し、家賃や土地使用料の一部を最大3年間補助する制度を平成29年より実施しております。これまで延べ6事業者に対し、総額535万円の交付実績があり、空き店舗が解消され、現在も引き続き営業しております。

また、昨年6月に当該補助金の交付要綱を改正し、補助対象地区をこれまでの中心市街地から町内の全域に拡大し、本制度の利用機会のこれまで以上の促進に努めているところであります。

加えて、新たに事業を開始する、いわゆる創業による空き店舗利活用の重要性も認識しておりまして、町が認定する創業者に対しては、前述の空き店舗等の利活用に対する補助額を上乗せし、さらに、新年度に予算を確保し、創業に係る経費等に対する各種支援を実施してまいります。

また、個人事業主の高齢化等により将来的な事業の継続が危ぶまれる事業を次世代に引き継ぐため、現在、事業承継をミッションとする地域おこし協力隊を募集しております。これらの協力隊が事業者として独立する際に、空き店舗を活用することにより、空き店舗の解消と地域のにぎわい創出を図ってまいりたいと考えております。

これら制度の周知徹底を図るとともに、随時有効な施策を研究、検討し、空き店舗解消に取り組み、町内商業の活性化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。

13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食費の無償化への壁についてのおただしであります。本町の学校給食費につきましては、子育て支援を目的に、矢吹町学校給食費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、保護者が負担している食材費の半額補助を令和3年4月から実施しております。小中学校の学校給食費を保護者から徴収せずに、公費で賄う自治体が福島県内でも増えている状況にあります。本町では、半額補助の財源は、旧総合運動公園用地の土地購入費に係る債務を、令和2年度に一括返済したことにより捻出してできた貴重な財源を充てさせていただいており、保護者の皆様には大変喜ばれております。

これまでの半額補助の交付額は、令和3年度は3,571万7,906円、令和4年度は3,602万2,461円交付しており、令和5年度については約3,500万円の決算額を見込んでおります。また、令和4年8月から物価高騰の影響を鑑み、半額補助に加え、1食当たり20円の食材費の助成を実施し、保護者の経済負担の軽減に努めてきたところであります。

令和6年度の学校給食費につきましては、昨今の著しい物価上昇率及び中長期的な値上げ傾向が続いている状況から、これまで据え置いていた1食当たりの単価について、各小中学校、PTA役員の方々から意見をいただきながら慎重に検討を進めてまいりました。安全・安心な給食を子供たちに提供していくことが最優先であり、値上げの改定はやむを得ないとの意見もいただき、令和6年度の学校給食費の1食当たりの単価については、保護者の皆様にご理解をいただきながら、小学校では45円増の340円、中学校では40円増の380円の改定を行い、これまでと同様に、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供していきたいと考えております。

なお、改定後の学校給食費について、全額補助の場合の必要額は8,209万円、半額補助は4,104万5,000円との試算をしており、全額補助を実施した場合、年間約8,200万円を超える大変大きな財源の確保が、長期的に必要となります。

議員おただしの学校給食費の無償化は、保護者負担がなくなり、児童生徒に安定的に給食が提供されるという大変大きなメリットがありますが、その実施に向けた壁は、安定的で、継続的に充当できる財源の確保であると捉えております。

教育委員会では、「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」を教育大綱に掲げ、子供たちの夢を応援し、将来の幸せな生活につながる育成に努め、各種事業に取り組むとともに、行財政の健全化を図り、限られた財源を効果的に活用しながら、若い世代、子育て世代に選ばれる町を目指してまいりたいと考えております。

学校給食費の無償化については、魅力的な子育て環境、教育環境の充実のため実施しております様々な施策とのバランスを図りながら、慎重に検討していくべき重要な課題であると認識しております。令和6年度当初予算では、値上げ改定後の額を基に半額補助として必要な予算額4,104万5,000円を計上させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、学校給食の食材費の高騰への対応についてのおただしであります。先ほどの答弁と一部重複いたしますが、学校給食費については、令和2年4月の改定以降、学校給食費は据え置いており、物価高騰により食材費が上昇する中、献立や食材の工夫に加え、令和4年8月より、1食当たり20円の食材費の助成を各小中学

校に実施し、改定をすることなく、給食の提供を続けてまいりました。

しかしながら、物価高騰が続く中、現在の1食当たりの単価では、栄養バランス及び質や量を維持することが困難な状況となっており、各小中学校及びPTA役員の方々と協議を重ね、令和6年4月から学校給食費について必要となる額を増額する改定を行うことといたしました。

現在の学校給食費につきましては、小学校は1食当たりの単価295円で年間180食を提供しており、年額5万3,100円、中学校は1食340円の単価、年間170食提供で年額5万7,800円ですが、保護者の皆様からは、半額補助の実施により、小学校では年額2万6,550円、中学校では2万8,900円のご負担をいただいております。

令和6年度の改定については、小学校は1食当たりの単価を45円増額した340円で、年間180食を提供し、年額は8,100円増の6万1,200円、中学校は1食当たりの単価を40円増額した380円で、年間170食を提供し、年額は6,800円増の6万4,600円となります。

また、令和6年度当初予算では、学校給食費の改定後の額を基に半額補助に必要な予算額4,104万5,000円を計上しており、年額として児童生徒1人につき増額となる小学校8,100円、中学校6,800円につきましても、2分の1の補助により、増額となる保護者負担額は小学校4,050円、中学校3,400円となります。

なお、本町では、お子さんを公立小中学校へ通学させるに当たり経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学校でかかる費用の一部を補助する就学援助制度を設けております。就学援助に該当する世帯につきましては、給食費の保護者負担額を支給しており、給食費は全額無料となっております。

教育委員会では、これまでどおりの栄養バランス及び質や量を保ち、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するため、保護者の皆様のご理解を得ながら、適切な給食業務の運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、給食センターについてのおただしではありますが、現在、本町の学校給食は、各小中学校内に給食調理室を整備し各校で調理を行う自校方式により提供しております。4小学校の学校給食施設の建築年数は、矢吹小学校は昭和49年に整備し50年が経過しており、中畑小学校は49年、善郷小学校は43年、三神小学校は39年が経過し、矢吹中学校は平成9年に整備し27年が経過しております。

本町の学校給食施設は全て鉄骨造であり、耐用年数の28年を全ての小学校は既に経過している状況にあります。中学校についても間もなく、耐用年数が経過する時期を迎え、各施設の修繕などを行いながら、維持管理に努めております。

また、各学校の給食施設は、建設当時の基準に基づいて整備されており、現在の学校給食衛生管理基準を満たしていないという課題があります。この課題に対応するため、平成28年度から30年度にかけて、本町と同様の課題を抱えていた近隣自治体と共同による整備、運営ができないか協議を進めてきましたが、老朽化や少子化の進行状況などが異なり、また、建設時期などの調整がつかず、広域的な整備は行わない方針に至った経過があります。

このような協議経過を踏まえ、平成31年2月に矢吹町学校給食センター整備基本計画を策定したところであります。本計画では基本理念として、安心・安全で栄養バランスを考慮した給食の提供、安全衛生管理の強化を図り、作業効率のよい施設の整備、食育に関する教育的施設の整備、災害時の防災機能を備えた施設の整備の4点を理念として掲げております。

また、施設の整備については、現行の基準に適合した更新を行うには、既存の学校給食施設の2倍以上の敷地面積が必要となること。また、給食センター化し集約することにより、建築費やランニングコストが抑制できるなどの理由により、自校方式ではなく、給食センター方式として取り組むとの整理がされております。加えて給食センター方式の供給給食数については、新たな子育て支援策として、町立幼稚園の給食数も含めており、各小中学校及び各幼稚園に10分以内で配送が可能な場所として、旧総合運動公園用地を建設候補地としております。

現在、4つの町立幼稚園については、令和5年12月開催の矢吹町学校規模適正化検討委員会において、令和8年度以降に4園を1園に一括統合すること、立地場所については、旧総合運動公園用地が望ましいとの中間報告書が提出されたところであり、給食センターについては、町立幼稚園の統廃合の実施計画との整合性を図る必要があると考えております。

また、来年度より、町立小学校の適正規模・適正配置につきましても、矢吹町学校規模適正化検討委員会において、多くの関係者の皆様から意見を伺い、議論を進めてまいります。給食センターの今後の方向性についても、当該委員会等の様々な機会を活用し、多くの方々に町の財政状況や国の補助制度などの現状を説明しながら、検討を進めてまいります。

学校給食は、食育基本法及び学校給食法に基づき実施されるものであり、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を提供することにより、子供たちの健康の保持、促進が図られるとともに、食事の大切さや食べ物への感謝の気持ちが育まれる学習として重要な役割を担っております。

今後も、議会の皆様をはじめ、多くの方々よりご意見をいただきながら給食センターの設置について検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 質問はございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

まず、空き家関係について、再質問させていただきます。

この私の質問のポイントとして、空き家に対する対応、取組、各担当課ということで、分散している。できたら連携を取り合い、そしてまた、専門関係機関も入れて、また団体、公募で募集した個人、そういった方々を入れて対応するような委員会、また、そうした一体となって対応できる組織、そういったものは考えられないか、可能性としてどうか、そこら辺のこと、そういった点を尋ねたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

先ほども、町長の答弁にありましたが、今現在、大きくは3つの課で各担当、ノウハウ等、あと関係機関についても、国の機関とかが分かれる中では、分散というお言葉がありましたけれども、役割分担を持って今の

ところ実施してございます。

将来的には、まだ体制整う、また相当の協議を進め検討を、昨年もちよっと行ったところではあるんですが、将来的にはやはり、議員おただしのおり一つに向けた検討を進めていきたいというふうに考えてございますが、今現状では来年度といいますか、そういうところでは、まだそういうふうな形で各課分担をしてやっていきたいと考えてございます。

各委員についてでございます。

特定空家という形でいく場合に協議会を設置して、その中で協議、検討をしていかなくちやいけないというところがございます。そこについては、ガイドラインのほうでなるべく10人以内にした組織に下さいというところがございます。そういったところ、ガイドラインとかも做って、あと専門知識を有する有識者等の中で構成した委員会というものはつくって、空き家のそういった危険家屋等の関係に対する協議会のほうは、つくっていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

将来的にはというお答えでありました。

ぜひ、これは早い時期に立ち上げていただければと思っております。

理由は、どうしてもこの空き家の延長といたしまして、移住対策とか定住及び二地域居住、また、関係人口の増加、私自身はそういうふうなメリットがあると考えております。

そこで、執行部といたしまして、このメリット、どのように認識されているのか、空き家問題の解消、これに対するメリットはどのように認識されているか、お答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

空き家解消のメリットについてのおただしかと思いますが、先ほど町長答弁にありましたとおり、空き家の問題、これは喫緊の課題であると認識しております。

したがいまして、昨年度、本町では、空き家バンクを設置して取り組んでいるところでありまして、来年度以降につきましても、できるだけ空き家バンクを使っていただくよう、今月も空き家バンクのチラシを全戸配布をいたしましたところでありまして。

そういったPRに努めながら、なるべく空き家バンクを使っていただく、そういったことで空き家の解消と移住対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君）　これが、今、ご答弁にあったチラシであります。

広報やぶきと一緒に入っておりました。

これを見ますと、もし私が空き家所有者、または、利用希望者であれば、マッチングは当事者同士がしたほうが早いのではないのかなど。なぜ、ここに矢吹町が空き家バンクの仲介者のようにあることによって、何か迅速に進むのかどうか、どうもそこら辺が見えてこないのです。

そして、この「空き家バンク登録しませんか」ということで、やはり、何が空き家、自分が所有者であれば、どういうふうに使われるのか、この町にとってどのようにいいことがあるのか、そういうものはありません。とすると、やっぱり直接、不動産屋さんとか、そういったところに行って相談するのが普通ではないのかなど考えます。

ご答弁の中に、空き家バンク3件登録されました。1件は契約できましたというようにあります。

こういう実績もありますが、空き家バンク、この中身、そして空き家の利活用、そういったものがはっきり出ていなければ、このチラシの効果も半減するであろうし、もう少しこのチラシが有効的に使われる、利用されるのであれば、さらなる知恵、アイデアがあってもいいのかなと思うんです。

このチラシが商工観光課になっておりまして、空き家バンクについて尋ねていきました。

そうして、その尋ねたのは、たしか去年の12月、国のほうで法改正がありまして、答弁の中で特定空家についてはいろいろ触れておりますが、今回のその12月の法改正において管理不全空家というものがあり、これは空き家が発生して、窓や壁が破損しているなど管理が不十分な状態、これを管理不全空家と見ているようですが、特定空家に加えて管理不全空家も指導、勧告の対象となりました。指導、勧告できるのは市町村、本町もできることなんです。

ところが、この点において、ちょっと答弁のほうで触れてはいないんですけれども、今後、町のほうはどこが担当して、実はこれ、観光課で聞いたら、まちづくり課で聞いてくれと、そういうふうになりました、流れが。やはり、こう分かれているんですね。

そんなところで、今後の管理不全空家に対して町は、この指導、勧告もできるというふうになっておりますので、この点、どのように対応する考えかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君）　答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長　神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君）　13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

管理不全空家につきましては、私どものまちづくり推進課のほうで担当いたします。

そういった特定空家にする場合に、先ほどもちょっと申し上げましたが、協議会というものに諮っていく必要がございますので、協議会の設置についても進めたいと思いますが、その際、我々だけではなくて、くれぐれも関係する課、担当をほかに関連する機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君）　再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 行政の業務として、そういうことは当然のことだと思っております。

ただ、所有者に対して指導して、勧告を所有者が受けたところに特例解除、いわゆる固定資産税が高くなると、そういうふうなのが生じるわけです。

その関連として、人間というのはそういう言葉が入るとちょっと心が動いて、空き家バンクにも考えなきゃならないなど、そういうふうになるのではないかなど。いわゆる、行動経済学らしいんですけども。

こういうふうなのを含めて、最近、国のほうも国策ですからこれ、空き家問題解消は。やはりこういったチラシ、周知させる意味では、そういった文言も入れてもいいのかなと思うんですけども、片方は観光課、片方はまちづくり推進課、うまく連携していただければと思っております。質問ではないですけども、そういうふうには思っております。

さらに、この空き家に対しては、事業としては終わってはいるんですけども、地方創生推進交付金活用事業、いわゆる稼げる農業、これの中で、町内の空き家調査を実施、空き家情報の提供を、そういったものやると。そこで、利用者ニーズ、新しく農業を始めたいなという就農する方々に対して、空き家をそういった方に空き家を提供できないかと、そういった、それに対して県のほうもそれらに補助を考えております。

こういったことで、この空き家、農業と関係したことなんですけれども、この空き家、農業関係のほうでは、どういうふうな状態であったのか、そこら辺、空き家という観点に立って、どのように考えているのか、もう少しイメージを膨らませるような答弁をお願いできればと思います。

○議長（角田秀明君） 通告していませんね、これ。

申し訳ないですが、担当課に後で聞いていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○13番（富永創造君） そんなことで、空き家を取った……続けていいですか。

○議長（角田秀明君） どうぞどうぞ。

○13番（富永創造君） 空き家というこの言葉に関して言えば、国策であり、県のほうも力を入れている、そして町のほうもやろうとしている。でも、なかなか、どうも積極的な推進となると、これからだと、将来的にはということになっているわけなんです。

やはり、今後のまちづくり、魅力ある町を示すには、これから一つの空き家問題を解消していく一つの組織、それが必要ではないかなと思っております。改めて、それに対するご答弁、お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 富永議員の追加質問にお答えします。

今の空き家対策については、その前段のつながっている空き店舗を含めて、美しい故郷なりを取り戻したいという非常に熱意が伝わってくるご質問であるかと思っておりますけれども、空き家についてはやはり、非常にその相続等、大変難しい法的な問題があつて、そこをクリアするのはなかなか大変だと思います。

ただし、やはり国のほうでもおっしゃられたとおり、それに対する対応をしないと地域がどんどん、言わば壊れていくということで、徐々にではありますけれども、法制度についても、様々な対策がなされていることも事実でありますので、また、今のやり取りにおいて、やはり、各課が本当に連携をして、しっかりと連携を

してやっていかないと総合的な対策、そして、移住定住について結びつけるとか、あるいは、今お話が出た農業関係とか、様々なところに波及していく効果もあると。そこをしっかりと対策を立てていくのは、トータルで考えていかななくてはいけないと思いますので、しっかりと連携してやっていけるような体制をつくりたいというふうに考えます。

ただ、いつというのは、なかなか、ちょっと今の時点では難しいんですが、その方向はしっかりと取っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 次に、学校給食についてであります。

なかなか、物価の高騰等を含めて、給食費用をどうするか、これはなかなか大きな問題でもあります。

町としては、まだ無償化で給食を提供したいという考えもあるかもしれませんが、やはり、その壁となるのは、財源であるという。そうしますと、いろんなところとのバランス、財源のバランスが生まれると。

そうした中で、行く行くは、少しずつ、また無償へと近づける。また、そういうふうになると、その判断としては、何が考えられるのか。財源なのか、それとも国からの補助なのか、それとも、先ほど四千何百万ほど補助費ということで、町のほうは負担するというものでありましたが、この額、恐らく議員10人くらいに値する。だったら、10人減らせなんていうのはほとんどない、民主主義に違反する。そういうことになってしまう。非常にこの財源の捻出、大変であろうかなとは思いますが、でも、方向的には、やはり無償化の流れになっている中で、どこら辺、どういう状態のとき、無償へと決断できるか、そこら辺の考えをお伺いできればと思っております。答弁よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

なかなか難しい問題だなというところで、私のほうでも感じているところでございます。

壁がというお言葉を使いましたけれども、本当に安定的で継続的に充当できる財源の確保だと思っております。

給食の完全無償化、一度始めたら途中でやめるわけにはいかないという、本当に慎重に検討していかなければならない事業であると認識しております。

国からの補助であるとか、そういった動向については、これからも注視してまいりたいと考えております。今の各種事業とのバランスというところが非常に大切だと思っておりますので、これからもこの案件については、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○13番（富永創造君） 私の質問は以上になります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。
ここで暫時休議をして、再開は11時10分からです。よろしくお願いします。

（午前10時57分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

（午前11時10分）

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告2番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。
4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、いつもありがとうございます。

令和6年の最初の議会です。

年が明けて、ゆっくりと夜を迎える1月1日、午後4時10分、能登半島地震が発生しました。いまだに水道が復旧していないなど、大変な日々を過ごされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

この地震によって、様々な問題が顕在化したのではないかと考えております。

一つには、家の耐震化です。

後継者がいない、跡取りがいない、自分たちだけ住めばいいということで、耐震化が進んでいなかったというところが、大変あったようであります。そのために、お金をかける余裕があるのかどうかということもありました。

今朝のNHKのニュースで、災害の後に復旧のための費用にお金をかけるのではなく、事前震災、災害の前に費用をかけていく、そういった行政が必要なんではないかということの問いかけがありました。

それから、もう一つ、道路の問題もありました。倒壊した家屋によって救急車、それから消防車、これが通行できない。当然、支援に向かう人も歩いていくようになってしまうということでもあります。

それから、もう一つ、水道が使えないということになって、当然、火災が起きても消火栓が使えないというような形になっておりました。こうなると、かなり火災も拡大していきます。これらが、その日、1日のときに私が考えたことであります。

その後、避難関係の状況とかで、いろんな問題が出てきているので、そういったものも今回整理をしなくちゃいけないのではないかなというふうに思っております。

翌日の1月2日、大きな飛行機事故が発生しました。

映像を見た瞬間、多くの犠牲者が出てしまうのではないかと、日本は大丈夫か、これが1月1日、2日に起こった大きなことです。不安な令和6年の幕開けになってしまったなというふうに思っておりましたが、この飛行機事故で、海自で5人の方が亡くなったということでしたけれども、これは大変残念なことだったなと思っております。

日本航空の飛行機ですが、こちらには、情報によりますと516便には子供8人を含む乗客367人、乗員12人の合わせて379人が搭乗していましたが、全員機体から脱出したとしています。本当に、けがをされた方が12名ほどいたようでしたけれども、亡くなった方がいなかったということ、本当に奇跡的なものだなというふうに思いました。

これは、日頃の訓練、それぞれの個人が何をやらなくちゃいけないかということのをわきまえながら、災害をイメージして、これ以上になったときにどうすればいいのか、どういう判断をすればいいのかということを考えながら訓練をしていく、訓練を積み重ねていく、そういったものと、日本人の他人に対する思いやり、こういったものから、飛行機機内の中でパニックが起きなくて、順調に脱出することができたということなんだろうと思います。

機長の方も、最後まで自分の操縦席から最後尾まで座席を確認しながら、全員が逃げていると、避難しているということを確認して、一番最後に後部座席から降りたということでした。後部座席で降りるところは、そこにいた担当の方が、本来、自分で判断して開けては駄目なんですけれども、開けたと。これは、やっぱり、そのときの瞬間的な判断で、乗組員の方々もそこから降りることができた、避難することができたということでありました。

そういったことを考えながら、大変な1日、2日でしたけれども、日本の国はまだ大丈夫なんだろうというふうに思っております。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

養鶏場の鳥インフルエンザと悪臭対策についてということであります。

鳥インフルエンザが発生した場合の対策や発生させない予防対策、悪臭に対する説明会が過去に開催されたが、これからの対応について確認をしたい。

三神地区の堤行政区には養鶏場がある。農水省のホームページによると、鳥インフルエンザが令和4年10月から令和5年5月には26道県、84事例が発生し約1,771万羽、令和5年11月から令和6年2月18日時点で8県9事例、約71万3,000羽が殺処分の対象になっている。三神地区の近隣に養鶏場があることで、鳥インフルエンザが発生したら大丈夫なのかと地域住民は心配をしている。

また、ネットニュースでは、「ため池から「思わず声上げる」腐敗臭、鳥インフルで41万羽埋めた穴から液体漏れ出たか」。これは、5年9月鹿児島県といった情報もありますので、大変心配されるということであります。

この養鶏所の悪臭については、平成27年6月議会で当時の地元の議員さんから一般質問があり、平成31年3月には会社から矢吹町、地区住民に説明会が開催されました。しかしながら、その年の令和元年10月には台風19号、令和2年4月には当町でもコロナが発生し、社会活動が停滞する時期に入ってしまう、現在まで対策スケジュール等の返答はない状況である。この説明会であった内容についての対策のスケジュール等の返答がないということであります。

そこで、質問でございます。

①鳥インフルエンザが発生した場合、町・県、家畜保健衛生所の役割はどのようになり、埋却・焼却の処分方法、処分するための土地や資材の準備はされているのか。

2つ目、鳥インフルエンザの予防対策、例えば他地区の養鶏場からトラックで鶏ふんを運び入れる場合は、トラックを消毒するなどが行われているかについて、点検や指導は、町・県、家畜保健衛生所として実施できないのか。

③平成31年3月に開催された悪臭対策の説明会で確認された方法、縦型コンポの可能性、餌の改善、対策のスケジュールなどは、現在のところ養鶏場の経営母体からの返答はないが、町で確認していただけるかということでもあります。

2つ目です。

土地改良区地区除外等の農地活用について。

白山・神田地区の土地改良区地区除外となった農地の活用方法を町ではどのように考えているかを確認し、これからの農地管理について進めていきたい。

令和5年6月議会で白山・神田地区の土地改良区地区除外となった農地の活用対策について一般質問を私のほうでさせていただきました。

答弁の中で、「その特性を生かした土地利用の可能性について調査を実施する予定であり、地権者の意向を確認させていただきながら、現状の土地利用状況の把握、分析を行い、将来的な土地利用の手法や可能性について、町の新たな農業振興、産業振興を活発に促す新しい目線で調査しながら、農業水利の確保や農地整備における課題等の抽出、解決策の整理、分析を行い、農業団地等の可能性について検討してまいります」とあります。

今般、地権者を集めて報告会がされたところであるが、できるだけ早く活用について決定し、前に進めることで新しい農地管理のモデルとして確立できるように考えていきたいと思っております。

そこで質問事項です。

①調査等に関する業務委託の進捗状況はどうか。

②アンケート調査を行ったが、調査の結果はどのように分析しているか。要望、意見の中には、矢吹町農業特区として補助、助成をする、町と業者で太陽光設置などあるが、実現の可能性はあるか。

③白山・神田地区で今回対象となっていない地区は、この後の予定はあるかということでございます。

以上が私の一般質問でございます。どうか、答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、鳥インフルエンザが発生した場合の本町や福島県の役割と処分方法等についてのおただしであります。

議員ご承知のとおり、近年、全国の養鶏場において、鳥インフルエンザが増加しておりまして、令和4年度に県内で初めて伊達市において、次いで飯舘村で確認され、この2件の養鶏場で防疫措置が講じられてきたところであります。

発生した場合の対応と役割につきましては、養鶏場から異常通報がされ次第、家畜伝染病予防法に基づき、

県が主体となり農林水産省が策定する特定家畜伝染病予防指針等のマニュアルに則し、各養鶏場で定める特定家畜伝染病防疫計画により防疫措置が講じられることとなります。

町の役割につきましては、福島県県南農林事務所に設置される地方対策本部での連絡調整業務、防疫作業の拠点となる集合センターを中畑公民館内に設置する業務及び町内外4か所に設置される消毒ポイントの運営補助、家禽の殺処分を含む現場の防疫作業、地域住民へ向けた説明会の開催、風評被害防止対策の周知等について協力を行うこととなります。

なお、防疫措置は、蔓延防止のため、多くの人員を動員し、発生農場における殺処分のほか、汚染物品の埋却や消毒、周辺地域の家畜の移動制限等の措置を短期間で実施する必要があり、発生時における人員の動員計画や連絡体制の整備、防疫措置に使用する資材の手配等については、県が準備することとなります。

また、殺処分された家禽については、各事業者においてあらかじめ指定した埋設予定敷地に埋却処分処理がされることとなりますが、埋却後の処置として、農場周辺の水質環境や地下水等の影響調査を県が継続して行う計画となっており、地域住民の生活環境等に影響が出ないよう対応がされることとなります。

鳥インフルエンザにつきましては、国内において、いつ、どこで発生してもおかしくない状況下ではありますので、日頃からの備えが重要と考えております。万一、発生した場合におきましても、県や関係機関と連携し、万全の防疫体制の構築を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、鳥インフルエンザの予防対策についてのおたただしであります。鳥インフルエンザの防疫対策で重要となるのは、発生の予防と早期の発見及び通報、さらには、迅速かつ的確な初動防疫対応であると認識しております。

議員おただしの発生の予防対策につきましては、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省が策定する飼養衛生管理指導等指針に則して、福島県が福島県飼養衛生管理指導等計画を策定し、毎年、鳥インフルエンザが発生し始める10月頃に県内全ての養鶏場で、飼養衛生管理状況の立入検査を県が年1回以上実施することとなっております。

具体的な指導内容につきましては、病原体を媒介する野生動物対策として、防鳥ネットや吸気口フィルターの設置状況、衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止対策として、車両入場時の洗浄や消毒設備等の衛生対策を重点的に検査し、予防指導が行われることとなり、本町の養鶏場においては、福島県中央家畜保健衛生所による現地調査により、全て予防対策が行われていると報告を受けております。

また、家禽飼養者は、毎年、飼養羽数、飼養管理衛生状況を自己点検し、県へ報告が義務づけられており、改善が必要な事項は点検内容に応じて、県による十分な指導が行われることとなります。

町による養鶏場内の立入りににつきましては、感染リスクがあり困難であると考えておりますが、その他の予防対策として、年間を通して中央家畜保健衛生所による飼養家禽の採血検査等のモニタリング調査等を実施しております。

今後も県や関係機関と連携し、継続した予防対策、指導内容等の情報共有体制の強化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成31年3月に開催された悪臭対策の説明会後、事業者より返答はないが、町で確認できるかについてのおたただしであります。堤行政区内にある養鶏場につきましては、平成17年7月に開業され、約20年が経

過しております。

養鶏場から発生している悪臭につきましては、平成18年5月より、堤、中野目、神田行政区の住民の方から「悪臭がひどく窓を開けて生活ができない」、「洗濯物や布団に臭いがつくので外に干せない」、「来客する方が臭いに驚くので呼べない」、「農作業など外での作業ができない」など、これまで多くの苦情がありましたが、近年、相談は寄せられておりませんでした。

これまでの町の対応といたしましては、平成28年3月と同年8月に、臭気測定及び分析調査を実施しておりますが、いずれも基準値以下の結果でありました。平成31年3月には、藤井議員おただしのとおり、堤、中野目、神田行政区長が住民代表発起人となり、悪臭改善についての説明会が開催され、事業者と話合いが行われておりますが、その際に、住民の方から事業者へ今後の改善要望や対策実施に関するスケジュールについて回答を求めているものの、地域住民への回答はないままとなっております。

このため、令和6年2月に、平成31年の説明会当時に求められていた内容について事業者へ聞き取り確認を行ったところ、約3年前より経営形態が変わり、これまでは成鶏による採卵をしていたが、ひな鶏の生育に切り替えたため、餌の種類と量が変わり、またふん尿の排出量も減少し、さらには重機等を用いて肥料の攪拌の頻度を増やすといったことの対策により、悪臭を抑えることができているとのことでありました。

町といたしましては、今後も当該悪臭の苦情が寄せられた場合につきましては、事業者に対し、悪臭防止法及び福島県悪臭防止対策指針に基づき県等の関係機関と連携を図りながら、適切な悪臭対策を講じるよう要望するなど、地域住民の皆様へ寄り添い安心した暮しができるように努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、土地改良区地区除外等の農地活用調査等に関する業務委託の進捗状況についてのおただしであります。

白山・神田地区は、羽鳥ダムからの慢性的な用水不足により、水稻作付が困難となっていたことから、平成29年度以降、約29ヘクタールの水田が矢吹原土地改良区受益地より除外された地区であります。

現在は、国の支援策であります経営所得安定対策を活用して、大豆を中心に畑作物を栽培し、交付金を受け営農を継続している状況であります。国の制度改正により、令和4年度から8年度の5年間に一度も水田へ水張りが行われなかった場合、令和9年度以降は、大豆作付などの交付金が対象外とされるため、営農継続などの対策が喫緊の課題と強く感じております。

そのため、地区除外された約29ヘクタールのうち、約14ヘクタールをモデル地区とし、当該地区の将来的な農地利用の可能性調査を進めております。

調査内容は、主に地権者を対象に、現在の耕作状況や今後の農地利用を把握するためのアンケート調査、農地利用の需要を調査するため農業生産法人等へのアンケート調査を実施しながら、効果的な農地利用の方法や課題を確認し、土地利用の大まかなゾーニングなどを行う予定となっております。

現在の進捗状況につきましては、今年度は11月22日に調査目的の説明会を行い、2月16日には、調査結果を地権者の皆様に報告させていただき、地権者の皆様のご意見を伺いながら、調査業務を進めているところであります。

地権者のアンケート集計結果では、対象者43名に対して、約8割の37名から回答をいただいております。地権者の皆様も当該地区の農地利用について、非常に関心が高いということが見えてまいりました。

主な回答内容につきましては、農地の利用状況について「自作で耕作している」、自分でやっているというのが約16%、「管理のみをしている」が約28%、「第三者に農地を賃借あるいは管理を委託している」が約19%、耕作放棄地化し管理をしていない等の「その他」が約21%となっており、調査の結果、約68%、25名の地権者の皆様が自作していない、または、耕作していない状況であることが確認できたところであります。

また、農業法人や民間企業等には、当該エリアへの進出の可能性や関心の有無について、現在もヒアリングを実施しており、来年度以降の事業化に向け、地権者の皆様やJA夢みなみ、福島県などの関係機関と継続して連携を図り、新しい形の農業振興を考え、地域経済の活性化につながるような取組について調査、研究を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、アンケート調査の結果と分析についてのおたただしですが、まず、地権者43名を対象としたアンケート調査結果につきましては37名から回答があり、今後の農地利用についての質問では、回答者中31名、地権者の約7割の皆様は、将来的に自作による営農が困難でありまして、他者への農地の賃貸等を希望しているという意向を確認できております。

このようなことから、現状では、農業水利を確保できないことや道路が狭く谷地等で耕作環境が整っていないことから、地権者自らが借手を探しても、担い手が見つからない状況であることが確認されたところであります。

一方、現在調査継続中ではありますが、集約された農地としての利活用調査では、全国の農業生産法人や民間企業等、約150事業所へヒアリングした結果、「実際に視察してみたい」が13件、「話を聞きたい」が9件と、ある程度まとまった面積の農地に対する関心が非常に高いということが確認されたところであります。このため、ある程度まとまった面積の農地であれば、規模拡大を目指す大規模な農業生産法人や民間企業等においては、農地としての利活用が可能であると考えております。

また、議員おただしの矢吹町農業特区等を設けた新たな補助、助成の検討、町と業者で太陽光設置をできないかなどのご意見や要望につきましては、地権者の皆様のご意向やご要望を真摯に受け止め、町として様々なアイデア、創意工夫により新たな農業振興を調査、研究し、当該地域に適したふさわしい農地利用を地権者の皆様と一緒に考え、特色を生かした多様な農業振興を図ってまいります。

なお、当該エリアにつきましては、矢吹原土地改良区の受益地より地区除外されて以降、大豆を中心に畑作物による農地利用が行われてまいりましたが、高齢化等を理由に年々耕作者が減少傾向にあり、遊休農地が増加している状況であることから、遊休農地の解消、地域の農業活性化を図るため、当該地区のまとまった農地に地域の中心となる規模拡大を目指す大規模経営の農業生産法人や民間企業等の誘致をするということで、新しい農業振興エリアのモデルづくりの形成に向けて調査、研究をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、白山・神田地区で今回対象となっていない地区における今後の予定についてのおたただしですが、今回、白山・神田地区の約14ヘクタールをモデル地区として調査を実施した結果、農地利用の方向性や実現性が見えてきたということから、地権者の皆様からご理解を得ながら、農地の具体的な利用計画の策定に向けて検討してまいります。

また、当該エリア周辺の矢吹原土地改良区から地区除外された約15ヘクタールの農地につきましても、来年

度、同様の調査、同じような調査を行いたいと考えておりまして、本定例会において、当初予算に委託調査費を計上させていただいていたところであります。

当該地区約29ヘクタールの農地を1つの農業団地として捉え、例えば、地権者が引き続き営農を継続する営農継続エリアや、町内における新規就農者や規模拡大を希望する農業者を誘致する地域農業者エリア、農業生産法人や民間企業等を誘致し、まとまった面積を中大規模に営農する法人等誘致エリアのようにゾーニングをしながら、計画的で持続的な農地活用を図ることを今年2月16日に開催した地権者説明会で説明し、参加者からは前向きなご意見をいただいております。

まずは、当該地区をモデル地区といたしまして、他地区におきましても、農地活用の実現に向けて、地権者の皆様や地域の意見、要望を伺いながら、事業の方針や具体的な手法を調査、研究し、迅速に効果的な農地の活用について検討してまいります。

先ほどの答弁と重複いたしますが、農業生産法人等へのヒアリングを実施した結果、集約されたまとまった農地への関心が非常に高いこと、これはちょっと、実はあそこは、こういう非常に段差のある土地でありますけれども、何らかの造成をしないといかんと思っていた。

ところが、矢吹町は平地が多いので、皆さん、すぐそういうふう思うけれども、どうもよその土地から見ると、あのぐらいは何てことはない。これが分かったのは、今回のアンケートの大変大きなポイントで、このぐらいは自分でやっちゃうよ。だから、前は実は、今の遊水地でのしゅんせつした土砂を入れようと、いろんな話がありましたが、そんなことをやらなくても関心を持ってくれるということが分かったというのは、非常に大きいポイントです。

それから次に、肥沃な土壌であること。これも黒ボクという非常に全世界でも珍しいぐら非常に肥沃な黒い土壌なんですけれども、これについての関心も非常に高いということが分かった。

それから、3番目に、国道4号線や高速道路、福島空港などにより各地域へのアクセスが充実していること等から、本町への進出に興味を示す農業生産法人や民間企業等が予想以上に多いということが分かった。当該地区以外の農地活用についても将来的に検討し、新たな農業振興施策や、遊休農地、耕作放棄地の解消に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を若干ですが、させていただきます。

まず、1番の鳥インフルエンザの関係でございますが、答弁書の中で、あらかじめ指定した埋設予定敷地に埋却処理がされることとなりますということなので、あらかじめ指定している予定の土地があるというふうに答弁書のほうでは理解できますが、そこが具体的にはどこなのかというのは、町でも確認というのはできますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

埋設予定地について町で把握しているのかというご質問かと思えますけれども、県からの情報によりますと、今回の当該事業所におきましては、事業所内を埋却予定地として指定されているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 現在の敷地の中ということになるということですね。

分かりました。

その中で、では、次ですが、住民の方が一番心配しているのは、鳥インフルエンザになることが当然心配されていますけれども、石川地区外のところのトラックとかが出入りして、そういうのはきちんと、あそこの施設、本当に消毒とかやっているのかなというのが、大変心配されておりました。

その答弁書については、福島県中央家畜保健衛生所による現地調査により、全て予防対策が行われていると報告を受けているということでございますが、実際、報告がそうだから、やっぱりきちんとやられているというふうに理解すると言うしかないんだと思えますが、そのところについて、ちょっと住民の方がやっぱり心配しているので、再確認をしたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 4番、藤井議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁と重複いたしますが、県のほうで立入検査など適切に指導はされていると認識しておりますので、ご理解いただければと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

答弁書の中のその次のところに、「家禽飼育者は、毎年、飼養羽数、飼養管理衛生状況を自己点検し、県へ報告が義務づけられており」というところがありますけれども、現在の経営の規模の状況等、それらは県のほうに報告をするというようなことになるのかなと思えますが、私たちが平成31年3月の説明会で聞いたときには、当時、約20万羽いるというふうな報告がございました。

現在、町のほうで、その直近の経営規模、頭数等の状況について、把握されていれば教えていただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 4番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いをします。

現時点で、町のほうで把握している羽数でございますけれども、約9万3,500羽ということでございます。

こちらにつきましては、県のほうで調査した結果となっております、先ほどの答弁にもございましたように、現在は、育雛ということで、ひなを飼育しているということでございます。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

それでは、答弁書の中で、これまで多くの苦情がありましたが、近年、相談は寄せられていない、これは悪臭に対してということでございますけれども、現在のところ、一番近い悪臭に対する苦情というものは、役場、まちづくり課が担当となるかと思いますが、そちらには寄せているでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

直近の苦情といたしますか、相談につきましては、令和3年10月に寄せられてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁書の中には、令和6年2月に、平成31年の説明会当時に求められていた内容について事業者への聞き取り確認を行ったということで、これは先月なのかな、一般質問をつくるところで、まちづくり課へ行ったときに、ちょっといろいろ話をされていて、聞き取りをしてもらえたのかなというふうに思いますけれども、今回、成鶏による採卵だったものが、ひな鳥の生育になった。それから、餌の種類と量が変わった、ふん尿の排せつ量も減少したと、それから鶏ふんの攪拌のために重機を使ってやっているというようなことで、悪臭は大分抑えられたと。現実には、これは、住民の方の「平成31年当時から比べれば、今は大分悪臭というよりは、臭いは確かによくはなっているんだけどね」という、そういう話は聞いております。

今回、聞き取りをされた中で、そういった経営の状況以外のもので、何か、さっき対策としてあった縦型コンボとか、そういうのを説明会の中にありましたけれども、そういった情報は確認ができたものがありますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、藤井議員のほうからもお話ありましたように経営形態、ひな鳥になったこと、餌が減ったこと、そ

れに伴うふん尿の量も減ったというところ、攪拌を回数を増やしたところ、ということだけでありまして、例えば先ほどの縦型コンポにつきましては、準備はあったそうなんですけれども、ちょっと機能不全といいますか、表現があれですけども、壊れてしまって、それは使われていなかったというところで、今後におきましても、そういった今の状態、ひな鳥の育成等、そういうところでやっていきたいというような回答でございました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

答弁書の中に、その悪臭のための臭気測定というのと分析調査、これが平成28年3月と8月に2回実施されているということでしたけれども、住民の方がやっぱり臭いは、その場で数値で出てくるものだけではなくて、なかなか、本当にどんよりしていて、ある時間だけとかというのもあったりするので、「調査とかをやっても、実際、その調査は本当に業者の人がきちんとやっているの」、「社員の方がその辺で臭気測定器を買ってきてちょっとやったりして、そのぐらいの感じではないの」というようなことをちょっと言っていたところもあって、現実的に町のほうで把握されているこの臭気測定と分析調査という業者さんは、きちんとやっているという内容でよろしいでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

これ、いわきの専門の業者の方に委託をして、2回実施してございます。

風下においての測定というところで、臭気のほうもやっているんですが、結果については、基準値以下だということでの報告を受けております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございます。

大分状況も変わって来たので、令和6年度になってからも、やっぱりいろいろ住民の皆さんと、それから町のほうと、それから私も今、議員ですけども、この後も関わりながら、いろいろ解決をしていきたいなというふうに思っております。

土地改良区の地区除外の関係については、今モデル地区としてもとにかく進むということですので、そちらのほうは、この後の進捗状況にいろいろ私のほうでも関わっているところもありますので、ぜひ、町のほうでいいモデルになれるように進めてもらえて、この後、昨日、枯れ草焼きをやっていたら、随分やっぱり空いているというか、雑草だらけになっているような畑とかそういった農地が多いというところもありますので、ぜひ、そういったものを少しずつ改善できるようにお願いをしたいなというふうに思っております。

最後になりますが、私、飛行機事故で「海自」というふうに話をしましたけれども、海上保安庁、「海保」のほうでしたということをごさいます、私の頭の中でずっと間違っていたようございませので、訂正をさせていただきます。失礼しました。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議をいたします。

再開は1時からです。よろしくお願ひします。

(午前11時54分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

質問に先立ちまして、令和6年1月1日の能登半島地震で亡くなられた皆様に衷心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。被災された皆様の安全と一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

それでは、通告した質問に移ります。

質問の一番初めは公共交通の推進事業についてでございます。

令和4年12月より開始したコミュニティバスの実証実験の成果と、令和6年度に実施予定のA I活用型オンデマンドバスの事業計画、内容について確認することにより、町民の理解を深める。また、行き活きタクシーの利用状況と今後の課題を確認する。

質問事項でございますが、令和4年12月より開始したコミュニティバスの実証実験の財源及び費用、成果をお伺ひいたします。

2つ目の質問ですが、令和6年度のA I活用型オンデマンドバス導入の事業計画はどのようなものか、財源及び費用計画、利用者計画をお尋ねいたします。

3つ目の質問ですが、令和5年度の行き活きタクシー利用者の実績とその費用、令和6年度の計画を尋ねるとともに、運転手不足の対策として乗合タクシー等の検討の必要性をお尋ねいたします。

2つ目の大きな質問でございますが、善郷小プールの修繕計画についてお尋ねをいたします。

令和5年4月に漏水とろ過装置の不調により、5年度のプールは使用できず、10月以降に温水プールでプール授業を行うとし、6年度には使用可能にするとのことであったが、本予算、令和6年度の当初予算に計上されていないので、その経緯等を伺ひたいと思います。

質問事項でございますが、町内4小学校のプールの利用状況、利用日数、利用児童数を伺い、学校プールの設置の必要性をただしたい。

2つ目の質問でございますが、善郷小プールの修繕計画について、修繕費用、期間、修繕の中止、延期の検討経過と当初予算未計上の理由をお尋ねいたします。

3つ目の質問でございますが、令和6年度の善郷小プール授業の対応はどのようになっているのかをお伺いいたします。

大きな質問の3番でございますが、子育て支援、保育園の待機児童解消対策についてお尋ねをいたします。

質問しようとする背景、課題等でございますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画、2020年から23年度において、「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります」。子育てしやすい町、選ばれる町を目指しますとし、重点プロジェクトとして、待機児童解消加速化事業に取組が位置づけられております。

4年前、令和2年2月の時点で34名の保育園の待機児童がおり、県内でもワーストの町と公表されておりましたが、翌年度には官民連携により待機児童が解消され、令和4年度、令和5年度と3か年連続して待機児童ゼロの町となりました。それとともに、住みたい街ランキングや幸福度ランキングでも評価が上がり、町の好感度がアップしたと思っております。

しかし、本年2月現在、29名の待機児童が発生しております。今後のまちづくりにも大きく影響する課題と捉えて、解消対策をお伺いいたします。

質問事項でございますが、1つ目は保育園の待機児童の発生のゲンキョウ、要因をどのように捉えているのかをお尋ねいたします。

2つ目の質問でございますが、保育施設別の定員と保育士の不足員数及び待機児童の年齢内訳をお尋ねします。

3つ目の質問でございますが、第7次まちづくり総合計画で若い世代、子育て世代に選ばれる町、子育て世代の負担軽減を図る重点施策であるが、29名の待機児童について、今後どのような取組で解消を図り、子育て支援を行っていくのかをお伺いいたします。

以上、答弁よろしくお願いをいたします。

〔「通告書と違う」と呼ぶ者あり〕

○7番（三村正一君） 何か読み間違った。

議長、質問の内容にちょっとそごがありましたのでもう一度。

○議長（角田秀明君） その場で結構です。じゃ、出てきてやってください。

○7番（三村正一君） 失礼いたしました。

当初、質問を書いた最初の原稿と後の原稿を読み違えてしまいましたので、3番の子育て支援と保育園待機児童解消対策について、訂正をさせていただきます。

質問しようとする背景と経緯の後段でございますが、4年前、令和2年4月1日時点で22名の保育園の待機児童がおり、県内でもワーストの町と公表されましたが、翌年度には官民連携により待機児童が解消され、令和4年度、5年度と3か年連続して待機児童ゼロの町となりました。それとともに、住みたい街ランキングや

幸福度ランキングでも評価が上がり、町の好感度がアップしたと思っております。

しかし、本年2月現在、入園先が決まっていない子供が29名おります。今後、まちづくりにも大きく影響する課題と捉えて、待機児童が発生しない対策をお伺いいたします。

質問事項でございますが、現在、入園先が決まっていない子供たちが29名おりますが、その理由をお伺いいたします。

2つ目でございますが、保育士が退職されるとお聞きしましたが、保育施設別の退職者数とその理由、現在の入園が決まっていない子供の年齢内訳をお尋ねします。

3つ目でございますが、第7次まちづくり総合計画で若い世代、子育て世代に選ばれる町、子育て世代の負担軽減を図る重点施策であります。29名の入園が決まっていない子供について、今後どのような取組で解消を図り、子育て支援を行うのかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴の皆さん、ありがとうございます。

それでは、7番、三村議員の質問にお答えをいたします。

初めに、コミュニティバスの実証実験の財源及び費用、成果についてのおただしであります。

コミュニティバス事業の目的につきましては、自家用車等、自分で移動手段を持っている方、そうでない方、公共施設や商業施設に近い方、そうでない方も、誰もが町内移動を便利に、そして安全安心に行える環境を整備することです。

本町では、交通手段を持たない方の移動手段を確保する施策として、あゆり温泉バスを運行してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症や震災の影響により、令和2年3月10日でバスが休止することとなり、地域公共交通の移動手段が存在しない状況になっておりました。

また、行き活きタクシー利用料金助成事業につきましては、利用者より好評を得ておりますが、タクシーを呼んでも来ない、来てくれないなど、需要に対して供給が追いついていない状況にあります。この乗務員不足、運転手不足によるタクシーの不足については、業界全体の課題と、2024年問題などと言われておりますが、となっていることから、早急に乗務員を確保し、タクシー台数を増やすことは困難な状況にあります。

さらに、令和3年度に実施した行き活きタクシー助成事業のアンケート調査では、巡回バスの実施を望む声を多くいただいておりました。こうした状況を総合的に勘案し、地域公共交通の将来像を見据え、各公共施設、主要商業施設へ向かうコミュニティバスの実証実験を実施することといたしました。

まず、令和4年度の実証実験結果であります。12月から3月までの67日間運行で、利用者は延べ680名、1日当たり約10名となっております。

支出につきましては、コミュニティバス実証実験運行业務委託やチラシ、ステッカーの広報資材など、決算額は658万4,974円であり、財源は一般財源であります。

次に、令和5年度の実証実験の状況につきましては、年度途中となりますが、4月から1月までの171日間

運行で、利用者は延べ1,729名、1日当たり約10名となっております。

支出の内容であります。前年度同様、コミュニティバス実証実験運行業務委託やチラシ、ステッカーの広報資材など、見込額で約1,470万円となっております。

財源につきましては、令和5年9月に矢吹町地域公共交通計画を策定したことによりまして、福島県地域公共交通活性化事業補助金の対象となり、福島県より231万284円の交付を受け、残り約1,240万円は一般財源であります。

次に、事業の成果といたしましては、令和4年度と利用者は横ばいですが、職員乗車による利用者への直接の聞き取りや、電話で受けた意見、要望、バス運転手に届いた意見のほか、令和5年3月に町内の在住の方を無作為に抽出し、実施したアンケートにおいても、将来は利用したい、免許を返納したら利用したい、お年寄りにはとてもありがたいなどの意見から、多くの町民がコミュニティバスなど地域公共交通を望んでいるということが確認できたなど、一定の成果が得られたというふうに感じております。

一方で、停留所が遠いと。あるいは、好きな時間に利用できないなどの意見もあり、コミュニティバスの利便性の向上が課題となっております。

地域公共交通の重要な役割といたしましては、通勤、通学、買物客、高齢者など様々な人々に対し、利用しやすい移動手段を提供することで、その結果「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる、誰もが移動しやすいまち、やぶき」が形成されることとなります。

町といたしましては、コミュニティバスの実証実験により公共交通ネットワークの構築を図り、課題解決策として、また、さらなる利便性向上が期待できるということで、A I活用型オンデマンドバスにより町内全域を運行するという一方で、公共交通不便地域の解消を図るとともに、スクールバスへの活用など効率的な運行体制の整備に努め、最終的には自動運転バス、これは技術的な問題がございますので、若干時間がかかるかもしれませんが、自動運転バス運行によりドライバー不足の課題を解消し、町民の皆様が快適に生活を送ることができるよう、5年、10年先の公共交通施策をも見据え、充実強化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和6年度におけるA I活用型オンデマンドバスの導入計画、財源、費用及び利用者の計画についてのおただしであります。

A I活用型オンデマンドバスは、従来のコミュニティバスのように時刻表や決まった運行ルートがなく、A Iが予約状況に応じて効率的な配車や運行ルートを考えながら走る乗合バスであります。タクシーのように個別の移動ニーズに対応しながら、一度に多数の利用者を輸送できる、効率的な移動サービスであります。

福島県内におきましても、須賀川市、会津若松市、喜多方市、西会津町、会津美里町、磐梯町、昭和村などにおいて導入実績があり、昨年、議員の皆様と共に行政視察を行った喜多方市におきましては、1乗車当たり400円で運行しておりまして、以前の定期定路線のコミュニティバスと比較して利用者数が大きく増加し、市民の方から大変好評を受けているということでありました。

本町におきましては、コミュニティバス実証実験運行の利便性の改善、行き活きタクシー利用料金助成事業に係るタクシーの需要に対する供給不足、先ほどのドライバーだったり、車の不足ですね。供給不足への対応等について、法定協議会である矢吹町地域公共交通活性化協議会において協議を行い、令和5年9月に策定さ

れた矢吹町地域公共交通計画にA I活用型オンデマンドバスを実施事業として位置づけておりまして、令和6年度中の導入を予定しております。

導入に係る財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金の活用を見込んでおりまして、令和6年2月に申請を行っております。

主な支出の内容につきましては、A I活用型オンデマンドバスシステム導入及び保守業務の委託料が1,862万2,000円、バス運行業務委託料が3,045万円、バス車載器購入及び通信料、これが33万7,000円、待合所設置に係る賃借料、備品購入等が262万1,000円、各種の掲示物、広報資材作成が193万1,000円、合計5,396万1,000円を見込んでおりまして、デジタル田園都市国家構想交付金が採択された場合は、これらの費用の2分の1が補助対象となり、残りの2分の1についても地方交付税措置の対象事業となることから、国の有利な財源を積極的に活用し、事業を実施できるものであります。

次に、利用者計画についてであります。本A I活用型オンデマンドバスは利用者を限定せず、どなたでも乗車可能とする予定であります。主な利用者としましては免許返納後の高齢者の方々等、自家用車による移動手段を持たない方等を想定しております。

近年、高齢者の方が運転する車による重大事故が社会問題となっている一方、免許返納後の移動手段がないことにより、免許返納をためらう方も多い状況となっております。A I活用型オンデマンドバスの実施により免許返納の後押しとなることを期待し、矢吹町地域公共交通計画においても、免許返納者数の増加を目標として定めております。

そのほか、核家族化が進行する中で、保護者の負担が増えていると思われ、児童の学校、塾、クラブ活動の送迎等、様々な移動ニーズに対応できるよう、公共交通ネットワークの整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、令和5年度の行き活きタクシーに係る利用実績、費用、令和6年度の計画、運転手不足の対策についてのおただしであります。

まず、令和4年度の利用実績につきましては、実人数297名、延べ利用者は4,747名、支出額396万9,130円です。

次に、令和5年度の利用実績につきましては、1月末現在で実人数371名、延べ利用者は5,336名、支出額377万9,750円となっており、年度途中ではありますが、既に昨年度の実績に対して実人数プラス74名、延べ利用者数プラス589名と、昨年度を大きく上回っており、また支出額についても年度末までに昨年度実績を上回る見込みとなっております。

当該事業は年々、登録者及び利用者数ともに増加傾向にあり、利用者からも好評を得ている事業であるため、高齢者の移動支援に非常に有効であると評価しております。

このようなことから、令和6年度においても、現状と同様のタクシー利用料金の助成を継続する予定ですが、先ほども答弁いたしましたとおり、行き活きタクシー利用料金助成事業の利用者の方から、タクシーを利用しようとしてもすぐに来てくれないなどのご意見をいただいております。タクシーの需要に対して先ほどのタクシーのドライバーであるとか、タクシーの車の供給が追いついていない状況にあるものと認識しております。

なお、交通事業者の乗務員不足は業界全体の課題となっておりまして、本町においても乗務員の確保、タクシー台数の増加は非常に困難であると予想しております。

その中において、町といたしましては、乗務員1人に対し、より多くの乗客をドア・ツー・ドアで輸送できるAI活用型オンデマンドバスを導入することで、子供から高齢者まで幅広い公共交通ニーズの増加などの課題にも対応できると考えておりまして、将来を見据えた持続可能な公共交通の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、ありがとうございます。

7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、小学校のプールの利用状況及び学校プール設置の必要性についてのおただしであります。令和5年度の学校プールの利用状況につきましては、各学年の水泳の授業日数の合計及び水泳の授業を受けた児童数になりますが、矢吹小学校が29日間で178名、中畑小学校が35日間で154名、三神小学校が28日間で113名であります。

善郷小学校については、小プールは第1、第2学年が例年どおり6月から使用し、12日間で133名、第3学年以上の児童につきましては、大プールの水漏れや設備の修繕等のため10月以降に矢吹町温水プールを利用させていただき、6日間で284名でありました。温水プールについては、当初7日間の利用を予定していましたが、10月以降に実施したため、インフルエンザの流行時には水泳の授業を1日中止した経緯もあり、予定した回数より1日少なかった状況となります。

温水プールは常時、屋内による暖かさがあり、広い施設内は清潔感が保たれており、天候にも左右されずに通年、快適な状況で利用できるメリットがあると感じたところであります。

児童の皆さんには、施設の不具合により、当初予定していた実施時期の変更や温水プールへの移動など大変ご迷惑をおかけいたしました。

来年度の水泳の授業につきましては、全ての小学校の設備点検を今年度中に実施しており、各学校のプールにて水泳の授業が行える授業の状況の確認ができております。

なお、水泳の授業が始まる前には、再確認を行い水泳の授業に影響がないよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、学校のプール設置の必要性であります。学習指導要領において、水泳指導が位置づけされており、各学年の発達段階に合わせた水泳に関する動きを学ぶために、学校のプールは設置されております。低学年は水に慣れる遊びや浮く、潜る遊び、中学年は浮く運動や泳ぐ運動、高学年はクロールや平泳ぎなどが学習内容として示されております。

また、中学校の学習指導要領には「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる。」との明記もあり、

必ずしも学校にプールを備える必要はありませんが、水泳指導は非常時での安全な対応を学ぶための大切な学習でもあります。水泳授業は子供たちの身体的な発達を促すことや、スポーツとして楽しむこと、また水難事故防止の観点から、続けて長く泳ぐ力をつけることで危険回避ができるため、重要な授業であるとの認識をしており、安全な環境でプール授業が行えるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、善郷小プール修繕計画の検討経過についてのおたただしであります。初めに、善郷小学校プールの不具合による対応につきましては、令和5年4月に設備の点検作業を実施したところ、第1、第2学年が使用する10メートルの小プールは支障ありませんでしたが、第3学年から第6学年が使用する25メートルの大プールにおいて、ためた水がいずれかから漏れている状況や水質を良好な状態に保つ循環浄化装置が、老朽化により安定的に稼働することができない状況にあることが判明いたしました。

そのため、至急、水漏れや不具合箇所の調査を専門業者に依頼いたしました。6月から行う予定の水泳の授業には間に合うことができず、やむを得ず、第3学年から第6学年については、10月以降、矢吹町温水プールを利用させていただき、水泳授業を行ったところであります。

大プールの修繕状況であります。本体についてはプール内底面の漏れはありませんでしたが、排水及び循環吸い込み部に隙間が発見されたため、コーキング処理による修繕を実施いたしました。修繕後にプール内に水をため、状況を確認しましたが、水漏れはなく、大プール本体の修繕は9月末に完了したところであります。

循環浄化装置については、ポンプを稼働した際に振動による異音が著しく、かなりひどい状況だったため、調査したところ、一度ポンプを解体し清掃、不具合箇所の部品を取り替えるオーバーホールを行うことにより、来年度は稼働できるとの調査報告を受け、その後、速やかに作業を依頼いたしました。2月下旬にオーバーホールが完了し、不具合なく稼働する状況について確認をしております。

また、令和5年度の善郷小学校プールに関する費用については、プール本体の漏水箇所調査及びコーキング処理22万1,375円、循環浄化装置のポンプのオーバーホール作業31万7,515円を合わせ、合計53万8,890円であります。なお、循環浄化装置を新たに更新する費用につきましては、約1,900万円と試算しております。

今年度の修繕により、令和6年度の水泳の授業は例年どおり、各学校のプールで実施することが可能となりましたが、今年度、善郷小学校では児童が楽しみにしていた水泳の授業を予定どおりに実施することができず、大変ご迷惑をおかけいたしました。善郷小学校以外の小学校のプール設備の点検作業も併せて今年度中に完了しており、加えて、実施前に再度点検作業を行うことで安全性の確認を行ってまいります。

なお、町立小学校における水泳の授業の在り方については、近隣の自治体の中には、公営プールや民間プールを使用した水泳の授業を行うことで、学校のプールを使用していない小中学校もあり、本町におきましても、プールの施設及び設備の老朽化の状況や近年の猛暑の状況などを考慮しながら、学校、児童、保護者の皆様から広く意見をいただき、安全安心な水泳の授業について検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和6年度善郷小プール授業についてのおたただしであります。先ほどの答弁のとおり、今年度実施いたしましたプール本体の修繕及び循環浄化装置のポンプのオーバーホールが全て完了し、2月26日に現地に正常に作動することを確認したところであります。

議員の皆様にもご心配をおかけいたしました。令和6年度の水泳の授業については、善郷小学校を含め、

全ての小中学校において、例年どおり各学校のプールで安心して実施できる状況を確認したところであります。

来年度は学校のプールでの水泳の授業の在り方についても検討を深め、今回のような事案を繰り返すことなく、児童生徒の教育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在、入園先が決まっていない子供がいる理由についてのおただしであります。初めに、待機児童とは、こども家庭庁が定めた保育所等利用待機児童数調査要領に基づく定義によって市町村が把握することとされており、保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込みがされているが、入園していない子供とされており、この調査要領に基づく4月1日現在の待機児童数の推移につきましては、令和2年度は22名、令和3年度から5年度はゼロ名であります。

次に、次年度の保育所等の入園先決定の流れについてであります。例年、入園申込受付を10月1日から10月31日の間に行っております。各保育園からは新たに受入れが可能な園児数を報告していただき、その後の保育園長会において、入園申込状況と各園の受入れ可能状況を照らし合わせ、入園先を決定してまいります。

2月16日に開催されました議会全員協議会において、2月8日現在で29名の入園先が決定していないと報告いたしましたが、他市町村との広域入所協議により、まず3名の入園先が決定し、2月29日現在、26名の入園先が決定していない状況にあります。

議員おただしの入園先が決まっていない理由についてであります。複数の保育園等において、令和5年度中に複数名の保育士が退職した、また退職する予定であるとの報告を受けたことから、教育委員会からも各園に対し新たな保育士の採用を強く求めてきているところではあります。退職者数に見合う採用ができていないことが要因と考えております。それらの園では保育士の採用を現在も継続しており、採用した際には受入れ人数の追加を行うこととしております。

なお、国が定める保育士1人が受け持つことが可能な子供の人数につきましては、ゼロ歳児は3名、1、2歳児は6名、3歳児は20名、4歳児以上は30名が上限となっております。

教育委員会といたしましても、昨年度に続き、保育士養成学校での就職あっせん依頼を昨年5月に実施したほか、新卒者、中途採用者問わず、就職準備金貸付制度等、各種助成制度の利用を広く周知するなど、保育士確保に努め、入園未決定の園児減少を図ってきたところであり、お子様の入園を希望する保護者のために今後も最善を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、保育施設別の退職数とその理由、現在入園が決まっていない子供の年齢内訳についてのおただしであります。令和5年度中の退職者数につきましては、矢吹町ひかり保育園で1名、認定こども園ポプラの木で6名、認定こども園野のはなで4名、サンライズキッズ保育園矢吹町園で1名となっており、退職の理由としては、配偶者の転勤に伴う転出や親の介護のためといった自己都合によるものと報告を受けております。

現在、各園における継続的な保育士の募集、教育委員会と保育園等との連携による取組などにより、町内全ての園合わせて、令和5年度中途採用者3名、令和6年度新規採用者3名の計6名を採用することができました。まだ6名が不足している状況でありますので、引き続き保育園等との連携を図りながら保育士確保に努めてまいります。

次に、2月29日現在において、入園が決まっていない26名の子供の年齢内訳についてであります。ゼロ歳児で2名、1歳児で16名、2歳児で6名、3歳児で2名となっております。

なお、これらの人数は、令和6年4月からの入園を希望しているが入園先が決定されていない人数であり、今後の保育士の採用状況及び保護者の転勤等に伴う転出入により変動する可能性がある人数ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、入園が決まっていない子供について、解消するための今後の取組についてのおただしであります。今年度も保育士確保に向けて、様々な事業に取り組んでまいりました。

1つ目は、先ほどの答弁でも触れましたが、福島県内外の保育士養成学校7校を複数回訪問し、卒業後の勤務地として本町を選んでもらうため、町で実施する就職準備金貸付制度や宿舍借り上げ制度等のPRを行い、ぜひ、学生の皆さんに伝えていただくよう強くお願いしてまいりました。

2つ目は、就職準備金貸付制度の拡充であります。新卒採用者に対しては40万円、中途採用者に対しては20万円とし、それぞれ10万円金額を引き上げております。

3つ目は、保育園等が人材紹介会社や有料求人広告等を活用し、保育士の確保に取り組んだ場合、1園当たり30万円を上限として、その経費の一部を補助する矢吹町保育士等確保支援事業補助金を新たに設置したところであります。

これらの制度をハローワークや町ホームページ、町SNS、広報やぶきなど、範囲を拡大して周知に努めた結果、中途採用者3名、令和6年度新規採用者3名、計6名の採用につなげることができております。

次に、保育士確保以外の取組といたしましては、他市町村の空きのある保育園への入園手続、いわゆる広域入所について、入園先が決まっていない保護者への聞き取りを実施いたしました。6名の保護者から希望があったことから、その保育園が所在する市町村と広域入所について協議を行っており、現在3名の入園が決定し、そのほかの方についても協議を継続しております。

令和6年度からの新たな取組としましては、保育士確保のための就職準備金貸付制度のうち、新卒者に対する貸付金を40万円から50万円に、また保育園向けの保育士等確保支援事業補助金を30万円から50万円に引き上げるため、令和6年度当初予算に計上しております。

また、町内の保育園に長く勤務していただくためには、職場環境や処遇の改善も取り組むべき重要事項であると認識しており、職場環境の改善については、保育士が働きやすい環境づくりに取り組む保育園に対し、保育の補助や給食の配膳、園舎の清掃、園外保育の際の見守りといった保育に係る周辺業務のための人員を雇用した場合、その経費の一部を補助する（仮称）矢吹町保育補助者雇上強化事業補助金及び（仮称）矢吹町保育体制強化事業補助金を新たに創設するため、同じく令和6年度当初予算に計上しております。

なお、処遇の改善につきましては、平成27年度から、保育士の勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じた人件費の加算を行う処遇改善等加算と呼ばれる仕組みを創設し、現在も継続しており、町内全ての民間保育施設がこの制度を活用し、保育士の賃金改善を行っております。

教育委員会といたしましては、来年度より新設する矢吹町こども家庭センターを核として、新たな子育ての支援策の調査、検討を行うほか、保育を必要とする家庭のニーズを把握し、待機児童数ゼロに向けて保育の受皿の確保に努めるとともに、家庭に寄り添った質の高い保育サービスを提供できるよう、保育施設事業者と一体となって子育て支援に取り組み、若い世代や子育て世代に選ばれる町となるよう一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） まず、ご答弁ありがとうございました。

まず初めに、善郷小のプールの件では大変ご苦勞なさって、今年度の当初予算に入っていないということで私、質問させていただきましたが、それほど大きなお金がかからなくて修繕できたということで、50万ぐらいでできたということでのご報告をいただきましたが、9月の議会の際に、145万ぐらいの温水プールと善郷小学校の送迎というか、送り迎えのための予算を取ったわけでございますが、これらについてはどのような使用状況になったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 三村議員、通告していないので、これ後で事務局のほうから出してください。

○7番（三村正一君） じゃ後で結構です。

○議長（角田秀明君） そのほかの質問をしてください。

○7番（三村正一君） 新しく直せば1,900万かかるというところが、そういったことで53万で直ったということで、これは去年のプール授業が始まる時点で、50万ぐらいの修繕だったら直ったと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

昨年度オーバーホール、なぜこの修繕を実施できなかったのかとの質問でございますが、昨年まで、これまで水泳の授業が終了してから翌年の4月まで、プールの使用に関する点検作業は行っておりませんでした。そのため、対応が遅れてしまったところがございます。その反省としまして今年度、各小学校の水泳の授業が終了後に速やかに点検作業を行いまして、不具合箇所の修繕等を実施したところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） その時点で、去年の時点で直ってれば9月の補正予算の145万円は使わないで済んだのかなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。

それでは、次に待機児童の問題についてお尋ねをしたいと思います。

29名のまだ預かりが決定していない子供がいるというようなことでの内容で、そのうち3名は配属が決まったと、預かれるところが決まったというようなご答弁をいただきました。

そういった中で今回、各保育園ごとの保育園の保育士の退職者、これがひかり保育園で1名、認定こども園ポプラの木で6名、野のはなで4名、サンライズキッズで1名ということで、合計12名がお辞めになったということで、これはちょっと考えると、保育園1つがまるっきり消滅したのと同じぐらいの保育士の数じゃない

のかなというふうに私は考えます。サンライズキッズですと18名しか預かっていなくて、それらで保育士さんが何名いらっしゃるのか、12名まではいらっしゃらないと思うんですが、そういった中でこういう重要な状況となっているというふうに私は思っております。

そういった中で、この1名ずつの退職は、これはそれほど影響はないのかなと思いますが、6名と4名がお辞めになられたこども園の中で、6名辞められて、去年この6名がおられた場合の預かりの子供の数と4名のほうの子供の数、何名ずつ預かれなくなったのかということでお尋ねしたいと思います。去年との比較で結構ですよ。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ポプラの木6名、野のはな4名というようなことで、人数的に多い、その人数でカバーしていたお子さんの数は何人かというようなところのおたかしであるかと思っておりますけれども、その保育士の先生が何歳児を受け持つかによって、その対応できる人数が変わってまいります。ゼロ歳児であれば3名、1歳児であれば6名というふうなところでございまして、ただ、お辞めになった先生が何歳児を担任していたのかというところは、ちょっと私どものほうでも確認できておりませんので、その辞めた先生によって何人子供が見られなくなったのかというところは、町のほうでは承知をしていないというところでございます。ご理解ください。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 以前の説明で、保育園の児童の数、預かる児童の数は変わっていないというようなことで、そんな中で保育士が不足したために預かれなくなったということで今、説明いただいたんですが、ポプラの木、昨年度は何名預かっていて、今現在、何名しか預かれなくなっているのかというような状況をお聞きしているわけなんです、現在26名の待機児童がいる中で、何名そこで預かれなくなっているのか、減少したのかということをお尋ねしています。今現在の預ける数と去年の預ける数を見れば分かると思うんですが、願います。

〔「議長、休憩したらどうですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） そうですね。暫時休議して、事務局のほうできちっと出してもらったりしてください。

暫時休議します。

（午後 1時55分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時01分）

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

数字的な部分について、今、手持ちに資料ございませんので、後ほど取りまとめをして三村議員さんのほうに報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〔「三村議員だけじゃなくて議会全体に答弁出してもらうのは」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） じゃ、私のほうから。

担当課のほうできちっと精査した中で皆さんにお知らせするというので、ご了解いただきたいと思っております。再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 保育士が12名、辞められた原因は全部自己都合だということなんですけれども、深い意味でそれ以上の追及、いじめとかセクハラとかパワハラとか、あったとかなかったというような感じはなかったのかどうか、お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

退職者の退職する理由ということでございますが、それは各園のほうで確認をしていただいて、その一部を我々のほうで確認をしているというようなところでございまして、それ以上のことについては確認をしておりません。

ただ、我々といたしましても、人数が多いというようなところもありまして、保育士さん辞める理由、何だろうなというようなところでいろいろ調べてはみたんですけども、当然、お辞めになった方に直接聞くわけにはいきませんので、何か資料がないかというようなところで調べたところ、厚生労働省のほうで保育士辞める理由なんていう統計があったものですから、その資料を基にしますと転職が33%、結婚が30%、あとは出産で18%、あとは家族の転居、介護、そういったものに14%というような形で、やはりそういった賃金というところよりもご自身の都合というようなところでお辞めになっているというような統計が出ております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 5年前になりますか、経費削減と民間活力を生かすということで、あさひ保育園を民営化して現在の野のはなになったわけですが、現在のこのような状況、民営化した段階でこのような状況は想定されたのかどうかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 大丈夫かい、これ、通告ないんだけど。

○7番（三村正一君） 結局、民営化前より悪くなっているから……

○議長（角田秀明君） 三村議員、これ通告ないので申し訳ないですが。再質問、別な質問をしてください。
7番。

○7番（三村正一君） 今後このような状況が続いた場合、保育園に対してどのように対応していくのか。このような保育士不足がずっと続いているような場合、保育園に対してどのような対応をしていくのか、考えをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。
子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

こういった保育士確保、こういった部分、継続していく、そういったところに対して保育園とどのような対応をしていくのかという質問であると思えますけれども、先ほど教育長からも答弁がありましたとおり、保育士確保、あと子供たちの安全安心を、保育環境を守るというようなところで、町としても大変重要な部分と考えております。

引き続き、保育士確保のために町として何ができるのか、あと保育園として何ができるのか、学校訪問をしたりハローワークに行ってみたり、そういったところ、町と保育園と連携をしながら、保育士確保に努めていきたいというふうに考えております。この保育士不足というのは県、全国的にも加速しておりまして、やはりいろいろ声かけをする、活動する、そういったところで保育士1人でも2人でも、採用していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。
7番。

○7番（三村正一君） 5年前のことを申し上げると大変申し訳ないんですけども、あさひ保育園の時代は保育園の定数が100名を保育士は預かっていたということで、その次の年では民営化されてから約70名に減ってしまったというような、私の一般質問に対する答弁でそのような経過があったわけですが、今の保育士4名が少なくなっていっちゃるということは、またそれよりも少ない保育の数しかできなくなっているのかなというふうに、報告いただけないので私は推測をしております。

そういった中で、このままだんだんと先細りになっていったんでは大変だなというようなところで、このままでいいのかというような観点からの質問でございますが、この認可の取消しとか何かということは、そういった状態というのはどのような状況になったらできるのか。してほしいわけじゃないですが、やっぱり少し力を加えなきゃならない場合も出てくるのかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 三村君、これ、7番、あれなんですけれども、認可の取消しとか何かということは通告をしていないんですけども、申し訳ないですが。

○7番（三村正一君） 分かりました。

○議長（角田秀明君） 別な角度で質問してください。

○7番（三村正一君） それじゃ、民営化について問題がなかったのか検討すべきではないかという点をお尋ね

します。

○議長（角田秀明君） 民営化の質問は通告されておりませんので、執行側もそれ、答弁を考えていないものですから、申し訳ないですが。

○7番（三村正一君） 分かりました。

では、このまま26名の待機児童、この先は後はご父兄にお任せして、努力はするけれども、預かれなかった場合はご父兄にお任せをしていくというような形で進むような形なのか、確認をしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

このまま、この26名が保育園の入園先が決まらずに推移してしまった場合にはどうするのかというようなおただしであるかと思えます。

当然、先ほども答弁しましたとおり、子供たちの保育の場をなくしてしまう、あとは保護者の働く場をなくしてしまうというようなところで、町といたしましても大変危惧をしているところでございます。ですので、様々な補助金を提案したり、保育士確保のために努めて、1人でも採用されれば、そこにそのお子さんが入るように町としても早急な入園の手続をするとか、そういったことで対応していきたいというふうに考えております。

ただ、入園がどうしてもできないという場合には、保護者のほうで適切に家庭のほうで面倒を見ていただくと、そういった状況にはなりますけれども、その期間を短くするためのサンタンとして、町としてもいろいろ保育士確保に努めていきたいと思っておりますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 解決策の一つとして、幼稚園の活用というものはできないものでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

幼稚園を活用するというのは、幼稚園の先生をそういった保育士とかに活用するというような趣旨でよろしいでしょうか。

○7番（三村正一君） いや、私じゃなくて、できればそういう考えはないでしょうかという質問で、こうしろという提案ではございません。

〔「幼稚園で見ろと言っているのか」と呼ぶ者あり〕

○7番（三村正一君） 幼稚園を、預かれるような幼稚園の定数、大体40%台だと思うんですけれども、それら

で何かこう解決策は図れないかということです。

○子育て支援課長（小椋 勲君） 幼稚園につきましては3歳児、4歳児、5歳児を受入れる施設となっております。今、入園先が決まっていないお子さんについてはゼロ、1、2歳が主になっております。そのお子さんを預け入れるためには、どうしても保育園の機能が必要となってきております。水回りであったり、あと給食の施設、そういったものも必要となっておりますので、今ある幼稚園においてその入園先が決まっていないお子さんを受け入れるというのは、今の現時点ではできないというような状況でございます。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） どうもありがとうございました。

それでは、公共交通推進事業のほうで質問いたしたいと思います。

ご答弁いただいた中で、令和5年度の実証実験で171日間で延べ1,729名ということで、1日当たり10名となっているというご答弁いただきましたが、実際の利用者数、実利用者数は何名ぐらいになっているかは把握しておられるでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

延べでしか把握はしてございません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 以前、あれは6月の議会での質問のときに、このコミュニティバスの財源について、来年度は補助金を使ってやるんだというようなことでの説明ございました。そういった中で、県からは231万284円の補助金が出たというふうなご報告ございましたが、国からの補助金はどうして出なかったのか、お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当時については、その補助メニューがなかったというところです。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 実証事業なんですけれども、停留所を、バス停を設けて路線バスで進めてきたというこ

とで、何名乗るかというような報告をいただいて、それぞれ乗った人の感想を聞いているというような形での報告をいただいているんですけれども、そういったデータを取ることが今回の実証実験事業の目的だということで理解をしてよろしいのかどうか、お尋ねしたいと思うんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

様々なデータを取得して、将来の地域公共交通に生かすというところで実証実験を行っておりまして、その内容については地域協議会のほうでいろいろ報告、検討しながら将来につなげるということを目的に実施しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） A I活用型のオンデマンドバスの導入ということで、来年度進める計画でございますけれども、コミュニティバスの運行と並行して行うのか、それともコミュニティバスからA Iのオンデマンドバスのほうへ移るのかということについてお尋ねをします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

A I活用型オンデマンドバス、こちらの運行が決まれば、コミュニティバスのほう、言わば切り替えていくように考えてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） そういった形で今度はオンデマンドバスについて質問したいと思うんですが、このバスは何台で実証実験を行う予定なのか、お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

来年度は2台で運行する予定でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 2台でやるということになると、かなり便利になって利用者も増えるのではないのかなと思うんですけども、この答弁書の中で、最後のほうではより多くの乗客をドア・ツー・ドアで輸送できるAI活用型オンデマンドバスを導入するというようなことになってございまして、片方では待合所設置とかという予算が入っているんですが、私は矢吹の方についてはドア・ツー・ドアで対応していただかないと、何か利用が増えていかないんじゃないのかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まさしくドア・ツー・ドアで考えてございます。

表記の中で待合所という表記でございまして、こちらにつきましてはアプリであったり、操作方法を教えたり、あとそれら電話対応の方もいらっしゃると思いますので、そういった方のサポートをするためのスペース、事務スペースというところで、そのような内容に記載をしていたところでございます。くれぐれもドア・ツー・ドアで考えてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 非常にオンデマンドバスに期待するところでございます。なので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、バスの大きさはどのぐらいの大きさを想定していらっしゃるんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ジャンボタクシー程度の大きさ、今、現行で走らせている大きさを考えてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 予算について、主な支出の内容で出ておったんですけども、保守委託料1,862万2,000円、それからバス運行3,045万、その他となって5,396万1,000円見込んでおります。

そういった中で、私ども6月30日に議会で喜多方市を研修させていただきました。そういった中で、喜多方市ではバス8台運行して、歳出総額が4,042万2,000円、そのうち補助金が2,700万、運行収入が250万というような内容でございました。補助金の内容については、デジタル田園都市交付金と臨時交付金と県の補助金というような内容でございました。そういった点で、この喜多方市の予算と比較するとちょっと高いように思われるんですけども、その辺については比較、検討はどのようになさったのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

比較対象となるものについて、喜多方市さんのほうと我々のほうで進めようとしていることについて、なかなか比較できるところ、今後も検証しながら検討を進めていきたいと思っております。今のところ、比較を具体的にすることはございません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 研修した成果を出すためにも、ぜひよりよい適正な値段で運行していただきたいと思っております。

非常にA I オンデマンドバス、私ども庶民のほうからも期待の大きい事業だと思いますので、行き活きタクシーと並んで、そういった利用が拡大されるようにいろいろ意見を聞きながら、そういった点で作り直しながら対応していただきたいと思います。

それと、行き活きタクシーのほうなんですけれども、大体、昨年よりも少し増えるぐらいできたということで、こちらのほうもぜひ利用者から非常に好評いただいておりますので、先細りにならないようにぜひお願いを申し上げたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時45分からです。よろしく申し上げます。

（午後 2時30分）

○議長（角田秀明君） 再開します。

（午後 2時45分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） また、皆さんにお諮りをしたいと思います。

時間を延長してこの一般質問を続けたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） よろしく申し上げます。

異議なしと認めます。

◇ 安井敬博君

○議長（角田秀明君） それでは、通告4番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番(安井敬博君) 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

また、傍聴にお越しの皆さんにはいつも大変ありがとうございます。

まず、質問に先立ちまして、1月の能登半島地震で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い被災状況の解消、また生活の再建が進まれることをお祈りいたします。

それでは、一般質問通告に従いまして3点、質問をさせていただきます。

まず、大きな質問項目で1つ目の質問であります。

I C Tによる農業用水不足対策と水害の軽減と農業振興計画への位置づけについてであります。

質問の目的といたしましては、I C Tを活用したスマート水田技術や田んぼダム技術の導入支援で農家の水管理の省力化や水不足対策、豪雨水害の被害軽減を図り、農業振興計画に位置づけながら、「田園のまち・やぶき」の将来にわたる安定的かつ持続可能な農業を確立することにあります。

質問しようとする背景や経緯、課題等であります。

羽鳥ダムの貯水量の不足などにより、農家からは水田の作付や稲の育成などに不安の声が聞かれることが年々増えています。また、高齢化や後継者がいないこと、米価の下落などの理由で離農を決断する農家もあるといえます。

そのような中、近年I C T技術の進展により、センサーによる水位等の遠隔監視やパソコンやスマホなどによる遠隔操作で圃場のバルブの自動開閉などを行えるスマート水田技術を導入している事例が見受けられます。また、水系全体の水管理も遠隔で行うことができ、末端まで適切な農業用水の配分が行えるため、圃場の見回りの省力化や大幅な節水が可能になるといえます。

水田だけではなく、水路やため池、河川などに水位センサーを配置して、リアルタイムでモニタリングをすることで、豪雨災害時の被害軽減にもつながるといえます。

また、水田には雨水を一時的に貯留し時間をかけて排水する雨水貯留機能があり、これを活用することができ、これを応用した田んぼの貯水機能を向上し、大雨の際、水田から排水路への流出量を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する田んぼダム技術というものがあります。

国内の人口減少が避けられない中、就農者も例外なく将来は減っていくため、農業の省力化を図り、持続可能な農業を確立していくためにも、こういったI C T技術等の導入は不可避であると考えます。個々の農家で導入していくことは、コスト的にも難しく、国・県などの支援なども活用しながら補助をしていくことが必要と考えます。

また、将来の矢吹町の農業をどうしていくのか、新たな農業振興計画などにも位置づけることが必要であると考え、質問を行います。

質問1、町として、現状及び将来的な農業用水不足への対策はどう行っていくのか伺います。

2、農家の省力化や水不足対策、水害の軽減のため、I C Tを活用したスマート水田技術の導入や田んぼダム技術の導入支援を行う考えはないか伺います。

3、近年のI C T技術の進展や農業用水不足や風水害対策も織り込んだ新たな農業振興計画、人・農地プラ

ンなどを策定する必要があると思いますが、町の考えを伺います。

続きまして、大きな項目で2番目に当たりますが、当町のSDGsの取組におけるバリアフリー化と障害者への配慮等について伺います。

質問の目的といたしましては、当町のSDGsの取組におけるバリアフリー化と障害者への配慮について、具体的な施策を明らかにし、検討を促すことにあります。

質問としようとする背景や経緯、課題等ではありますが、令和6年度から8年間を対象とする第7次まちづくり総合計画基本構想（案）と令和6年度から4年間を対象とする第7次まちづくり総合計画前期基本計画（案）が示され、パブリックコメントの延長などによる住民の意見反映などを図りながら、策定が進められております。

基本構想は、今後8年間の町の最上位計画に当たるもので、この最上位計画に沿って様々な施策が進められることになり、町の将来にとって大変重要なものであります。

第7次（案）で特徴的なことは、町の施策とSDGs、持続可能な開発目標との関連性が示されていることであります。

SDGsは、2030年までに世界中で達成しなくてはならない目標であり、町もその実現に努めることは住民の福祉の向上にもつながり、よい着眼点であると考えます。

SDGsには、17の目標と169のターゲットがあり、関連する施策は多岐に及ぶため、今回はこのSDGsの17の目標に関連する施策のうち、3点について町の計画を伺い、進捗を促すため質問を行います。

質問1、SDGsの目標10番目、「人や国の不平等をなくそう」に関連し、視覚に障害を持つ方などへの対応として、町の公文書等の点字化、音声データ化について進捗と計画を伺います。

2、目標11、「住み続けられるまちづくりを」に関連し、私道も含めた現道舗装や歩道の段差解消について進捗と計画を伺います。

3、同じく目標11、「住み続けられるまちづくりを」に関連し、矢吹町のホームエレベーター設置など、バリアフリー化について進捗と計画を伺います。

大項目で最後の質問、3番目になりますが、町長など町三役の退職金についてであります。

質問の目的といたしましては、町長、副町長、教育長の退職金を明らかにしていただき、その廃止などを含めた検討を促すことにあります。

質問しようとする背景や経緯、課題等ではありますが、民間企業では役員の退職金を廃止する企業が増えており、地方自治体の首長などが任期が終わるたびに、高額の退職金を受け取っていることに批判が集まっております。

こうした指摘を受けて、名古屋市など市長自ら退職金廃止の条例を制定する自治体も出てきております。

当町でも三役は退職金を廃止し、住民福祉の向上のための予算に充てるべきではないかと考え、三役の退職金額を明らかにし、廃止を含めた議論を促すために質問を行います。

質問1、任期を満了した場合の町長、副町長、教育長の退職金の額を伺います。

2、他の自治体では、特別職の退職金を廃止や金額の見直しを進める自治体もあるが、これについてどうお考えになるか伺います。

3、三役の退職金について廃止を含めて検討を始める考えはあるか伺います。

以上、大きな項目で3点であります。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業用水不足への対策についてのおただしであります。

近年の異常気象により、冬期間に雪が降らないことや梅雨時期に雨が降らないことなどで、特に羽鳥ダムの貯水量不足による水稻の生育などの影響が毎年心配されているところであります。

昨年は、異常なまでの猛暑と降水不足による渇水により、これまでで最も早い8月18日に用水供給が停止され、水稻の生育に少なからず影響があったと考えております。

これまでも、羽鳥ダムの用水不足に関する問題については、国が主催する各種会議等で渇水対策等を強く求める要望や提言を継続的に行ってまいりましたが、抜本的な対策が立てられたり、解決に至るということがなかなか難しかったというふうに認識しております。

昨年10月24日には、矢吹原土地改良区と共に羽鳥ダムを管理する農林水産省と現状確認を行い、用水不足の課題解決に向けた対策検討について強く要望いたしました。

土地改良区、そして町として、国・県等への要望活動、再三の要望活動の成果もあり、短期的な対策といたしまして、予定では、令和6年度の通水終了後に国直轄の渇水対策として、羽鳥ダムの取水施設側にたまった堆積土砂の撤去工事、しゅんせつをすると、これを実施することとなりました。抜本的な水不足の解消とまではいきませんが、国が課題解決に向けて対策に取り組むこととなり、この10年、20年全くなかなか動かなかったものが大変大きく動いたということだろうと思っております。大きな進展であると考えております。

この工事により、堤体側に残っていた用水を活用することができる。あとは、そもそも土砂が堆積していたために、羽鳥の底に土砂が堆積している。そのために、あとは災害予防、防ぐために80%までしか水がためられないということで、実際には非常に少ない水しかためられないために、せっかく降った雨も放水しなくちゃいけないというようなことが続いておりましたが、そういったものがこの泥で15%分ぐらいは増やせるというふうな農水省サイドからもそういうような試算が出ております。

そうすると、用水供給を数日間なのか、何日間というかやってみなければ分らないところはありますが、先に延ばすことができるということは、8月18日、用水供給が停止されましたが、この作業がきちっと行われていれば9月近くまで用水供給ができるかもしれないということです。その可能性が出てくるということで大変大きな前進だということかと思います。

しかし、これはやはり短期的な対策でありまして、羽鳥ダム用水不足の問題解決は中長期的に対策する必要があります。これは言わば、大川のほうとの水のそれ国土交通省の防災対策、あちらのダムのほうとの水の分配であるとか、様々な大きなテーマがあります。そちらのほうは、そう簡単にできることではありませんが、中長期に取り組む必要があるだろうということで、中長期に対策する必要があるということでもあります。

今後も、受益者の皆様が安心して営農継続ができる環境となるよう、羽鳥ダムを所管する国と共に、先ほど

のような言わば、農水省、国交省とそれから福島県、土地改良区、関係自治体と協議あるいは連携し、様々な提言や協議を引き続き行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ICTを活用した技術の導入支援についてのおたただしではありますが、農業者の高齢化や担い手の減少により、遊休農地や耕作放棄地が増加傾向にある中、農業基盤の整備や地域農業の担い手の育成、農地の集積、集約化による労働力やコストなどの削減を進めることが喫緊の課題であると認識しております。

このような状況の中、農作業の効率化や省力化を可能とするロボット技術、ICT技術などを活用したスマート農業技術は年々進化しており、農業担い手の規模拡大や遊休農地増加の抑制にも有効な手段であることから、町といたしましても技術の普及や導入を目的とした実演会を今年2月14日に開催し、認定農業者や新規就農者の皆様方及び関係機関から約50名に参加していただきまして、広く周知を図ったところであります。

町の支援策といたしましては、地域農業の担い手である認定農業者や認定新規就農者に対し、矢吹町担い手機械導入事業補助金により、ICT等を含めた農業用機械購入費用の10分の1、上限10万円を補助しております。今年度は1名の農業者への園芸施設の自動かん水装置の導入支援を行い、2名の農業者へラジコン操作が可能な草刈り機の導入支援を行ったところであります。

また、来年度からの新規事業として、農業用ドローンにより、農業散布を行っている団体等への散布費用の一部助成を予定しております。本定例会において、当初予算を計上させていただいているところであります。

なお、議員おただしの水田の水管理システムにつきましては、町内ではあまり普及が進んでいないものの、比較的low価格で導入が可能であり、水田への見回りによる労働時間の短縮や移動時の燃料費の削減効果、天候の急変にも遠隔操作による防災効果等が見込まれる有効な手段であると考えております。

また、本町を含め白河市と西白河郡の20代から30代の農業従事者らで組織しておりますSAF会、せんだって県から表彰を受けたりしておりますが、SAFというのは、要は白河アグリカルチャーフレンドシップの会だったかな、要はもっと簡単に日本語的に言えば、白河地区農業友の会であります。こちらは矢吹町出身の方であるとか、それから農短大を卒業したばかりの方であるとか、大変若い方々がかなり創意工夫をしながらやっている会であります。

最新のICT技術を積極的に導入しており、令和3年度からは、ハウス内の温度や湿度を管理できるシステムである通い農業支援システムを会員5名が調査、研究し、自ら製作、設置した機器を活用し、栽培環境把握の省力化を図っております。これの優れたところは、農研機構のつくったシステムを使って自らがプログラミングを行うと。プログラミングといっても相当簡易にできるというんで、非常に面白いと思って見ておりますけれども、こういった若い人たちが自分たちで農業機械の中の非常にブラックボックス化しやすいことのプログラミングも行えるというのは大変すばらしいと思って見ております。

今後は、既にこれらのシステムを導入している農家のご意見等を参考に、関係機関等と連携し、システム導入や支援制度に向けての調査、検討を進めてまいります。

田んぼダムにつきましては、雨水、雨水ですね、を一時的に貯留する機能を活用して、下流で急激な水位上昇を抑え、洪水被害の軽減を図ることを目的に、国、福島県が推進する流域治水の取組の一つの手段であります。

田んぼダムは、まとまった面積で取り組むことで、より洪水を軽減する効果が期待できることから、地域の

農地や環境を保全する目的で、地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業による加算金支援制度があり、活動組織を対象とした説明会において田んぼダムの必要性を丁寧に説明し、理解醸成を図っているところでもあります。多面的機能につきましては、大変、農水省のつくった様々な事業について言えば、これはもう最近じゃ大ヒットだと私は思いますけれども、今各地で多面的機能支払交付金事業を使った事業を行い、あちこちで表彰を受けて様々なインフラを整備した であるとかやっておりますけれども、これらを田んぼダムについて応用していくということについては、大変面白いのではないかと私も思っております。

このほか、田んぼダムは、雨水の貯留機能を持たせるために、より強靱な畦畔の整備も必要となることから、畦畔というのは要するに田んぼのこの境目のところの、あそここのところでそれをきちんと強靱な畦畔を整備することによって、田んぼダムの言わばダムのこういう周囲堤みたいなものとかです。ああいったものをきちんと水があふれたり、崩れたりしないようにするというところだろうと思いますが、ほ場整備事業の実施に併せて、田んぼダム機能を有する整備計画が補助事業の要件となっております。現在、ほ場整備事業の計画を進めている舘沢・大町地区につきましても、田んぼダムに対応可能な排水口や畦畔を整備する計画であります。

先進技術でありますスマート農業や田んぼダムは目的に合わせて圃場を選定することが重要であり、地域農業の特色に見合った取組について、県、町内、両JAや土地改良区、関係機関と連携し、調査、研究を重ね、多様な農業担い手への育成、確保や支援制度を検討し、持続可能な農業の推進に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ICT技術の進展や農業用水不足等を織り込んだ新たな農業振興計画の策定についてのおただしであります。平成19年5月に策定された矢吹農業振興地域整備計画の見直し状況につきましては、おおむね10年に1回、計画の見直しを行う総合見直しと軽微な変更について、年に2回行う随時見直しがあります。

現在、町では、総合見直しに向けて、調査、資料収集等を行い、整備計画の見直し、素案の策定を行っているところでありますが、遊水地整備事業における整備地内での農地利活用の方向性、現在進めている舘沢・大町地区圃場整備の進捗状況や国が改正を進めております国の農業関係の非常に大きな基本法であります食料・農業・農村基本法など、町の農業施策に大きく関わる状況があります。これらの大きな変化の行方を見極める必要が生じているということから、素案の策定に時間を要している状況にあります。

また、本町の農業振興の基礎基盤の保全と災害防止対策など農地の有効を図るため、農業者の皆様に加え、企業や一般の方々、または広く町民の皆様にも丁寧な説明と理解を求めることが重要であると考えております。

議員おただしのとおり、近年、農業担い手の減少や遊休農地の増加、異常気象による天候不順、不安定な世界情勢、国内食料自給率の一層の低下、もともと大変低くて食料安全保障上、問題が多いわけですが、課題が多く、大変厳しい農業情勢であります。不測時だけではなく平時から食料安全保障の強化に向けて、必ず守らなければならない優良農地、この保全に努めていかなければならないというふうに思っております。

さらには、農業担い手へコスト削減や効率化を意識した農地の集積、集約化を図ることやICT等を活用したスマート農業をはじめとする新技術などの導入により、生産性の向上、農産物の高付加価値化など、様々な農業施策を積極的に取り入れながら、町の特色を生かした持続可能な新しい農業振興を目指した計画策定に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

失礼しました。それでは続けます。

次に、SDGsの目標10「人や国の不平等をなくそう」に関連し、視覚に障害を持つ方等への対応として、町の公文書等の点字化、音声データ化の進捗と計画についてのおただしであります。

まず、令和4年12月議会定例会において可決いただきました矢吹町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例の基本理念であります「障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに理解し、その人格と個性を尊重しなければならない」に基づきまして、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

第7次まちづくり総合計画におきましても、「障がい者福祉の充実」を基本施策とし、障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、体制の確保を図る計画となるよう検討を進めております。

また、情報アクセシビリティの向上を図るなど、障害の特性に応じた情報提供の手段を充実させるよう、現在策定を進めている第5次矢吹町障がい者計画との整合を図りながら、検討を深めてまいります。

次に、視覚障害を持つ方への対応といたしましては、新型コロナウイルス予防ワクチン事務において、点字プリンターの活用や点字表記文書の作成を実施してまいりました。昨年12月に実施いたしました町長選挙におきましても、点字の氏名等掲示、投票用紙などを作成しております。町が発行する広報やぶきについても声の広報として、声のボランティアのこだまさんに皆さんに音声CDを作成していただくなど、障害を持つ方へのサービス向上に努めております。

このように、本町では、事業ごとの点字化や音声データ化を行っておりますが、現在のところ、全ての公文書等に対応している状況ではありません。SDGsの理念に基づいた町民の皆様の不平等をなくすためにも必要に応じたサービスを適宜実施してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、私道を含めた現道舗装や歩道の段差解消についてのおただしではありますが、初めに、本町における私道につきましては、主に宅地分譲の際に、住宅等の建築を行うための道路として、民間事業者等が自ら整備し、所有、管理を行っている道路であります。

私道については、あくまで個人、共有者の財産であり、町が直接、道路整備を行うことはありませんが、一定の要件を満たした私道につきましては、町への寄附、または町からの補助金を活用した道路整備が可能です。

寄附を受ける場合においては、矢吹町道路認定基準により、道路幅員が4メートル以上であること、公道から公道への接続がされていること、道路が舗装されていること、側溝が設置されていること、境界が明確になっていること等、12の要件を満たした場合に、所有者からの申請により町が寄附を受けて管理することになり、宅地分譲に伴い、整備された道路については、過去5年間で2件の寄附を受けております。

また、私道の整備につきましては、平成12年に私道の整備を促進し、生活環境の向上を図ることを目的とした矢吹町私道の整備補助金交付要綱を策定しております。

道路の幅員や延長、受益戸数等の一定の要件を満たした私道については、その整備に要する費用の10分の7から10分の8を補助する制度でありまして、制度開始からこれまでに15件、私道の整備工事に対し、町補助金を交付しております。

次に、現道舗装につきましては、生活道路整備事業として、行政区等からの要望を受け、町道や法定外道路の未舗装道路を現地の利用実態に合わせて、道路幅員を伴わない簡易舗装により実施しております。

これまで行政区等から陳情件数は全体で185件であり、このうち130件について、令和5年度10月末までに整

備を完了し、整備率は約70%、未整備路線数は55件となっております。今年度の実施路線につきましては、前年度からの継続路線4路線に加えまして、新規路線として3路線、合計7路線、事業費1,200万円の整備を実施いたしました。

なお、来年度の整備予定路線につきましては、令和5年度からの継続路線3路線に加え、新規路線として3路線から7路線を選定し、合計6路線から10路線、事業費1,200万円の予算を計上しております。

最後に、歩道の段差解消につきましては、現在、歩道に関する具体的な整備計画等は定めておりませんが、矢吹町通学路交通安全プログラムに位置づけ、通学路安全点検による危険箇所などを優先的に教育委員会と連携して、歩道の補修を行い、適切な維持管理をしております。

なお、歩道の補修については、町道北町・新町線いわゆる旧奥州街道において、舗装の打替えや側溝の蓋の入替え等、令和5年度で6件の補修を実施しております。

今後も、道路の整備計画及び維持管理においては、歩道の段差解消等を含めたバリアフリー化の推進や子供や障害のある方、高齢者の方などに配慮し、利用者の安全の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅のホームエレベーター設置など、バリアフリー化の進捗と計画についてのおたかしであります。

矢吹駅舎の管理区分は、外部の入り口から改札までが町の管轄、改札から先がJRの管轄と区分されております。

現在、町管轄区分では東西にエレベーターが設置され、改札までの通路には視覚障害者用の点字ブロックが設置されるなど、バリアフリーに対応しておりますが、JR管轄内である改札からホームまでの間には、点字ブロックが設置されているものの、エレベーター未設置であり、歩行が困難な方の乗降に支障がある状況であります。

町では、福島県及び県内市町村で構成する福島県鉄道活性化対策協議会を通じて、毎年、駅ホームへのエレベーター設置の要望を継続して実施しているところであります。

令和4年度は、11月に本協議会が県内市町村の要望事項を取りまとめ、JRに要望書を提出しており、翌年2月には回答書を頂いております。

これまでの回答では、駅の1日当たりの平均利用者数が3,000名に満たないため対象外でしたが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が令和3年に改正され、昨年2月には、1日当たりの平均利用者数2,000名以上3,000名未満の駅については、地元自治体が基本構想を策定し、構想の中でバリアフリーが必要な施設として位置づけすることで、条件を満たせば、整備対象となるとの回答をいただいております。

直近の令和4年度の矢吹駅の1日当たりの平均利用者数を見ますと、1,898名となっておりますので、2,000名以上の条件には満たさない状況にあることから、すぐには整備対象になることは難しいと考えておりますが、JRと協議を重ねながら、基本構想の策定や町の費用負担について情報収集し、対応を検討してまいりたいと考えております。

町といたしましても、人口減少や少子高齢化が問題となっている今日の社会情勢において、鉄道を含めた公共交通機関、公共施設のバリアフリー化の重要性は十分に認識しております。

令和6年度以降は、駅施設のうち町が管理する部分について、長寿命化計画に沿った計画的な改修と維持管

理を図りながら、利用者の利便性の向上と安全安心な環境の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、任期満了した場合の三役の退職金の額についてのおただしであります。

私を含めた特別職の退職手当につきましては、福島県市町村総合事務組合が定めます市町村職員の退職手当に関する条例の規定に基づき任期満了に際し支給されます。

支給額につきましても当該条例に定められており、給料月額に在職月数を乗じて得た額に、一定の割合を乗じて得た額が退職手当となります。

割合につきましては、町長が100分の48、副町長が100分の29、教育長が100分の20となります。それぞれ計算いたしますと、町長が任期4年の48月で1,910万160円、副町長も任期4年の48月で892万2,720円、教育長が任期3年の36月で421万2,000円が手当の額となります。

なお、福島県市町村総合事務組合が行う、退職手当支給事務につきましては、令和5年4月1日現在において、県内59市町村のうち、50市町村が委任しているという状況でありまして、9つの市では委任しておりませんが、町村につきましては、県内全ての町村がこの福島県市町村総合事務組合に委任している状況でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、他の自治体における特別職の退職金廃止や見直しの動きについてはどう考えるかのおただしですが、広く全国的には、茨城県つくば市、愛知県名古屋市、大阪府守口市など、一部の自治体におきまして、特別職の退職金の廃止や見直しが行われているということは承知しております。これらは、首長選挙における公約として、退職金の削減等を掲げ、実施されている事例の一つであると認識しております。

福島県内におきましては、廃止または減額を行っている市町村はなく、また、退職金支給について批判が集まっているという情報、報道等も承知はしておりません。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、退職金廃止を含めた検討についてのおただしですが、まず、民間企業の事例として、役員の退職金を廃止する企業が増加しているとのことでありますが、令和5年8月1日付株式会社東京商工リサーチの情報によれば、月々の民間企業の役員報酬の高額化が進み、これはいわゆる国際化で、アメリカ、欧州等の企業の日本的な家族的な経営だと今までは大変近かったんですが、職員とそれから役員の報酬が。私は、かつてそこにいましたので、よく知っているつもりです。

それが国際化に応じて、言わば、株式の変動に応じて役員の報酬がかなり動くというようなこともあります。ですから、そんな役員はすぐに首になるかもしれない、業績が悪いと。ということで、その期間におけるその高額化が進むということがあります。

一方で、報酬の月給なりそういったものの報酬が、高額化が進んだということで、退職金が逆に廃止になると、長く勤めるということがなかなかなくなってまいりました、役員の皆さん。廃止傾向となっていると、そういう意味だと私は解しております。一般的にそう解されていると思います。

一方、株式報酬などの非金銭報酬にシフトしているケースもある。これは、月々の役員報酬の増加や、退職金からの非金銭報酬、これは、いわゆるストックオプションなど株式を、その会社の株式を受け取る権利をもらうとか、様々なやり方がありますが、それで退職金というものではなくてきているということがあります。

これは今の民間企業において退職金がなくなってきたというふうな一方的な話ではないということで、今申し上げます。

いろんなケースがあります。民間企業における役員の退職金廃止と一様に比較することは困難であると考えております。

統一地方選挙においても全国的に無投票により当選が決まった自治体が多くありました。無投票当選や議員、首長の成り手不足は、若者の政治離れ、無関心、経済的な問題なども要因であると考えております。選挙費用の一部公費負担など、経済的負担も少なくなく、多様な人材が立候補できる制度も一面で出てきていることもありますが、やはり、安定した生活給、退職金が保証されない中で、多様な人材が立候補できるということ、いい人材が立候補できるということはなかなか難しいのかな、これは首長だけでなく、議員さんも同じではないかと私も考えるところであります。

そのようなことから、将来の町政を担うリーダーのためにも、いたずらに退職金の廃止や抑制を是とする傾向、社会的傾向が仮にあるとすれば、それでいいのかなというのがあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、制度としては県の場合は、福島県市町村総合事務組合が定める制度に基づいて行われているので、これはもう私の関知するところではありません。

ただ、そういうこともあるのではないかというふうには思います。だから、問われたのでこういった形で書いておりますが、これはもう、県内の全国の首長さんがどういうふうにお考えになるかによっても考えていくことかなと。私としては、例えば、先ほどの愛知県の河村市長のように、大分個性的な方でありますから、そういった方が退職金をというのを選挙に打ち出してというはあるかもしれませんが、そういう道具にするものかなというの、私個人としてはちょっと思っております。

ですから、先ほどの市町村整備組合のほうでしっかりと、そういう制度があるのであれば、私も周辺の市町村の皆様と一緒によく考えながら、考えていくことかなというふうに思っております。

これはちょっと、書いてあることでありますが、ちょっと個人的な見解入りましたんで、こちらに書いてあることを今回の答弁としていただければと思うんですが、ただ、これはそんなに一面的に言える話では私はないと思っています。

どうかそのあたりをご理解いただければありがたいかなというふうに思っております。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。ちょっと、余計なことを申し上げました。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、大きな項目での1番目から順番に再質問をさせていただきます。

この農業用水の不足に関しては、もう私が質問するまでもなく、町のほうでも認識をしていただいて、様々なご努力を行っているということは承知しております。

今回、全員協議会でも説明もありましたけれども、まずは、羽鳥ダムのしゅんせつを行っていただけるということで、短期的なものではありますが、幾分かはこの水不足も解消できるのかなとは思ってお

り、安心しております。

調整、ご努力に対して大変感謝申し上げますところであります。

それにしてもこの異常気象ですとか、あとは、やはり農業人口の減少ですね。そういったことから言ったら、この先、この「田園のまち・やぶき」といたしましても、その農業、就農者がこの先減っていくということは予想されるところであります。

それを抑制するための手段として、このICT技術の活用をしていったらどうだということで、この質問させていただいたんですけども、中にはこのICT技術の活用ということで、勉強会等もしたりして、あと、実際にこの技術導入している方もいらっしゃるということが聞きまして、進展はしているのだなと思いました。

私、今回、特に水不足対策というところに位置づけた対策が必要ではないかなと思って、この質問をしているわけです。

この田んぼの水って上から流れて行って、そして、下のほうに行くとその上には戻せないというのが常でありまして、しかし、このICT技術で、この田んぼのスマート水田技術を活用すると、下に流れていった水も田んぼ圃場ごとの小さなポンプですとかそういったものを使って上に戻すことも可能であるということです。それが水不足の節水にもつながりますし、また、センサーとの活用では水害対策にもなるということで、この辺をぜひ進めていただきたいと思うんですが、現状、矢吹町のスマート水田技術の講習会ですとか、勉強会ですとか、そういった中では、今、そういったことはやられているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 8番、安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、水田の水管理システムにつきましてですが、こちらにつきましては、矢吹町町内でも試験的に導入されている方もいらっしゃいます。こちらはスマートフォンのほうから自動的にバルブの開閉などの指示ができるということで、非常に効率的なものと認識してございます。

また、矢吹町の羽鳥ダムからの水の流れにつきましては、当然上流から下流に向かって流れるわけですが、矢吹町につきましては、今現在も、途中で排水で落ちた水を再度ポンプで上げて利用するような取組もされておりますので、こちらにつきましても将来的には、今のほうで国営隈戸川事業の二期事業ということで検討されております。

今のほうでもスマート農業というものは推進しておりますので、そちらの検討状況を踏まえながら、町としても農家の皆様にどういう支援ができるかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

検討を進めていって、実際に導入している方もいらっしゃるということで、これ、どんどん拡充していって

ほしいなと思います。

やはり懸念されるところは、導入費用が個々の農家さんだけではなかなか難しいんじゃないかと、ICT等を含めた農業機械購入費用の10分の1、上限10万円という補助はあるということも、今、明らかにしていただきましたが、なかなかこれだけでは、全ての農家さんがこれ導入するのはちょっと敷居が高いのかなと思っています。

また、田んぼダムであったりとか、スマート水田技術の水対策というのは、個々の農家さんだけでは、その水害対策とか全体の水の節水にはつながらないので、そういったことも考えますと、さらなる補助が必要かなと思うんですが、その辺は国・県なんかの補助も活用しながらとは思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 8番、安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁にもございましたように、今、町としましては、矢吹町担い手機械導入事業補助金ということで支援をしております。

また、国・県につきましても、スマート農業には力を入れるということでございまして、県の当初予算にもスマート農業の予算を計上されているところでございますので、国・県の補助事業を十分検討しながら、その分につきましては、国・県の補助を十分活用させていただきながら、町としてもさらに上乘せ補助などについては検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

ぜひ、やはり国と県の協力なくしてはなかなか進まないと思います。

この矢吹の歴史からいっても三大開拓地ということで、戦後の大規模開拓が進められた歴史もあります。

今、この矢吹町、水害も起こりまして、阿武隈川の改修ですとかそういったものも進められております。そういう中で、持続可能な農業、本当に必要なところだと思います。

しっかり、これも計画に位置づけていくことが必要であると考えます。また、国に対してもいろんな要求をしていくことが大切であると思っています。

農業振興計画、矢吹農業振興地域整備計画が平成19年5月に策定されて、おおむね10年に1回の見直しを行っていて、軽微なものは年に2回ということでしたけれども、具体的にはどのような見直しが行われてきたのか、簡単で結構ですのでよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 8番、安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの見直しの内容につきましては、一番大きなのは農業生産基盤でございます。農地を保全するために農業振興地域を設定しております。そちらの除外等の検討をしたりとかということで、随時、見直し等を実施してきているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

これ、ICT、農業のスマート農業技術ですとか、田んぼダム技術、これ、本当にここ数年のことなんですよ。なかなかそういったものは、まだ、計画には位置づけられていないのかなと思います。

今、見直し進めていて、様々な国の食料・農業・農村基本法などの状況なども改正状況の見極める必要があるということでしたけれども、町としてはこの総合見直し時期に来ていると思いますが、その中で、ICT技術活用なども織り込んでいくということも検討されているということですが、これは、いつ頃をめどに作成する予定なんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 8番、安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、農業振興計画もありますが、今現在、第7次まちづくり総合計画を策定中でございます。

こちらにつきましても、目指すべき姿としまして、町の特色を生かした持続可能な農林業を目指しますということで、こちらの中にもスマート農業等も記載をさせていただいているところでございます。

また、農業振興計画につきましても、当然、今、安井議員からあったように、スマート農業など重要な部分につきましては、当然、基本計画のほうに盛り込むべきと考えてございます。

また、見直しの時期ということでございますが、先ほどの答弁にもありましたように、今、一番大きな課題となっておりますのが、遊水地事業でございます。

こちらにつきましては、今現在、土地の利活用を検討しているところでございますが、農地についての利活用という検討案もございますので、そちらの方向性が見え次第、計画の策定取りまとめのほうに進んでまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、この新しい技術も活用しながら、「田園のまち・やぶき」、維持できるようにお願いしたいと思います。

では、大きな質問項目2番に移りたいと思います。

SDG sの取組というのは、今回の第7次総合計画、ここでSDG sの各ターゲットなどがリンクされているということで、これは当然、世界中のいろんな国のこれまでの人権の事項ですとかそういったもの、また、憲法や法律などが基になってこのSDG sも組まれているわけで、当然なすべきことであるということで、大変分かりやすい表記になったのかなとは思いますが、このSDG sとリンクをさせるということで。

具体的なその中で、取組で、私やはり重要だなと思っているのが、どなたであっても取り残さないで、生き生きと暮らせるような町にしていくということであったりですとか、高齢者の方もそうですけれども、そういった方たちはいつでも、どこでも、自分たちの意思で移動が円滑に行える、そういったことが重要ではないかなと考えておまして、特にこの3つの質問をさせていただいたわけです。

順番に言いますけれども、これ、手話言語及び障がい者コミュニケーション条例が制定されたことで、あらゆる障害者の方への配慮をしていくということが、条例的にも位置づけられて、これは大変すばらしいことだなと思っております。

ただ、実際にそこがどういうふうに関後影響してくるのかということが見えてこなかったもので、具体的に質問をさせていただきました。

まず、1番目ですけれども、点字による公文書、これ何度もこれまでもやらせていただいて、大変、またかと思われるかもしれませんが、この進捗、確認をする意味でも、またさせていただきましたが、だんだんと進展はしてきているんですね。もともとエンボス加工された封筒があって、それが視覚障害者の方に送られるということで、町から来た封筒だというのは分かるけれども、中身は分かりませんよなんてことで、そこに点字の表記が少し加わっていった、町から来たというのがあったりとか。あとは、ワクチン予防接種のときにも、点字の案内ができるようなものを用意していただいたという、だんだんと進展はしているんです。

もちろん声のボランティア、こだまさんにおいて、その広報やぶきなども音声CD化して配られている。これは、受け取っている方も好評を得ておりますので、今後も続けていただきたいんですけども、今やはり、目前で困っていらっしゃるのが、点字または音声で、直接その公文書、町から来る案内の中身が分からないということなんです。

協力者の方、家族ですとか、家族いない方は誰かほかの方に頼んで中身を読んでもらったりとかとすることで、なかなかこれが円滑に進まないですし、プライバシーの問題もあるんですよ。なかなか、幾ら家族であっても中身を全部明らかにするのは、ちょっと控えたいというか、そういう方も当然いらっしゃるんですね。

なぜこの点字化がなかなか進まないのかということなんです。

今回、第5次矢吹町障がい者計画との整合も図りながら検討を進めていくということでしたけれども、じゃこの計画の中にはそういった点字での発送というのは明確に位置づけられるのか、その辺どうなっておりますのか伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

総合計画の基本構想の中につきましては、こういった具体的なところまでは、位置づけといたしますか、文言

としては入ってございません。

下位計画である実施計画であったり、第5次障がい者計画、現在策定中ではありますが、そちらの中で、情報アクセシビリティの向上として、全ての人が利用しやすい行政情報の提供というところの、具体的な検討内容としまして、安井議員さんご提案いただいていますこういった公文書の点字化であるというところは、検討してまいりたいというふうに考えております。

いつの議会だったかは、ちょっと今、正確にはあれですけども、以前も安井議員さんにこの質問をいただいたときに、点字プリンターというものもあるんですが、非常に現在のところ高額で、なかなか導入には至っていないというのが現状ではあります。

技術の進展とともに、今後もそういったものが出てくるかもしれませんし、そういった時代の流れであったりも踏まえながら、極力、皆様に、情報アクセシビリティが向上するような、誰一人取り残さないという理念に基づいた対応を図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 点字プリンター、高額というお話ありましたけれども、今回、ワクチン予接種においては、点字の案内文書を会場において、作って用意しておいたということでしたが、これ点字プリンターがないとできないと思うんですが、これはどのような方法で行ったんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ワクチン接種会場で行ったのは、点字プリンターを使っての文書を配付したのではなくて、イメージ的にはテプラのイメージなんですけれども、テープで点字が打てるものが、機器がありまして、そちらで方向を示すような、接種会場はこちらですよというのを各所に貼りまして、ご案内をしたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） テプラでは簡易的なものしかできないのかなと思います。やはり、点字プリンター導入が必要かなと思いますけれども、その具体的な導入のための見積り等は検討されたのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

前回、答弁した際に、一度見積りを取って答弁を行っております。ただ、今現在ちょっと手元に資料がないので、幾らというのはお答えできかねます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） なかなか、見積りも取っていただいているんですけども、高くして導入できないということで、ちょっと平行線なのかなという気はいたします。

現実には、これ困っていらっしゃるんですね。こういった点字の案内で、封筒で来ても中身は読めないということ、それに関しては、以前、私、であれば、音声データ、音声データはそんなに難しくないと思うんですね。読み上げソフトなんかもありますので、元の文書はワープロソフトで作っているものですから、その音声データが置いてあるクラウドの場所ですとかを案内してあげる。それでしたら、今、ブラインドタッチで、視覚障害者の方、パソコンも扱えますので、そこでアクセスして聞くこともできますし、やり方としてはいろいろあると思うんですよ。

ほかに、文書の点字化をしてくれるボランティアの団体とかもいますし、有償でやってくれる業者もいますし、そういったところをお願いしたり、簡単な方法としてはそういったICTを活用した音声化というものもあると思います。

そういったことをもう具体的に進める時期かなと思うんですよ。第7次総合計画というもののなかで、位置づけもあることから、具体的な文書はないとしても。

ぜひその辺の、簡単にできることからやってみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ご提案ありがとうございます。

ボランティアさんをお願いしての点字化等、ご提案いただいた内容、検討させていただきまして、できることからやってみりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ、これ何度も、本当にお伝えしていただいているんですけども、本当に実際に困っていらっしゃると思いますので、できることから、ぜひ、検討を進めて実施をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですけども、私道も含めた現道舗装や歩道の段差解消についてなんですけれども、これについては、今、新規に開発する住宅業者、宅地造成する業者さんなんかは、要件満たしているようなものを多分案内していらっしゃるということで、これ、要件満たした道路を造っていただけて、私道を公道として町道認定しているというところがあるかなと思います。

ただ問題は、過去においての宅地開発業者、具体的に言うと、高度経済成長期なんですね。この時代に開発した宅地というのがだんだんと老朽化、道路が老朽化していて、それで高齢化もしているところから、

なかなか自分たちでこの私道を整備するということができな

また、共有財産ということで、そういった積立てなんかも後々には行えたりしていて、対応しているところもありますけれども、そういったことはできていないところもあるわけです。そういったところへの対応として、私道の整備に対しても助成金出しているということがありました。

ただ、まず整備に対しては一定程度であっても、かなりの比率で助成してもらえているのは助かるのかなと思います。ただ、いろいろと、やはり、町道認定してもらう際の条件がありますよね。項目がありますということで、その中でも例えば、境界を明白にすることなんていうところがあります。

これがなかなか、図面なんかも残っていなかったりとかある、そういった中で境界を明白にするためには、これ測量士さんをお願いしてやっていくということも必要なんです。

様々な条件あると思いますけれども、その中でも地域の生活道路、そして、地域の方の通学路であったりとか、あとは、生活するために必要な道路であるといったところについては、そういった諸費用についても、何か手だてを講じなくてはなかなか進まないのかなと思います。補助等を拡充する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

私道の寄附の要件についてであります。先ほど町長答弁のとおり、12の要件がありまして、議員おただしの境界につきましても、そちらも要件の一つになってございます。

今、寄附の要件で境界が明確であることが満たされることで、寄附が受けることが可能であります。

ただ、現場が舗装されていて、その明確になっていないという現場、確かにございます。なぜ、境界を明確にするかといいますと、寄附を受けた後に、その方、隣地の方とトラブルにならないように、きっちり境界を明確にする必要がございますので、こういうような要件を求めています。

ただ、境界を明確にするために、今、おっしゃったような測量という方法もございますが、今、検討している中身といたしましては、現場で境界ぐいがあるとか、明確に、隣地の方と境界立会いができる場所につきましては、道路とその民地の方と境界を明確にすることで、寄附を受けられるようなことができることを、今、検討しておりますので、住民の方ともそういうような協議も現在しております。そういった方向で、今、進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、そういったことも検討を進めていただきたいと思います。

同じくこの道路の補修についてなんですけれども、歩道の補修について、特に、町道北町・新町線、旧奥州街道ですね。ここ、舗装の打替えや側溝の蓋の入替え等も行っているところなんですけれども、ご

承知のように、かなり傷んでおるところが多いわけですが。歩道についても、歩いていて、段差がかなりあるところ、その都度、直してはいただいているところなんですけれども、こういったことが抜本的に解消する必要があるかなと思います。

特に、この周辺の、沿道のお住まいの方なんかからはそういったお話聞かれますし、お子さんたち、通学されている方たちもそういうお話聞きます。歩道がああいう状態ですと、どうしても車道にはみ出て歩いたりとかする状況も生まれてきますので、事故なんかにもつながりますので、この辺は、今後、ちょっと早めに、補修、バリアフリー化というか、その段差の解消を、国道4号の拡幅等に併せて、その町道についても直すような計画もありませんかと思いますが、先行してやるお考えはないか伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

旧奥州街道につきましては、町長答弁にもありましたとおり蓋の入替えであったり、舗装の打替えなどによる部分的な維持補修工事を行っております。

ただ、路線全体においても、議員おただしのおり傷みも大きく、老朽化も進んでおり、全体的な整備についても必要だというふうに認識しております。

ただ、全体延長が約2キロございまして、両側歩道が設置されておりますので、大体、倍の数字があります。北町から新町まで延長も長く、その整備につきましては、複数年の期間が必要であるというふうに考えておりますが、現場、傷みの状況も確認しておりますし、当然、通学路でもありますので、今現在も現地調査行っておりますが、次年度以降、設計を路線全体の計画策定について、設計も含めて、ちょっと検討してまいりたい、その検討した後に、延長も長いものですから工区ごとに、どの工区を優先して整備をしていくかというところも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ、検討を進めること、お願い申し上げます。

次に、矢吹駅のバリアフリー化について、エレベーターの設置についてなんですけれども、毎年、協議、JRとしていただいて、進展はしているということで、今回、以前のご答弁にもありました平均利用者数がこれ前は3,000名超えないとエレベーター設置が進められないということでしたが、これが法改正等によって、2,000名以上からで、基本構想を策定して位置づければ、これも条件が満たせばできるということでした。

これ今、2,000名以下なんです。となると2,000名以下でもこの基本構想を策定して、費用面の分担もあると思いますけれども、まずは、基本構想を策定することは必要かなとは思いますが、その辺は検討されているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今回、法改正に伴いまして、要件が緩和されまして、これまで3,000名以上だったものが2,000名以上に変わりました。現時点、令和4年度の1日当たりの矢吹駅の利用者数は1,898名になっておりますので、まだちょっと満たさない状況にあるということでもあります。

まずは、ここをクリアする必要があると考えておりますので、利用者が2,000名超えるように、例えば、今、月1回ハッピーサンデーとかイベントを行っておりますので、ああいうイベントを引き続き行うことで、まずこのクリアを目指していきたいと。そうした中で同時にJRとも協議を重ねながら、基本構想についてどういふものなのかを町長の答弁のとおりであります、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ、これ、進めていただきたいと思います。

以前にも申し上げましたが、なかなかエレベーター設置進まない状況であれば、西側、矢吹駅の西口の脇のフェンスのところを開放して、ホームとちょうど外側とホームの高さが一緒でありますから、そこを通路として入場するのに開放してもらえないかというような提案もさせていただきました。そういったことで、すぐできるようなことも考えていただきたいんです。その辺の検討状況はいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

現在、西口に多目的トイレがございまして、あそこから直接行ける扉がございまして。こちらについては、JRに確認したところ、管理用、緊急用として使っているということでもありますので、それ以外の用途は考えていないということでもありました。

また、西口から直接下り線のホームに改札口を設置することは可能かどうかについてもJRに確認しましたが、JRからの回答といたしましては、改札口については、原則1か所であると。それに係る整備費用、あるいは維持管理費用については、全額自治体側での負担ということでの回答をいただいておりますので、課題としては多いという認識は持っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） そうしますと、2,000名を超えないとバリアフリー化は進まないことになってしまうんですね。現状困っていらっしゃる人がいる、今、お答えにあったように、別の扉があつて、そこは駅員さんに連絡していれば、通路として足の不自由な人とかが利用できるということは確認しておりますけれども、やはり、いつでも移動という観点から言つては、そこはなかなかできないんですね。これ、ここで無理なことを

言っているように、このことを言うつもりはありませんので、ぜひ、そういった状況もお伝えいただきながら、町民の要望だということでお伝えいただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、町長の退職金等に、お考えは分かりますし、今の仕組みも分かりましたので、これはもとより分かっていることですが、報道なんかではやはり批判も集まっているところもありますので、一度、報酬審議会等にかけてみて、そういった三役の退職金の在り方について検討されてはいかがかなと思います。その点はお考えいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

報酬審議会でございますが、矢吹町単独では報酬審議会は設置しておりませんで、西白河郡全体の特別職報酬審議会というものがございます。

これから、情報収集してそちらのほう、ご相談するなり検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ、その検討は進めていただきたいと思います。

また、これまでの質問にもありましたように、町民の福祉の向上、そういったものに、今後の第7次総合計画というのは主眼を置かれるべきかなと思いますので、よろしく願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じます。

これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時05分）

令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）

（第 3 号）

令和6年第441回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年3月5日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号
陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君

会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤 浩彦 君	税務課長	小磯 剛 君
保健福祉課長	山野辺 幸徳 君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木 辰美 君
商工観光課長	柏村 秀一 君	都市整備課長	有松 泰史 君
上下水道課長	西山 貴夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部 正人 君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤 豊 君	生涯学習課長	渡辺 憲二 君
子育て支援 課長	小椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時28分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより昨日に続きまして一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（角田秀明君） 通告5番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴にお越しいただきました傍聴者の皆様には、心より敬意を表しますとともに、お忙しいところをお越しいただきまして感謝の意を込めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは3点ございます。3点とも、実は財政でございます。財政というものに関して3つの、今回は3点、3つの方向からお尋ねしたいなというふうに思っております。

まず1点目ですけれども、健康センターの指定管理制度による運営と財政状況、また、指定管理者制度の目的である住民全体への福祉の向上並びにその制度による効果についておたじしたいと思っております。

特に、地方自治法第2条第14項にありますように、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としておりまして、地方財政法第4条第1項では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない」と規定されております。このような視点に立ちまして、果たして今行われている指定管理者制度というものが、どのような状況にあるのかということを検証していきたいなというふうに思っております。

おおむね、今のような内容からお尋ねをするところでございますが、具体的な質問事項としましては3点ございます。

1点目としましては、健康センターでの指定管理者制度運用における町財政及び住民全体への福祉サービスの効果、そしてバランスをどのように評価されているのかお尋ねするということでございます。バランスといえますのは、やっぱり費用対効果ですね。費用に対して効果というものがどれぐらいの比重になっているのか。費用ばかりが高まっても仕方ありませんし、かといって効果もどれぐらいの費用に対してという、そのバラ

ンスがどのようなものであるのかといったことをお尋ねしたいと思っております。指定管理者制度を導入するメリット、デメリットを含め、当初の制度導入からの経年の経緯も含めお答え願いますという内容でございます。

2点目としましては、運営上の課題としてはどのような課題を提起しているのかということでございます。町としても、財政上の支出が過多となる課題が顕著であり、指定管理者としても収益が上がらない状況が経年的に見てとれます。自主事業をなさっておりますが、収益的にはかなり厳しい状況にあります。利用者の増加をいかに図るかが収益増への一手として苦慮されているように思えますが、利用者単価が低過ぎるという利用者からの声も聞かれております。健康センターの運営収支の状況をどのように分析し、どのような改善策を考えているのかお示し願います。

3点目として、他の自治体では、指定管理者制度を導入した場合でも直営に戻す、または、この間、議会運営委員会で研修に行きましたオウウ市におきましては、指定管理制度での公募がないために運営を取りやめているというようなこともございます。よりよい運営手法を再考する動きもあるわけでございまして、現行での指定管理者による運用が令和6年、7年、8年と3年間継続されることとなりましたが、1億7,226万2,000円という過去最大の指定管理料が従前と同じように町財政から持ち出されるだけなのか、非常に懸念を持っております。早期に収益等の改善や指定管理者制度の見直し等の対応策は行われぬのかお尋ねいたします。

次に、大項目2点目としましては、令和5年度の決算予測と令和6年度の財政運営についてお尋ねいたします。

令和6年度の予算案の歳入におきましては、約7億円の繰入金計上されております。税収等の減少が見込まれる中であって、厳しい財政運営を強いられる思いでありまして、どうしても今やらなければならない事業がどれだけあるのか。集中と選択という手法は形骸化しているのではないかと懸念と不安が錯綜しております。令和6年度の行財政がどう執り行われるのかを把握したく、質問をする次第であります。

特に、財政面におきましては、直近で須賀川市の財政が報道されました。財政調整基金が標準財政規模の7%というのが令和4年度の決算で明らかになっております。これに私のほうで試算をしていきますと、令和6年度がまさに財政調整基金の割合が、いわゆる標準財政規模の7%というようところに近づきまして、やはり須賀川市と同じような状況になります。須賀川市におきましては、牡丹台での開発を、アメニティー地区の造成とか整備計画を3年以上延期するという措置を取っております。そういったことが報道されておる中で、標準財政規模に対する財政調整基金の割合がほぼ等しくなるような当町にあってはどうかかなという不安もございます。そんなところから令和5年度の決算予測と令和6年度の財政運営についてお尋ねをするところです。

項目としましては3点ございまして、1点目、令和6年度当初予算案の歳入において繰入金が約7億円とありますが、その内訳と基金取崩しとなる根拠、理由をお尋ねしたいということでございます。

また、基金の取扱い、処分等の規定などから、その妥当性あるものとの判断かを疑うということでございます。財政調整基金の取崩しに関しましては、災害とか経済的に大きな変動とか、そういうものが理由として、根拠として取り崩されるわけですが、そのところを具体的にお示しいただければありがたいというふうに思っ

ております。それでもって当町の財政状況がどのようなものであるのかが分かるのかなというふうに思っております。

2点目としましては、決算と予算の連動によるさらなる行財政運営、住民サービスの効率化につなげることができるわけでございます。令和5年度の財政運営状況がどのようなものになるのか。決算資料に見る一般会計財政状況収支の状況（第2表）に基づいた、いわゆる町としての基金を取り崩す、あるいは積立てをする、あるいは繰上償還をするというようなことが、どのように令和5年度で行われるのかを予測していただきたいということで、その内容についてお伺いしたいと思います。

3点目でございますが、厳しい財政の下に果たすべき責務と住民福祉に資する多くの事業が山積しております。そのような中で、政策大綱等に見られる予算編成方針はどのようなものであるのか。令和6年度当初予算における事業の集中と選択はどのように行われたのかお尋ねするということで、非常に先行きに関する予測がなかなか難しいと思ひまして、その辺についてのお話をお聞かせいただきたいという内容でございます。

そして、大項目3点目、第7次矢吹町まちづくり総合計画における町長公約と今後の財政計画についてということでございます。

やはり、町長の公約にもありますように、町民の意見を聞くということは非常に大事であり、これは政治を行う、町政を行う上でも原点であります。また、財政計画についてでもですが、ただ第7次矢吹町まちづくり総合計画が来年、令和6年度から始まりますけれども、実は財政に対するシミュレーションがないんですね。そのようなところから、どのような運営を総合計画ではうたっているのかというのがちょっと見えなかったものですから、その総合計画上で今後のまちづくりの方向性がどのようになっているのかということをお聞きしたいという内容でございます。具体的に、KPI等を用いて、過去の第6次などにおきましてはその数値が出ていたんですけども、今回ちょっと見えなかったものですから、そこをお聞きしたいという内容でございます。

項目としましては、町長公約にある町民の声を聞く、国・県に物を申すということをおっしゃっていましたが、どのような手法で、しかも町民の声を聞くというのはどのような手法によって、またどれくらいの頻度で行い、どのように町民とのコミュニケーションを図っていくのかをお尋ねするという次第です。

2点目としては、以前の総合計画では、先ほど申し上げましたが、計画策定期間における財政収支に関するシミュレーションが提示されておりました。最低でも8年計画のうちの前期4年分ぐらいはシミュレーションが見たかったわけなんですけれども、第7次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想では示されていないのが実状で、その理由と何らかの対応策があるのかを伺うという内容です。

3点目としましては、少子化、高齢化、人口減少社会を踏まえ、今後を見据えた幼稚園、小学校をはじめとする公共施設等の統廃合に関する計画、将来像は具体的な目標値を持って総合計画に計上されているのかお尋ねするところでございます。

以上、ご質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴に来られた皆さん、いつもありがとうございます。

11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、健康センターの指定管理者制度の運用における町財政及び町民全体への福祉サービスの効果、バランスの評価についてのおただしであります。

健康センターでは、議員ご承知のとおり、平成18年度より指定管理制度を導入し、3年ごとの指定管理期間にて公募を行いまして、現在では6期目となっております。指定管理者制度導入当初の平成18年度の指定管理料は2,396万6,000円でしたが、燃料費や電気料の高騰、あるいはシルバー人材センターの単価改定による人件費の増加など、施設管理費の増加により指定管理料は増額傾向となり、令和5年度においては5,701万5,000円となっております。

指定管理者制度の導入に当たり、メリットとしては、民間の持つ専門性、柔軟な発想力、スピード感を生かし、より効果的、効率的な運営ができることや、経費の削減効果が挙げられます。

また、導入する上での大きなデメリットについては見当たらない、あるいはないものと認識しておりますが、健康センターにおける収支についていえば、人件費と施設管理費に対し、施設使用料等の収入と指定管理料にて賄っていることから、今後、施設使用料の増収を課題としまして、集客を増やすための取組や、施設使用料の検証が必要であると認識しております。

指定管理者制度導入から今日までには、平成23年の東日本大震災、新型コロナウイルス感染症による影響、令和3年及び4年に発生した福島県沖地震といった大変大きな外的要因があり、指定管理者制度を導入した当初には予期することができなかった施設運営に関する費用の増加があり、これらに伴う町の財政に及ぼす影響は大きなところであります。その都度、利用者ニーズを把握した指定管理者による安全・安心な運営を行っておりまして、住民全体への福祉サービスの維持、向上が図られたものと捉えております。

また、コロナ禍前の令和元年11月に入館者の集計を行いましたところ、あゆり温泉においては8,099名の利用者があり、町内の利用者は42%の3,367名、町外の利用者は58%の4,732名となっており、今年1月の同様の集計、両方とも1か月間の集計においても、利用者数7,423名中、町内の利用者は42%の3,104名、町外の利用者は58%の4,319名となっております。

温水プールにおきましては、令和元年11月の入館者5,213名中、町内の利用者は58%の3,046名で、町外の利用者は42%の2,167名となっており、令和5年11月の入館者4,575名中、町内の利用者が54%の2,489名で、町外の利用者は46%の2,086名となっております。

コロナ禍の前後において、利用者の町内外の割合にほぼ変わらないという状況から、利用者ニーズがあり、言わば固定ファンがしっかりいるということでしょうか、住民サービスや町の観光資源として必要である施設であることから、指定管理者制度の導入による効果は高いものと評価しております。

また、健康センターにおいては、目的である町民の健康増進と教養の向上、老人の福祉という点において、フレイル予防といった健康寿命を延ばす役割を果たしており、温水プールにつきましても、「矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクト」での取組の一つとして、運動データや健康データを収集、分析を行うなど、施設利用者の健康増進のための価値が高まる施設として位置づけてまいりたいと考えております。今後、指定管

理者と協力し、よりよい施設運営となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターの運営収支の状況分析と改善策についてのおただしであります。

健康センターの収支につきましては、光熱費等の需用費、老朽化施設の修繕料、設備点検の委託料や人件費などの施設管理費が年々増加しているのに対し、近隣市町村に類似する施設が増加していること、新型コロナウイルス感染症の影響、令和3年、4年における2度の地震災害により施設使用料収入が大きく減少したことから、指定管理料が増加している状況にあります。

特に、施設使用料は住民サービスとして低額な料金設定を継続している、これは住民福利のためということではありますが、実際、低額な料金設定を継続しているということがあります。そして、一方増加する経費に対し、町の負担が大きくなっているということが原因となっております。

議員おただしの改善策といたしましては、収入面の課題として利用者の増加への対策、施設使用料の検証が必要であります。支出面の課題としては、増加傾向にある光熱水費の軽減が必要であると考えております。

具体的には、まず収入面においては、令和6年度中にあゆみ温泉、温水プールの施設使用料について、現在、作成しております第7次矢吹町行政改革大綱に基づき、分析と改定の検討を進めてまいります。

また、あゆみ温泉においては、集客の施策を強化する予定でありまして、今年度、設置予定のバレルサウナ、非常に人気の高いサウナであります、の積極的な広報による新たな利用者の獲得やカラオケ大会の定期的な実施など、サービスの向上を図ってまいります。

次に、温水プールにおきましては、月2回の水中歩行、エクササイズ教室の実施や子供水泳教室を行い、運動による健康増進効果を体験していただき、新規利用者の増加を図るほか、温水プール2階のトレーニング室の機材を充実し、施設全体の利用者増により健康増進と予防医療に努めてまいります。

次に、支出面におきましては、今年度において光熱費の抑制のため、福島環境カウンセラー協会省エネ診断派遣事業を活用し、施設の省エネ診断を受けたところであり、省エネ対策の強化を図るなど、指定管理者と協力し、経費の削減に取り組んでまいります。

これまでは、住民サービスとして良質なサービスを低額な料金で提供してまいりましたが、受益者負担の原則も踏まえ、施設使用料の分析と改定の検討を進めまして、持続可能な施設運営、非常にこれが大事かと思っております、これからもよいサービスを持続可能な中で施設運営を行っていくと。地域福祉の向上に努めていくということでもあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターの収益等の改善や指定管理者制度の見直しについてのおただしではありますが、令和6年度から3年間の指定管理料につきましては、アフターコロナとなり、通常の営業を行えるようになった令和5年度の決算見込額を基に試算しております。

具体的には、福島県における最低賃金の増額傾向から、人件費が年2%程度増加することを見込みまして、令和6年度は5,628万8,000円、令和7年度は5,741万3,000円、令和8年度は5,856万1,000円と試算し、3年間で総額1億7,226万2,000円を債務負担行為として本定例会に上程しております。

健康センターの運営におきましては、社会情勢の変化に伴う光熱費の高騰、各種委託料の増加から固定経費が増えている一方、平成20年に施設使用料の改定を行って以来、2度の消費税率の改定がありましたが、低価格に据え置くことが利用者の利便性向上につながり、多くの方に来場いただくことが住民サービスに大きく貢

献できるものと考えて、施設使用料を変更せず、不足する経費分を指定管理料で賄い、運営を継続してまいりました。こういったことも公共サービスの大事な視点ではあると思いますが、議員おただしの収益等の改善については、まず、温泉畳やバレルサウナの導入による施設の魅力度の向上、そして指定管理者による各種イベント等の開催やPRに努め、集客力を増し収益力を高めるとともに、公共サービスとして必要な投資は継続し、令和6年度においては、施設使用料について分析と改定の検討を進めてまいります。

また、指定管理者制度につきましては、現段階において最も施設の魅力を発揮し、最大限のサービスを提供する制度であると認識しておりまして、今後も継続していくところではありますが、公設民営化やPFI、こういった手法による運営について、事例等を調査して検証してまいります。

健康センターにつきましては、あゆみ温泉の擁壁問題や各施設の老朽化、設備の更新など様々な課題がありますが、泉質のよい温泉や温水プールのもたらす健康増進効果は高く、多くの町内外の方に利用していただいている状況からも、なくてはならない施設であり、町の観光資源としても非常に重要な施設であると認識しております。

健康センターを今後も安定して運営していくためには、収益等の改善を図ることも重要でありまして、最大限取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和6年度当初予算案における繰入金7億円の内訳と根拠、理由についてのおただしであります。

令和6年度は町の最上位計画であります第7次矢吹町まちづくり総合計画の初年度を迎え、「共生・調和・挑戦 未来を見据えた持続可能なまちづくり」という本計画の基本理念の下、まちづくりを推進するため、一般会計総額が83億4,200万円の令和6年度当初予算案を作成したところであります。

議員おただしの繰入金の主な内訳であります。まず公共施設等整備基金繰入金が1億5,195万円、主な充当先は社会資本整備総合交付金事業費に6,395万円、道路の維持費に3,600万円、複合施設費に2,000万円等となっております。

次に、地域福祉基金繰入金3,000万円を障がい者福祉費に、減債基金繰入金2,000万円を公債費に、その他、文化・スポーツ振興基金繰入金150万円、墓園基金、お墓です、墓園基金の繰入金が186万8,000円、農業振興基金繰入金688万5,000円、子ども子育て支援基金繰入金が147万3,000円についても各事業に充当しております。最後に、財政調整基金繰入金4億9,000万円を不足する一般財源の補填として充当したことにより、繰入金の総額は7億367万6,000円となっております。

これら基金の活用につきましては、各基金の設置条例に規定されているもので、いずれも設置条例の目的に合致したものであり、妥当性のあるものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和5年度の財政状況のシミュレーションについてのおただしであります。

現在、今年度の予算は執行中であり、各事業も完了していないということから、決算資料の第2表にある一般会計財政収支の状況の各金額について、正確な算出をすることは困難であります。

しかしながら、仮にはありますが、本定例会に上程している3月補正予算までを含め、予算額ベースでシミュレーションを行った場合、令和5年度が、歳入歳出89億7,873万8,000円、基金積立額73万円、そして繰上償還金6,329万7,000円、基金取崩し額3億1,962万1,000円であり、さらに令和6年度当初予算案では4億9,000万円の財政調整基金を充てていることから、令和6年度の決算では、財政調整基金の残高が約3億5,000

万円まで減る計算になります。

しかし、これはあくまで、先ほど申し上げたような非常に見込みを立てるのが困難な中での予算上の算定であります。実際には、令和5年度の歳入決算額から歳出決算額を控除した形式収支は必ずプラスとなり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支の2分の1以上を財政調整基金に充てるため、令和6年度末の財政調整基金残高は3億5,000万円よりも多くなるということを予想しております。

令和5年度の各事業が完了していない現在の状況では、実質収支額や財政調整基金の残高を算出し、お示しすることは非常に困難ではありますが、令和6年度におきましても、国、福島県、その他団体等の動向に注視し、新たな補助金等の確保に努めることで、財政調整基金の取崩し額を抑えてまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、続けます。

次に、予算編成方針についてのおただしであります。令和6年度は第7次矢吹町まちづくり総合計画を実現するため、歳出改革、歳入改革の取組を継続しながらも、未来を見据えた各分野への投資にも取り組む予算編成となっております。

本計画を実現するための指針として、政策大綱では、予算編成に当たって重視すべき事項に、まず財源の見通しのポイント、次に、政策経費に関する基本的な考え方、次に、経常経費に関する基本的な考え方の3項目を設定したところであります。

1つ目、財源の見通しのポイントでは、国の動向及び本町の状況等から、事業の優先度、費用対効果等の検証を行い、スクラップ・アンド・ビルドを検討することとし、2つ目の政策経費に関する基本的な考え方では、重点事業へ優先的に予算配分を行い、事務事業については事業の効果を十分に検証し、費用対効果を前提に選択するように示したところであります。

また、3つ目の経常経費に関する基本的な考え方では、令和4年度の実績及び令和5年度の実績見込みを参考として、内部管理経費の抑制に努めるよう指示をしたところであります。

このような予算編成方針の下、議員おただしの集中と選択といたしましては、重点プロジェクトである子育て支援事業や公共交通推進事業、遊水地整備事業、デジタル田園タウン構想事業等、6つの事業に優先的に予算配分を行った一方で、中畑公園の整備では、当初、あずまやや照明等の設置工事、遊具等の設置を行いました。それで開園しました。そして、あずまやや照明等の設置工事を追加して検討しておりましたが、複数年かけて設置するという形に、予定に切り替えました。それで、令和6年度におきましては、トイレ設置工事等、こちらが非常に町民の方から要望が高いので、これだけは係る最低限の工事費のみの計上としております。

また、さきの地震で被災して崩落等が懸念されております三十三観音磨崖仏群の維持補修工事におきましても、こちらは大変危険であること等から急がれますが、実施設計及び補修工事を、当初は1年で実施する計画としておりましたが、事業費を平準化するため、2か年かけて実施することに切り替え、令和6年度においては実施設計に係る費用のみ計上しているところであります。その他の事業につきましても、費用対効果、優先順位等を十分に検討し、予算編成を行ってまいりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町長公約にある、町民の声を聞く手法や国・県への働きかけの方法や頻度、今後どのように町民との

コミュニケーションを図っていくのかについてのおたしであります。

令和6年1月より、2期目の町政を執行させていただいております。1期目から変わることのない私の信念の一つは、町政の主役は町民の皆様であり、多くの町民の皆様の声を公平、公正にしっかりと聞き、町政運営に反映させることがまちづくりの基本となり、最も大切であると考えております。

昨年12月には、選挙戦の中で、改めて町内を回らせていただきましたが、コロナ禍の中では接触がなかなか難しかった方々とも、外に出てきていただいて多くの接点を持つことができ、現場に足を運んだからこそ、多くの町民の皆様の声をじかに聞くことができました。このことは、町政運営における私の大きな活力になるとともに、現場主義の大切さを改めて実感するよい機会となりました。

また、コロナ禍への対応が必要であった1期4年間の中でも、地区ごとに開催した町政懇談会や行政区総会などの機会に、地区の集会所等に赴き、地域の皆様から直接、ご意見やご要望等を伺った行政区懇談会など、感染症対策等に十分に配慮をしながら、可能な限り現場に足を運び、町民の皆様の声をじかに聞く機会を多く設けてまいりました。懇談会等の中で、町民の皆様より出されたご意見やご要望を受け、スピード感を持って事業に反映させ、生活環境の充実、改善にも取り組んでまいりました。

今後も、様々な町民との懇談会や各種行事等の現場に直接足を運ぶ機会を大切にしながら、学生の皆様をはじめ若い世代からの意見収集には各種SNSを有効活用するなど、新たな仕組みづくりを検討し、子供から高齢者まで全ての世代の皆様の声を聞く機会、町に対して声を届けることができる機会を多角的な視点で設けられるように努めながら、引き続き、町民本位のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、町民の安全・安心の確保や生活に密着したインフラ整備等の実現に向けた、国や福島県への働きかけについてであります。本町では、国主体の2つの大変大きな大規模事業として、遊水地整備事業、そして国道4号矢吹鏡石道路整備事業が進行中であります。本事業につきましては、特に国が責任を持った主体的な取組が求められるとともに、県や関係自治体の事業への理解と協力がなければ、地域が真に求める整備を実現することは難しいと、様々な機会に、国や県に対し提言をしてまいりました。当該事業以外にも、本町が抱える課題の解決に向けて、国や県、関係機関への要望活動等にも注力しております。

国や県に対する町からの働きかけにより、事業実施や事業計画の進展が図られた主なものですが、まずは、準用河川阿由里川の一部区間の1級河川指定があります。令和元年の東日本台風により、甚大な被害を受けた河川の治水対策について、遊水地整備事業と併せて、県による一元的な管理や抜本的な河川整備の必要性について要望活動に取り組んだ結果、国・県による改修工事を行うことが決定し、河川拡幅による減災効果や町負担による事業費を低減するということにもつながると考えております。川の準用河川から一部の1級河川指定というのは大変ハードルの高いものでありますが、関係機関あるいは関係者の皆様のご協力のおかげもありまして、それが実現の運びになったということでもあります。

次に、遊水地整備に当たり、地域における生活道路である県道矢吹・小野線の付け替え工事について、遊水地内に貯水された状態でも車が通行できる高さでの道路計画や将来的な利活用も含めた歩道等の設置要望を、定期的な意見交換や会議等において、継続的に国や県に対して要望を行ってまいりました。

結果として、言わば、非常に、例えば線状降水帯、大変大雨が降った場合に、遊水地の中に水をためる状況になった場合でも水没しない高さの道路や、新たに歩道が設置された整備計画となり、要望活動等の大きな成

果であると考えております。これらの要望については、地元の三城目地区遊水地対策協議会からも強く要望があった案件であり、町と地域が一体となって得た成果でもあります。

さらに、国道4号矢吹鏡石道路整備事業につきましては、昨年度実施した説明会において、国より、国道4号拡幅における計画の原案について説明を行いました。参加者より、交差点集約の考え方や側道の在り方、国道の雨水排水等、多くのご要望やご提案がありました。このことを踏まえまして、地域住民からのご意見及びご要望について、可能な限り事業に反映させること、また、拡幅により移転等を余儀なくされる住民及び事業者に対し、丁寧な説明を行うことなどについて、町から国に対して、速やかに要望等を行いました。結果として、事業計画案について見直しを行うことが決定し、次期説明会の開催に向けて、現在も国において作業が進められているところであります。

また、安井議員への答弁と一部重複いたしますが、羽鳥ダムの用水不足、昨年の大変、テレビ報道、マスコミ報道等でも取り上げられましたが、水不足、水キキンについて、関する問題につきましても、事業主体である国に対して、国主催の各種会議等で渇水対策等を強く求める要望や提言を継続的に行ってまいりました。

昨年10月24日には、矢吹原土地改良区と共に、羽鳥ダムを管理する農林水産省と現状確認を行い、用水不足の課題解決に向けた対策検討について、強く要望いたしました。要望活動等の成果もあり、短期的な対策として、予定では令和6年度の通水終了後に国直轄の渇水対策として、羽鳥ダムの取水設備側にたまった堆積土砂の撤去工事を実施することとなりました。

これは、さっきのところでも説明いたしましたが、羽鳥ダムは防災の観点から80%までしか貯水できないんですが、そこに大量の土砂が堆積しているために水がためられない。その土砂を取り除くことによって、注水した後貯水する量のキャパシティーを伸ばす、大きくすると。それによって、去年8月18日で止めてしまった水を、例えば、その分が全体の貯水量15%分とも言われておりますので、10日程度延ばせれば、それだけ水が長く、そして遠くまでいくということになるわけでありまして。これは短期的な対策で、これにつきましては、農林水産省、それから農政局、その他もろもろが、今回、非常に積極的に対応していただきまして、この短期的な対策のほかに中長期的な対策、例えば大川ダムとの調整等について、今検討しているところであります。これは、しかし時間がかかるかもしれません。

抜本的な水不足等の解消とまでは、今現段階ではいきませんが、国が課題解決に向けて対策に取り組むこととなり、大きな進展であると考えております。引き続き、町民の皆様の利便性の向上はもとより、地域全体の発展性を見据え、皆様の声を真摯に受け止め、ご意見等をきちんと国や県に届けるために、適時的確な要望活動等に、精力的かつ継続的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政収支に関するシミュレーションについてのおただしであります。現在、本町では、町の最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画を支え、確実に推進するための計画として、第7次矢吹町行財政改革大綱を策定中であります。財政収支に関するシミュレーションにつきましては、確定したまちづくり総合計画の政策、施策等を踏まえて、行財政改革大綱においてお示しすることを予定しております。

行財政改革大綱では、第7次矢吹町まちづくり総合計画の実現を基本理念としつつ、基本方針の一つに財政基盤の確立を掲げ、具体的な実施項目として、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保や、町税等の収率の向上、さらには受益者負担の原則に基づく使用料の見直し等を検討し、適正な歳入確保に取り組むとともに

に、事務事業の見直しによる経費削減や、公共施設マネジメントによる長寿命化の推進により、歳出の削減に努めることで、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を目指していくことを計画しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、総合計画における公共施設等の統廃合に関する計画、将来像についてのおただしであります。公共施設等の統廃合に関する計画につきましては、下位計画である矢吹町公共施設等総合管理計画において方針を定めております。

当該計画は、全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となったことから、平成26年4月に総務省より全ての地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むよう要請がなされ、本町におきましても、町内の現状と課題を整理し、長期的な視点による計画的な管理に関する基本方針を定めた行動計画として、平成28年3月に策定し、令和4年4月に改定を行ったものであります。

当該計画では、施設の統廃合について、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢や町民ニーズの変化に合わせ、重複した機能を有する施設は、改修や建て替えの際に機能統合を検討し、施設の複合化・多機能化を図ることとしておりまして、小中学校につきましては、長期的かつ計画的な改修によるコスト縮減・財政負担の平準化に努め、少子高齢化など地域の実情に合わせた学校教育施設の複合化と機能集約、少子化を踏まえた学校教育施設の適正規模、適正配置を検討すること、また、幼稚園につきましては、計画的な維持管理による施設の長寿命化を図りつつ、少子化を踏まえた施設の適正規模、適正配置を検討することとしております。

公共施設の統廃合につきましては、町民の意見集約や財政状況等も大きく関わることから、慎重な判断が必要となるため、議員おただしの時期やスケジュール等の具体的な目標値まではお示ししておりませんが、安全・安心な施設利用のための老朽化対策を推進しながら、管理運営の効率化や有効活用、規模や配置の最適化等により、施設総量の縮減、そして更新時期の分散化を図ることとしております。今後、将来像を含め、具体的にになったタイミングにおいて、各種事業として総合計画への反映を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、健康センターにおきましての指定管理者制度が導入されてから、かなりの時間がたちます。その導入に対して、今、ただいま答弁でも、メリットとして民間の持つ専門性や柔軟な発想力、スピード感を生かし、より効果的、効率的な運営ができることや経費の削減効果が上げられますということです。デメリットについてはないものと認識しているということですが、まず質問としましては、削減効果が上げられますといった今のメリット、その内容はどんな削減効果があったのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

どんな経費削減ということでのご質問であるかと思いますが、想定します、まず直営した場合、町が直営で請け負った場合、正規職員を配置すると、そういった場合を想定しますと、削減効果が上げられたのではないかとこのように判断します。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 直営した場合、正規職員を配置するというふうなことがないというふうなところでの効果というふうに言ったかと思うんですが、実際に、この直近といいますか今の5年でいきますと、健康センターについては、プールには責任者1名と事務員さんが2名、人件費がかかっております。結局、町の正規職員といっても課長あるいは係長クラス、あとは事務員という形でのことをおっしゃっているのかと思うんですが、同様に今も、責任者の方とあとは事務管理者の方と、あとは普通の事務員さんということでおられまして、変わらないのではないのかと。実質的に、ここで削減の効果ということですけども、今言ったような概況の中で、効果額というのは幾らなのかお示しいただけますでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

まず、数字にしては把握はしておりませんが、職員の単価、そちらを比較すると安い給与になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 効果額に関しては把握しないということと、あとは職員よりは安いという答弁でしたが、今、責任者の方月40万円、管理者の方が温泉で今28万6,900円、プールの方が1名、31万5,300円、そして一般事務の方が温泉で21万5,300円、プールで同じ21万5,300円、1名、1名ということですね。そうしますと、町のその単価と比較してということは、役場職員さん、町の職員さん、もっと多くもらっているということなんだろうけれども、すごいなと思いますけれども、そういう中にあるの軽減というのは、どれだけそういったのはやっぱり把握されていないということですから、ちょっとそこは、私は軽減されているのではないんじゃないかな、されたとは思えないですね。

ましてや、答弁でもございましたが、指定管理入るときの指定管理費が2,000……お幾らでしたっけ、ありましたが、当初が2,393万6,000円、これが今度、令和6年度で5,700万ということで、何倍になりますかね、3倍はいかないまでも、2.何倍となっている。これでもって、持ち出しがそのような数字になったときに、今、その指定管理者制度の導入に当たってのメリット、削減効果というのはあるとは、これ言えないんじゃないかというふうに思うんですが、そこはどのような根拠でもって効果があるというふうに考えての採用なのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、山野辺幸徳君。

○議長（角田秀明君） 再度、答弁を求めます。

保健福祉課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、平成18年当時との社会情勢が違うということで、最近、物価高騰によります値上がり、あるいは電気料、燃料費の高騰が著しく、指定管理者だけの努力ではなかなか対応できない状況にあるということで、かかる経費はどうしてもかかってしまうというところでございますが、直営より安くなったというところでは、先ほども申したとおり、人件費というところでは削減になっているのかなというふうに考えてございます。

また、町民の健康維持ということで、目に見えない効果というところでは、ダイエットだったり体力アップ、あるいは筋トレ、リハビリといったところで、ストレス解消なんかにも健康の維持というところで向上の役割は果たしているんじゃないかというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 効果という部分に関しては、目に見えない効果、非常に見えないんで困ったところでございますけれども、いわゆる経費での削減効果というものに関しては、いわゆる人件費の部分での町職員配置との比較で言っているということだろうと思います。あとは、いわゆる経費等がかかってしまったがために、経費の削減効果というものは見られていないという返事というふうに私は受けて取るんですが、理由としては、今申し上げましたように、物価等が高騰したと、高く上がったということによって削減という効果は見られなかったという回答かと思うんですが、確認なんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

青山議員からは、直営とした場合の比較というところでの質問かと思いますが、当時の細かい数字とか、今手元にない部分もございます。しっかり執行部側でそのあたり、説明できるように数字を精査しまして、議員の皆様にご改めましてちょっとお示しする機会をいただければと思っておりますので、今のところはこういったところでご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 後ほど、その指定管理者制度導入のメリットとしての経費の削減効果、それについては後ほどご説明いただくという、今ご答弁をいただきました。

ただ、データの、今資料がないといいますが、年々、細かい部分ではなくて収支を見ていったときに、質問を行いますけれども、支出に関して、コロナパンデミックの場合には、やはりちょっと異常な状況でござい

ます。それ以前、コロナパンデミック以前の5年間を見ていった場合においてはと申しますか、物価等が高騰しているといえますけれども、収支、経費は7,000万から8,000万でこれ変わっていないかと思うんですが、支出。そこは大体、別に細かい数字ではないので、運営上把握されているかと思うんですが、支出の分というのがそんなに上昇しているんでしょうか。それとも、私は均等に、7,000万から8,000万ぐらいの数値で来ているんじゃないかと思うんですが、そこはどのような数値になっているのか、確認できますかどうか、お示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

現在、手元にちょっと資料等ございませんので、後で議員の皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 一般質問通告した段階で、何度か担当課所さんとはやり取りもしているんですが、聞き取りもされております、私も。その中で、前定例会においても質問した中でありましたけれども、大体、このコロナパンデミック以前の5年の平均でいきますと、1日に、支出額を算出しますと29万円ほどかかっております。そしてまた、収入、これは利用料とかそういったものを踏まえていきますと、指定管理料、それから財源補填を入れないで計算しますと、大体300日の稼働日数でもって14万円という事業収入というのがあります、基本事業収入ですね。

ただ、町の利用者が4割ちょっとということですので、4掛けをしますと、やっぱり6万円ぐらいになるということなんです。入ってくるのが、町の人のお金としてですね。それに対して、結局、町からの持ち出しというのがそこを全部埋めていくわけですから、29万から6万引いたら23万ぐらいですね。それが指定管理料または入場者減少の補填とか、財政措置ということで、1日に29万円お金、経費がかかっていって、6万円ほど町民の人からお金が入ってきて、そして町からの持ち出しというのが、結局差引きしますから23万円の、原資としては税金です、町民の税金から出ていくという、そのような実態になっていると。

まして、この町からの持ち出しというのが指定管理料としても、平成18年に2,400万だったものが今度5,700万円になったというときには、これは指定管理者制度として、町としてのメリットというのは財政的なものに関して、それは当てはまるのかなというのがちょっと疑問に思いましたので、後でご説明いただけたということですから、そこも併せてお願ひしたいなというふうに思います。今、お答えが出てこないんであれば、質問してもしょうがないので、その程度にとどめておきたいと思ひます。

そして、次に、この指定管理者制度についてですけれども、今、全国的に指定管理者制度自体を見直すという動きがあるんですよ。そんなこともあって、その指定管理者制度のメリットという点を、実際にどういう効果があってということでお聞きしたわけなんですけれども、先ほども申し上げましたが、指定管理者制度というのは、デメリットというのは町では把握されていない、認識ないということなんですけれども、要するに長年や

っていく中であっては、公募してくる管理者がいなくなったりとか、あるいはそういう関係から競争がなくなっていくに当たって、政策的にその自治体が持っている課題を解決する、そういう管理者というものもなくなってきた。そんなところから、私どもも研修行ったときに指摘されましたが、エクセレントNPOとか、そういった制度を取り入れているところ、そういう指定管理者を募集しているところとかあるわけなんです。

ですから、根本的に、この指定管理者制度というものを今までやってきた中で、これを見直すとか、そういった考えというものがあつたのかなかったのか、今あるのかないのか。あるいは、私が12月議会でも質問しておりますし、こういう中であつての対応、見直しといった、その対応というものについて、何かお考えというものはあるのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、指定管理者制度につきましては、現段階において最も施設の魅力を発揮して最大限のサービスを提供している制度であると認識しております。当然、その指定管理者の指定期間が終了する際には、管理者のこれまでの実績というところについては、評価をするような流れになっております。

健康センターにつきましては、健康センターの運営審議会、こちらの中で、これまで指定管理機関の取組であつたりとか、そういった部分について資料を提出して見ていただいて、実際にどうだったのかというところをご評価いただいた上で、次期の指定管理についてどうするのかというところ、そういったところ、結論を出している経過がございますので、これからも指定管理については継続していくようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいま審議会等のお話が出ましたが、ちょっと確認したいんですけども、審議会等におきましても、先ほどから申し上げているような経費の削減効果とかそういったもの、あるいは1日の、先ほど私が申し上げましたような運営状況等、そういったものは共有して把握されているのかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

収支状況につきましては、共有しているということで確認しています。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 共有しているということでございました。私が申し上げていましたように、1日当た

りに換算してみるとかなりの持ち出しが出ているということ、こういったものも、皆さん、審議委員の皆様方、共有の下に議論をして結論が出ているということかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

青山議員が申したような細かい収支状況については、共有しておりません。先ほどの29万の収入というお話ですが、共有してございません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ありがとうございます。別の質問に移りたいと思います。時間がないものですから。

財政関係につきまして、財調についてちょっとお伺いしたいんですけども、令和6年度でもちましては、スタートする段階では財政調整基金は3億5,000万の残高で令和6年度がスタートするというふうに解釈しますが、それで間違いないかお答えください。

○議長（角田秀明君） 当局の答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財政調整基金の残高が約3億5,000万までというところの確認ということでございますが、町長答弁にもございましたように、あくまでも予算上での算定ということで、実際には令和5年度の歳入決算額から歳出決算額を控除した結果、繰り越すべき財源を控除した実質収支の2分の1以上を財政調整基金に積み増しするということで、まだ決算確定していない中では、確定的なことは申し上げることはできかねますが、これまでの余剰金を処分した財調の積立金の平均値でございますけれども、1億7,800万ほど、10年平均では積み立てている経過はございます。

ただし、これもその年その年で異なりますので、これも確定的なことではございませんが、今現在のところ、想定としては標準財政規模の10%、50億ですから5億の財政調整基金、もしくは予算規模の5%という算定、参考もございますので、それでいくと4億強というところになります。

ですので、最低ラインとして4億から5億の財政調整基金のほうを目標として確保してまいりたい。さらには、令和6年度、様々なことでその財調を取り崩さないような努力と、あと積み増しする努力を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） およそ3億5,000万の財政調整基金は予測といたしますか、確定ではないというところでしょうか、それは、それよりも上になるか下になるかも、これまた分からないところだと思います。そんなところから、本来、第7次まちづくり総合計画または政策大綱において、数年先までのシミュレーションとい

うのが必要なんです、それを示されないと非常に不安なんです。実際に、政策大綱も私お願いして見せてもらいましたが、第7次にもない。

そうしますと、これ令和6年度のスタートで3億5,000万しかない、じゃ令和6年度の終わった段階での予測の中でも、令和6年度でもって財政調整基金の積立てというのは可能になってくるのかなってこないのか。簡単に申し上げれば、政策大綱に出ていた数字でいきますと、さほどの収支に対しての剰余金というのはないわけでありまして、86億1,200万が歳入で86億が歳出ですから、1,200万ですから、その半分といたら600万しか財政調整基金積立てにならないというようなことになっちゃう、単純にいけば。

そのような状況ですから、本当にこの先大丈夫なのかと。6年度は何とか予算編成されましたが、これが実際運営されて、じゃ令和7年度というのはどうなるんだ一体、というふうな不安というのがあるんですよ。だから、そこは予算編成する方針からいっても明確に示さなければならぬところですけども、それが出ていないというのは、非常に困ったものだと私は思っているんです。

本当に、過去に、ヤチウ建設のために、職員の給与を10%、3年間削減したということがあるわけですよ。また同じようなことになりかねないような、やはりそんなような不安もあるわけで、ですから、早急にそこまでを含めた数値をお示しただけでないかということについて、示される示されない、いつ頃までということでお示しただけでないかと思うんですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財政シミュレーションが総合計画であったり政策大綱等から見当たらないということで不安になったということで、大変、ご不安にさせた点はおわび申し上げます。

町長答弁でも答弁させていただきましたように、総合計画については、シミュレーションについては今回計上していない、そういった形式を取らせていただきました。これを第7次の、現在策定中でございます矢吹町行財政改革大綱の中でシミュレーションをお示ししてまいりたいというふうに考えております。現在策定中でございます。これにつきましては、6月、今の現在の予定ですけども、第7次のまちづくり総合計画とともに議会のほうでお示ししてまいりたいと考えておりますので、総合計画のほうを6月議会でお示しさせていただく予定でございますので、それと併せて行財政改革大綱についても、議員の皆様方にお示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 財政等に関するシミュレーション、行財政改革大綱が6月ぐらいにということですから、それを待たせていただきたいというふうに思います。

もう一つは、その財政運営の面でもって、先ほども地方自治法の例とか、地方財政法の例を取りながら説明しました。やはり、財政厳しいというのは非常に分かります。これからもっともっと厳しくなるんじゃない

かなというふうに思っております。そういう中で、やはり取捨選択というものが必要になってくる。また、公共施設の管理計画等においても、やはり縮減しなくちゃいけないということでございますが、1つ、スポーツDXというものですが、これ本当に必要なのかと。町民からは本当にもっと、別に新しいものを、福島県で初だなんていう話でありますけれども、そういうんじゃないかと、やっぱり穏やかに過ごしたいという方が非常に多くて、本当に必要なということなんです。その取捨選択をどうしていくか。

健康センターに関しましても、ほかのやり方で健康増進するやり方はあるだろうと。八王子市における、歩いてインセンティブをつけるやり方、スマホのやり方とかですね。一般的にもっと広く、多くの人にできるわけですね。そういった観点から、その取捨選択をどのようにしていくかということについて、もう少し指針等をお示しいただきたい。できれば具体的にこういったものをとということをお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、今現在策定中でありますまちづくり総合計画、こちらの中で重点プロジェクトというところをお示しさせていただいております。そういったところについては、予算を重点的に配分して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結をいたしたいと思います。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたしたいと思います。

お諮りをいたします。議案第14号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第15号、第16号、第17号及び第18号は、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をしたいと思います。

お手元に配付しました第441回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をしたいと思います。

お諮りいたします。議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、2月21日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は、誠にご苦労さまでございました。

(午前11時58分)

令和6年3月11日（月曜日）

（第4号）

令和6年第441回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和6年3月11日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第11号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第12号・第13号
陳情第1号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第14号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第15号・第16号・第17号・第18号
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 8 発議第 3号 熊田宏君に対する処分要求の件
- 日程第 9 発議第 4号 熊田宏君に対する処分要求の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	三 村 正 一 君	8番	安 井 敬 博 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	富 永 創 造 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君
上下水道課長	西山貴夫君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部正人君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君	生涯学習課長	渡辺憲二君
子育て支援 課長	小椋勲君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	次長	鈴木直人
--------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎質疑部分の取消し

○議長（角田秀明君） 日程に入る前に、3月1日に行いました道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告の際の熊田宏君の発言に対する対応について、議会運営委員会から報告を求めます。

議会運営委員会、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、3月1日に行われました道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告の際の熊田宏君の発言に対する対応について、3月5日に委員会を開催し、その審査が終了したので報告をいたします。

初めに、議会事務局長より質疑に対する規定の確認のため、その説明を求めました。議会事務局長より、矢吹町議会運営に関する基準の91で、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないと規定されており、本来熊田議員は当該委員会に所属していたため、質疑はできないことになっておりました。事務局長より、当該規定の認識不足であったことに対し、謝罪の言葉がありました。事務局説明後、協議した結果、質疑部分を取消しすることに決しましたので、報告をいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、3月1日に行いました道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告の際の質疑部分を取り消すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、質疑部分を取消しすることに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る3月5日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第11号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会の審査結果の報告をいたします。

第441回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第11号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第1号 矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、議案第11号に関連するものであり、白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定書の構成市町村住民が、矢吹町の相互利用対象施設を利用する場合の各施設の条例の適用について、協定市町村に住所を有する者を矢吹町に住所を有する者とみなす旨が定められたものであります。

当該協定の対象施設の見直しにより、対象施設に変更があったことから、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第2号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年10月の福島県人事委員会勧告による令和6年6月期からの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴い、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当支給との均衡を鑑み、短時間勤務を行う任期付職員及び一定の期間内に終了することが見込まれる業務に対応するため、期間を定めて採用された任期付職員についても勤勉手当を支給するためのものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年10月の県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等による職員の通勤手当支給上限額を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第4号 矢吹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年10月の県人事委員会勧告を踏まえ、令和6年6月期からの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について対応するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく総務省による技術的助言に依拠し、令和6年能登半島地震に係る職員派遣に対応するため、災害応急作業等手当の運用について定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定書の一部変更について。

本案は、同協定第7条の規定による対象施設の見直しが行われ、対象施設に変更があったことから、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまです。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第1号 矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 矢吹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決

をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定書の一部変更についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第13号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第13号及び陳情第1号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆さん、改めておはようございます。あと、傍聴しに来ておる方、本当にご苦勞さまです。

それでは、産業民生常任委員会が終了したので、第441回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第13号及び陳情第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第6号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、令和6年度から3年間における65歳以上の1号被保険者の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

本案は、近年、環境衛生に対する関心や意識の高まりにより、建築・解体工事等の現場において作業員が使用する仮設トイレを一時的に農業集落排水に接続することについて業者等から相談や問合せが寄せられております。

このような状況等に対応するため、農業集落排水使用料における臨時用の使用料を新たに定めるものであり、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案は、矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例と同様に、公共下水道処理区域において仮設トイレを一時的に下水道に接続することについて業者等から相談や問合せが寄せられております。

そのような状況等に対応するため、下水道使用料における臨時用の使用料を新たに定めるものであり、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本案は、建築・解体工事等の現場において使用する水道水について、臨時用の水道料金体系を基本料金及び水量料金に区分するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町企業版ふるさと納税基金条例。

本案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附をされる寄附金を適正に管理し、寄附をされた企業のご意向に沿った事業の資金に充てるために、矢吹町企業版ふるさと納税基金を設置するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について。

本案は、令和6年3月末をもって現指定管理者の指定管理期間が満了するため、選定委員会による審査の結果、まちおこしサークル「わ」を令和6年度から指定管理者の指定について提案するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 権利の放棄について。

本案は、矢吹町水道事業給水条例に基づく水道料金債権について、債務者の所在が不明であり債権の消滅時効期間を経過していることや、債務者が破産している等から債権回収が著しく困難であり、今後の徴収が見込めないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、これらの債権を放棄するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

本件は、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、福島県の最低賃金の引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第6号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 矢吹町企業版ふるさと納税基金条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号 権利の放棄についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第14号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第14号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） それでは、第一予算特別委員会審査結果報告書。

第441回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第14号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第14号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,055万1,000円を追加し、総額を89億7,873万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、町税1億3,485万8,000円、地方交付税5,255万円をそれぞれ増額、国庫支出金1億1,089万3,000円、町債7,080万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をコミュニティバス事務所設置工事の見直し等により1,975万4,000円の減額、民生費を児童クラブ建設事業国庫補助金返還金等により4,275万2,000円を増額、土木費を阿由里川河川改修工事の見送り等により6,115万9,000円の減額、公債費を繰上償還等により6,573万7,000円増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、地域集会所等の5事業について、年度内完了が困難なことから、総額2,979万8,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債2,280万円を減額し、1億440万円にするとともに、公共交通施設整備事業債1,500万円、緊急自然災害防止対策事業債（河川）3,300万円を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1,046万2,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。令和5年度当初予算と比較して3.5%の減額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億3,358万1,000円、県支出金11億4,978万円、繰入金1億2,392万7,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,625万9,000円、保険給付費11億3,352万4,000円、国民健康保険事業費納付金3億9,479万7,000円、保健事業費3,734万5,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、土地造成事業の予算を定めるもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであります。令和5年度当初予算と比較しまして同額となっております。

歳入予算の内容は、繰越金37万3,000円であり、歳出予算の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,254万8,000円とし、一時借入金及び歳出予算流用について定めるものであります。令和5年度当初予算と比較して約0.7%の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億4,300万円、国庫支出金3億6,419万円、支払基金交付金4億2,120万円、県支出金2億3,174万1,000円、繰入金2億6,240万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,892万円、保険給付費14億7,659万9,000円、地域支援事業費1億1,172万5,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,906万3,000円とし、一時借入金について定めるものであります。令和5年度当初予算と比較して10.5%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億5,879万9,000円、繰入金5,970万5,000円、諸収入55万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費848万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億1,002万4,000円、諸支出金55万1,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和6年度矢吹町水道事業会計予算。

収益的収入につきましては、総額4億3,222万3,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億9,833万4,000円、他会計補助金を主とする営業外収益3,388万7,000円であります。

収益的支出につきましては、総額4億4,603万7,000円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用4億1,727万8,000円、企業債利息を主とする営業外費用2,670万9,000円となっております。

資本的収入につきましては、総額9,059万4,000円を計上し、主な内容は、企業債7,830万円であります。

資本的支出につきましては、総額1億7,868万5,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費8,980万円、企業債償還金8,788万5,000円となっております。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額8,809万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和6年度矢吹町下水道事業会計予算。

収益的収入につきましては、公共下水道事業について、総額4億4,233万3,000円を計上し、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益1億3,203万1,000円、他会計補助金を主とする営業外収益3億730万2,000円であります。

農業集落排水事業については、総額2億90万6,000円を計上し、主な内容は、農業集落排水施設使用料を主とする営業収益2,946万9,000円、他会計補助金を主とする営業外収益1億7,143万7,000円であります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業について、総額4億3,279万3,000円を計上し、主な内容は、流

域下水道維持管理負担金を主とする営業費用 3 億 9,913 万 9,000 円、企業債利息を主とする営業外費用 3,215 万 4,000 円となります。

農業集落排水事業については、総額 1 億 7,215 万 7,000 円を計上し、主な内容は、処理場費を主とする営業費用 1 億 6,183 万 6,000 円、企業債利息を主とする営業外費用 992 万 1,000 円となっております。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、総額 2 億 783 万 2,000 円を計上し、主な内容は、企業債 1 億 2,190 万円であります。農業集落排水事業については、総額 1 億 2,687 万 8,000 円を計上し、主な内容は、企業債 8,980 万円であります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について、総額 3 億 2,595 万 5,000 円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費 9,280 万円、企業債償還金 2 億 3,315 万 5,000 円となっております。

農業集落排水事業については、総額 2 億 133 万 1,000 円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費 6,000 万円、企業債償還金 1 億 4,133 万 1,000 円となっております。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業の資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額 1 億 9,257 万 6,000 円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦勞さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第 14 号 令和 5 年度矢吹町一般会計補正予算（第 7 号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 令和 6 年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和6年度矢吹町水道事業会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度矢吹町下水道事業会計予算を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第15号、第16号、第17号、第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第15号、第16号、第17号及び第18号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告いたします。

第441回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第15号、第16号、第17号、第18号の審査結果は、次のとおりです。

議案第15号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ536万1,000円を追加し、総額を16億5,900万7,000円とするものであります。

歳入予算の内容は、国庫支出金130万5,000円、支払基金交付金144万7,000円、県支出金67万円、繰入金193万9,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容は、保険給付費536万1,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 令和5年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的支出につきまして、既定の額に253万2,000円増額し、総額を4億3,863万6,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、営業費用180万5,000円、営業外費用72万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、収益的収入につきまして、公共下水道事業について、既定の額から831万5,000円を減額し、総額を4億6,596万6,000円とするものであり、内容は、特別利益を831万5,000円減額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業について、既定の額から369万円を減額し、総額を4億5,096万9,000円とするものであり、内容は、営業費用を410万6,000円減額し、営業外費用を41万6,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額から401万5,000円を減額し、総額1億7,720万1,000円とするものであり、内容は、営業費用を418万5,000円減額し、営業外費用を17万円増額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について、既定の額に185万9,000円を増額し、総額2億4,757万5,000円とするものであり、内容は、企業債を100万円減額し、補助金を13万6,000円減額し、負担金を299万5,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額から151万円を減額し、総額7,139万4,000円とするものであり、内容は、企業債を130万円減額し、補助金を21万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について、既定の額に289万7,000円を増額し、総額3億8,826万6,000円とするものであり、内容は、建設改良費を95万円減額し、企業債償還金を384万7,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に282万円を増額し、総額1億5,092万4,000円とするものであり、内容は、建設改良費を40万円減額し、企業債償還金を322万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、流域下水道事業債を100万円減額し、農業集落排水施設整備事業債を130万円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和6年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億4,200万円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和5年度当初予算と比較して3%の増となっております。

討論に入り、安井委員から、今回の一般会計当初予算は財政調整基金をはじめ各種基金を取り崩して各会計に繰り出しをしており、その額も7億円を超えるという、これまでにない大きな金額であり、財政調整基金残高が3億5,000万円から5億円程度になるということも明らかになりました。今回の当初予算の提出に当たっては、第7次まちづくり総合計画が6月に提出されるということで、当初予算編成方針にも関わってくる重要なものがない中で、これだけの予算が組まれており、財源も各種基金からの取崩しが行われています。そういった計画がなされていないことで、今後の財政運営上の不透明さが見受けられることから、反対する討論がありました。

一方、熊田委員からは、国の大事業である遊水地、国道4号線拡幅といった事業と、それに加えて新規事業がある中、4つの款、民生費、衛生費、教育費、公債費は増額されており、歳出の削減に努めながらも福祉の充実に重点を置いているところは評価すべきであり、現時点でベストな予算編成だと考えられることから、賛成する討論がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（青山英樹君） 議案第18号、矢吹町、令和6年度当初予算についての審議について、ちょっとお尋ねをいたします。

この予算の中での歳入、繰入金におきまして、減債基金がございますが、減債基金についての質疑等があったのかどうか。内容的に申し上げますと、2,000万円の減債基金の取崩しであります。減債基金ですから、満期一括償還等、30年という長い中であつての積立てを一括で返すわけにもいかないということで、いわゆる均等な負担、公平化の下に積立てしていくわけであります。2,000万、この予算案では取り崩しておりますけれども、いわゆるその内容が、一括償還として2,000万の満期が来て取り崩すのか、あるいは財源が非常に厳しい中であつて一般会計のほうに繰り出す、いわゆる減債基金の取崩しでもって一般会計の財源不足を穴埋めする

のか、あるいは基金からの禁じ手というふうに言われておりますが、減債基金からの借入れを行ったのかというような内容等の説明、あるいは質問等があったのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

第二予算特別委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 今の質問についてお答えをいたします。

安井委員のほうから出ている内容の中でも、私の記憶の中では、減債基金についての質問はちょっと記憶には残っていなかったもので、なかったものかというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○11番（青山英樹君） ございません。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまです。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） それでは、議案第18号 令和6年度矢吹町一般会計予算に関して反対の立場で討論をさせていただきます。

この令和6年度矢吹町一般会計予算につきましては、財政調整基金をはじめ、各種基金を取り崩して各会計に繰り出しをしております。その額も7億円を超えております。中でも財政調整基金につきましては4億9,000万円を取り崩すという予算となっております。同僚議員の一般質問の中でも明らかになりましたが、この財政調整基金、この取崩しを行うと、基金残高につきましては3億5,000万円から5億円程度になることが予想されるということも答弁で明らかになっております。

本来この予算の提出に当たっては、第7次まちづくり総合計画が来年度、令和6年度から始まるわけですが、これは今後8年間にわたる町の政策、施策を決定する最上位計画となっております。その中でも、これがまだ、6月に提出されるということもあります。本来は当初予算と併せて提出されるべきものであるにもかかわらず、6月に提出される中で、審議の材料として不十分であるということを私は指摘をしたいと思います。

また、この第7次まちづくり総合計画については、現在パブリックコメントが延長されており、当初4月に予定していた提出が間に合わなかったものでありますけれども、その案におきましても、今後の8年間の財政計画というものが記されておられません。

そのようなことから申し上げますと、この令和6年度において当初予算でこれだけ大きな金額の財政調整基金を取り崩してしまうこと、それによって今後の中期的な財政運営に重大な懸念が生じる、そういったことが予測されるわけです。

このようなことから反対の討論をさせていただくものであります。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに賛成討論ございますか。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議案第18号 令和6年度矢吹町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度の一般会計当初予算は83億4,200万円、令和5年度と比べ3%増であります。

まず、大切な歳出の内容を見れば、昨年度の予算との比較で、令和6年度の歳出状況を示す性質別歳出予算内容における人件費ほか事業費は、ほぼ同じ構成比になっております。全体的に適切な予算配分であると認めます。また、令和6年度における借金に当たる町債に対して、返済に当たる償還金元金为上回り、健全化財政に寄与する姿勢がうかがわれます。

また、収入面では、地方交付税が約7,000万減り、本来、町債の一つに臨時財政対策債が収入の頼みとして加わっておりますが、近年、その額は大きく減らされてきております。

こうした厳しい財源確保の中で、財政調整基金等を年度間の財源調整に充てて財政の健全化を図ろうとする当初予算でありますので、議案第18号に賛成いたします。

同僚の皆さんの賛同をお求めいたします。

以上であります。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議案第18号 令和6年度矢吹町一般会計予算に関しまして反対の立場で討論をいたします。

まず、同僚議員からもございましたが、いわゆる財政の規律の面から申し上げまして、財政等のシミュレーション等が短期、中期、長期に示されていないという中であって、4月から令和6年度の事業がスタートし、その予算が示されております。いわゆるシミュレーション等がなければ、将来的な傾向、どのように運営されているのかというのが財政的な面では表れていないわけでございます。規律の面から問題があるというふうに思います。特に第7次まちづくり総合計画にもなく、政策大綱においても予測等のシミュレーションはなく、6月に行財政改革で示されるという回答がありましたが、4月に始まっているわけでございます。6月でもって後出しのようなシミュレーションでは、いかんせん判断しようがないということがございます。

そしてまた、財政調整基金が残り3億5,000万ということでございます。非常に少なく、標準財政規模が矢吹町50億ですから、およそ7%の財政調整基金ということになりまして、財政調整基金の目的は、財源調整と

いう意味合いよりも、非常時、いわゆる自然災害とか、そういう非常事態のときにいかに対応できるかという下に積立てを多くしているという意味合いがございます。過去においては標準財政規模の5%から10%でしたが、現実的に、今は様々な自然災害等の勃発的なものがございます、10%から20%、20%を超えている地方自治体もあるというような中であって、3億5,000万というのは、それがベストな財政運営とはちょっと考えられないという状況でございます。

特に、須賀川市で例を申し上げますと、財政調整基金の割合がやはり標準財政規模に対して令和4年度で7%でございました。先ほど申し上げましたように、矢吹町、令和6年度におきましても3億5,000万でスタートするわけですが、その財政調整基金3億5,000万とすれば、50億に対して7%ですから、須賀川市と同じような状況になります。須賀川市の場合におきましては、事業を3年以上延期するという新聞報道もありましたように、財政調整基金が7%というその数字に関しては、危機的意識を持って対応していくということがございます。当然、矢吹町におきましても、同様に7%の財政調整基金の割合ということであれば、やはりもう少し集中と選択を堅実に行う必要があったのではないかとこのように思っております。

そういう点、また、先ほど質疑をしましたが、減債基金を2,000万取り崩すということでございますが、取り崩して一般会計のほうの財源として補填していくのか、あるいはいわゆる減債基金を借入れして運営していく、これは地方公共団体におきましては禁じ手というふうに言われておりますけれども、その辺の動向もちょっと示されていなく、不明な点がございます。

そのようなことから、この予算編成におきましては、今の段階でベストだなというふうには私は思えない点がございます。

特に、財政的な不安におきましては、過去に矢中建設のために職員の給与を10%削減3年したというような経過もございまして、そのような懸念が職員の間にもございます。そういった不安が考えられるような状況でないことを願い、そういったことにならないことを附帯意見として申し添え、反対をいたす次第でございます。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） 暫時休議します。

（午前11時12分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

（午前11時16分）

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか、賛成討論。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

本日、討論の前に、13年前の今日、3月11日、東日本大震災が起き、また、本年1月1日には能登半島地震が起き、甚大な被害となり、2か月過ぎた今でもつらく苦しい日々を過ごしている方々が大勢おります。震災で被災された方々の復興、そして幸せな日常が一日でも早く戻ってくることを願います。

それでは、討論に入らせていただきます。

議案第18号 令和6年度矢吹町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

昨今の原油価格や物価の高騰などの影響により、当町だけではなく地方自治体の財政状況はかなり厳しい状況となっており、国が策定する令和6年度地方財政計画においては、歳入では地方税がマイナス0.3%、臨時財政対策債がマイナス54.3%となるなど、地方の財源不足額を1兆8,132億円と見込んでおり、一層堅実な財政運営が求められる状況となっております。

当町においても、限られた財政の中、予算の引締めを行うべきであるという意見も一理あると思いますし、受け止めていかなければならないと思いますが、これからは地方自治体が独自で輝きを放たなければならない時代であります。様々な政策を実施していくことも必要であると思います。

そのような中であって、本町の令和6年度当初予算につきましては、町の歳入の根幹である町税の予算額を対前年度比で1,266万6,000円増と見込むなど、引き続き自主財源の確保に向けた取組を継続している点は大いに評価できる点であり、また、現在パブリックコメントを募集しているさなかではありますが、第7次矢吹町まちづくり総合計画においては、まちづくりの柱の1番目に子育て・教育・文化・スポーツを掲げており、令和6年度当初予算では、こども家庭センター設置を含む子育て環境の整備や学校教育の充実、スポーツを活用したまちづくりの推進などを行うため、特に民生費や教育費に優先的に予算配分を行うなど、計画的、重点的な予算編成を行っていることが確認できることから、「若い世代、子育て世代に選ばれるまち」の実現に向けた新たな取組が行われることを十分に期待できる内容となっております。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震の災害復旧、被災者支援などへの対応に多くの人員や予算が割かれていましたが、昨年の新型コロナウイルス5類移行後はこれらに対する対応が落ち着いてきており、これからが新しいまちづくりのスタートとなります。コロナ禍によってリモート会議やテレワークなどデジタル技術を用いた新たな生活様式が急速に広がりましたが、令和6年度当初予算には、まちづくりの新たな取組として、これらデジタル技術を活用した事業に対する予算が計上されております。デジタル技術を活用し、矢吹町の持つ強み、特色をさらに生かし、子供からお年寄りまで、誰もが生き生きと生活できるよう限られた財源を十分に活用し、より魅力あるまちづくりを推進し、矢吹町を発展させていくためにも、本案に賛成いたします。

また、最後になりますが、先ほど同僚議員から、ちょっと私も一つ、うーんと思ったところがあるのですが、そこは大丈夫です。

議員の皆様、ご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 令和5年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和6年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する、この18号は、採決を起立によって行います。

委員長報告のとおり可決はされておりますけれども、お諮りをいたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決でありますけれども、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまです。

起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を11時35分から、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。

（午前11時24分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午前11時49分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会におい

て審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） それでは、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

会期中に町長から提出のありました同意1件、諮問1件、議員からの発議3件の追加議案が提出されました。企画・デジタル推進課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、その議事日程を本日の議事日程に追加し、全体審議することに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりでございます。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議員の皆さん、こんにちは。傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。

それでは、説明をいたします。

日程第5、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年3月31日をもって現副町長が退任されることから、新たに本年4月1日付で福島市森合字西中川1番地35、鈴木一史氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、平成15年4月の福島県県庁入職以来、21年間、福島県職員として県政発展のため尽力されております。農政部門、災害対策等危機管理部門、総務・企画部門等でこれまで重要な任務を歴任され、現在は、情報統計総室デジタル変革課において、デジタル変革や地域情報化等の県全域に及ぶ重要な政策を幅広く担われており、卓越した識見と誠実さを有し、人格高く、広く社会の実情に通じた人物であります。

今後は私の補佐役として、また、私の補助機関である職員の監督者として、県職員の豊富な行政経験と識見を生かし、町政運営にご尽力をいただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し

上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました鈴木一史様を紹介するため、暫時休議をしたいと思います。

（午前11時54分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前11時56分）

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和6年6月30日をもって任期が満了となります矢吹町中畑175番地、富永典子氏を再度、同委員に選任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

富永氏は、令和3年7月より人権擁護委員を務められており、福祉に関わる活動に積極的に取り組まれ、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任にふさわしい方であることから提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。全員起立であります。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました富永典子様を紹介するため、暫時休議をいたします。

(午前 11時58分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 零時01分)

○議長（角田秀明君） ここで、昼食のため暫時休議をしたいと思います。

再開は1時からです。よろしくお願ひします。

(午後 零時01分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について説明いたします。

現在の福島県最低賃金は時給900円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,004円には程遠い金額であり、その水準は全国でも低位にあります。

よって、矢吹町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関して、記載の事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長に意見書を提出し、強く要望するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、弁明、委員会付託

○議長（角田秀明君） 日程第8、発議第3号 熊田宏君に対する処分要求の件を議題といたします。

11番、青山英樹君から、地方自治法第133条の規定により、熊田宏君に対する処分の要求が提出されました。地方自治法第117条の規定に基づき、熊田宏君の退場を求めます。

〔熊田 宏議員退場〕

○議長（角田秀明君） 提出者の説明を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、私のほうから処分要求書に関しましての説明をさせていただきます。

処分要求書にありますように、令和6年3月1日金曜日、矢吹町議会第441回定例会における道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告での質疑の中で、熊田宏議員による無礼の発言が確認されました。

そもそも質疑に当たっては、自分の意見を述べることができない（矢吹町議会会議規則第54条）ものであり、委員長の報告に対する質疑は、審査（調査）の経過と結果に対する議員に限られ、付託事件の内容について提出者に質疑することはできない（町村議会の運営に関する基準94、議員必携、許されない質疑、掲載）ものであります。これらの規定に反する発言であることはもとより、発言の中で私に対し、無責任、責任放棄という旨の発言をして、私の人格を著しくおとしめました。長期間かつ膨大な量の調査に鋭意取り組んできた労苦に対しての侮辱であり、名誉棄損に当たり、到底許し難い言動であります。よって、懲罰の処分を求める次第です。

という、書いてあるとおりの内容でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） それでは、提出者、青山英樹君に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦勞さまでした。

それでは、質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

また、熊田宏君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出がありました。また、本人より、本件と次の日程第9の件については、処分対象箇所が同じ議題であること、また同じ部分であることから、両件について併せて弁明をしたいという旨の申出がありました。

お諮りします。これを許すことにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、熊田宏君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

熊田宏君の入場を許します。

〔熊田 宏議員入場〕

○議長（角田秀明君） 熊田宏君の一身上の弁明を許します。

12番、熊田宏君。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の皆様、お越しいただいてありがとうございます。

本日は、このような発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、発言に先立ち、令和6年能登半島地震で犠牲となられた御霊に哀悼の誠をささげます。また、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。被害を受けられた皆様の安全と、一日でも早く平穏な生活に戻れますことをお祈り申し上げます。

それでは発言に移ります。

先ほど、三村議会運営委員長から報告がありましたが、議員は自己の所属する委員会の委員長報告に対し質疑をしてはならないというルールがあります。それを失念し、このような事態になってしまったことは、まず本当にお詫びを申し上げます。

今回、2名の議員から処分提出書が提出されましたが、発言は1度でよいということですのでよろしく願います。

まず1点目ということで、私のほうから、処分要求書の9行から10行目にある要点と言えます「無責任、責任放棄」という発言についてです。次に、2点目としては、本文の11から13行目の「侮辱、名誉棄損」という記述についても発言させていただきます。

まず1点目の、「無責任、責任放棄」という発言についてです。

処分要求書の9行から10行目には、発言の中で「私に対し、無責任、責任放棄という旨の発言をして、私の人格を著しくおとしめました」ということに関して述べます。

私は3月1日の質疑の中で、なぜ町民の方々が無責任と言ったのか、その理由となったことや原因となったこと、あろうことは述べさせていただきました。それは、あくまでも事実を述べたものであります。その発言の前後関係をよく確認していただき、ご判断いただきたいと思えます。

今回のように、部分的にその一部分だけを切り取って判断されることは、その言葉の意味が違ってしまったり、誤解されてしまいます。私の発言により、提出者の人格を著しくおとしめたか否かは、当事者同士のみの判断ではなく、第三者の判断が必要だと思えます。そうでなければ、無責任という表現を使った場合は、全て人格をおとしめることになるということになってしまいます。決してそんなことがあってはなりません。

今ここで判断されるべき重要なことは、その無責任という表現が適切だったか、不適切だったかということであり、それでは、なぜ私は発言の中で無責任という言葉を使ったかについて述べます。しばし時間を頂

戴しますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、これまでの特別委員会の活動を振り返ることが必要となります。4年前、特別委員会が設置されてから、様々な出来事がありました。これまでの主な疑問が残った出来事を10件ほど挙げさせていただきます。

1件目、証人に対し証人出頭の通知を出す場合は1週間前までに出すべき決まりでしたが、発送した後に1週間の日数がないことが発覚した際、私たちを含む数名の議員が反対したにもかかわらず、そのルールを多数決で無理やり5日前までと変更してしまいました。これは、不利益不遡及の原則に反しており、無責任ではないでしょうか。私は無責任だと思います。

2件目、令和4年2月22日の証人喚問以降、加藤委員長は、令和6年2月28日の第19回特別委員会開催まで2年以上の期間、一度も委員会を開催しなかった。無責任ではないでしょうか。

3件目、委員長は2年以上もの間、一度も特別委員会を開催しない理由を説明する責任があります。しかし、説明のための特別委員会を開催せず、全く説明しなかった。無責任ではないでしょうか。

4件目、これまでこの議場において、執行部に対し説明責任を追及している議員が、立場が変わって説明する側になった途端に、委員長を辞めてしまうと。無責任ではないでしょうか。

5件目、また、本特別委員会では様々な問題がさらにありました。諸委員会開催のため、特定の委員に対し開催通知がされませんでした。無責任ではないでしょうか。

6件目、また、その特定の委員は、資料も配付されず、調査に参加できませんでした。無責任ではないでしょうか。

7件目、青山委員は委員を任期満了前に辞任しました。任期満了までの責任を全うしていないということで、無責任ではないでしょうか。

8件目、その辞任理由は自分の都合だったと記憶しております。無責任ではないでしょうか。

9件目、2月28日の特別委員会の席で、加藤委員長は自分の都合で委員長を辞任しました。これも無責任ではないでしょうか。

10件目、加藤委員長が委員長を辞任した理由は、自分で作った報告書ではなかったとの理由でした。これも無責任ではないでしょうか。

これ以外にもまだまだありますが、このぐらいにしたいと思います。

ここで、私が無責任と言った言葉の使い方、意味が正しいか否かを確認するために、それぞれを文章にしたいと思います。

1件目、証人に対し証人出願の通知を出す場合は、1週間前までに出すべき決まりでしたが、発送した後に1週間の日数がないことが発覚した際、A委員長はそのルールを多数決で無理やり5日前までと変更してしまい、無責任と言われた。文章としておかしいでしょうか。

2件目、令和4年2月22日の証人喚問以降、B委員長は、2年以上の期間一度も委員会を開催しなかったため、無責任と言われた。

3件目、C委員長は2年以上もの間、一度も委員会を開催しない理由を説明責任があるのに、説明のための特別委員会を開催せず、全く説明しなかったから無責任と言われた。

4件目、D委員長は、これまでこの議場において、執行部に対し説明責任を追及していたが、立場が変わっ

て報告、説明する側になった途端に委員長を辞任したから、無責任と言われた。

5件目、E委員長は、諸委員会開催の際、特定の委員に対し開催通知を出さなかったから、無責任と言われた。

6件目、F委員長は、諸委員会委員に資料も配付せずに調査に参加させなかったの、無責任と言われた。

7件目、A委員は委員を任期満了前に辞任したから、無責任と言われた。

8件目、A委員は、辞任の理由が自分の都合だったから、無責任と言われた。

9件目、G委員長は、自分の都合で委員長を辞任して、無責任と言われた。

最後は10件目です。H委員長が辞任した理由は、自分で作った報告書ではなかったからとの理由だったから、無責任だと言われた。

今読んだ10件の文章、文章として、または内容としてどうでしたか、おかしかったですか。もしおかしければ、使い方、意味が間違っているということだと思います。もしおかしくなければ、意味も使い方も間違っていないのに、言われた本人が主張したからといって、人格をおとしめられたと、そして私が処分を受けるということはあってはならないことだと思います。

もしそうなった場合は、この法治国家である日本国の地方自治体である矢吹町の議会において、表現の自由はなく、併せて言論の自由もないということになってしまいます。

私はこの日本国の国民として、矢吹町議会において、表現の自由と言論の自由を守るために、以上の主張を述べさせていただきます。

ここまでは1点目の「無責任、責任放棄」という発言について述べさせていただきましたが、その無責任という言葉が私が最初に伺ったのは、町民の方からでした。長期間、不安な思いや怒りを持たれた町民の方々、そして証人の2名の方。膨大な資料作成のために莫大な時間と労力を費やされた担当課長をはじめとする矢吹町役場職員の方々、そして町執行部、そして私たち議員に対しても、全ての関係者に対する説明責任を果たしていなかったというふうに今も感じています。これからでも説明すべきだというふうに思いますし、町民からも言われました。ですので、今回の弁明でもしっかりそれを伝えてくれと言われました。ぜひ、これからでも説明の機会を設けてやっていただきたいと思います。

次に、2点目の本文の11行目から13行目の「侮辱、名誉棄損」という記述について述べます。

処分要求書の本文は、「長期間かつ膨大な量の調査に鋭意取り組んできた労苦に対しての侮辱であり、名誉棄損に当たり、到底許し難い言動であります。よって、懲罰の処分を求める次第です」とのご指摘に対して、弁明します。

私は質疑の中でも、諸委員会の方々に対し、衷心より敬意を表しておりました。それは、そのときの私の原稿から拾ってきました。「さて、安井敬博特別委員会委員長におかれましては、諸委員会委員長も務められ、大変なご苦労があったと思います。諸委員会の皆さんもご苦労さまでした。ありがとうございます」という旨の発言をさせていただきました。諸委員会の皆さんに対して敬意を表し、感謝の気持ちを伝えさせていただきました。この発言が名誉を棄損したり侮辱するものになるのでしょうか。私は大変疑問であります。

2点目に関しましても、以上のとおり、主張は全く事実と異なり、指摘している内容に該当しないことを主張したいと思います。

以上で私の主張は終了とさせていただきます。長時間わたり、ご清聴を賜りましてありがとうございます。最後になりますが、今月の24日の町議選において勝ち抜いて、またこの議場での町民の福祉充実のために、みんなで働けるように頑張りましょう。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） それでは、熊田宏君は退場をお願いします。

〔熊田 宏議員退場〕

○議長（角田秀明君） 本件は、矢吹町委員会条例第6条の規定により、6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、熊田宏君に対する処分要求の件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田秀明君） 日程第9、発議第4号 熊田宏君に対する処分要求の件を議題といたします。

9番、加藤宏樹君から、地方自治法第133条の規定により、熊田宏君に対する処分の要求が提出されました。提出者の説明を求めます。

9番、加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） それでは、地方自治法第133条の規定により、処分を要求いたします。

処分を求める対象者、熊田宏議員。

処分を求める理由、令和6年3月1日金曜日、矢吹町議会第441回定例会における道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会調査報告での質疑の中で、熊田宏議員による無礼の発言が確認されました。

そもそも質疑に当たっては、自分の意見を述べることができない（矢吹町議会会議規則第54条）ものであり、委員長の報告に対する質疑は、調査の経過と結果に対する質疑に限られ、付託事件の内容について提出者に質疑することはできない（町村議会運営に関する基準94、議員必携、許されない質疑、掲載）ものであります。これらの規定に反する発言であることはもとより、発言の中で私に対し、「無責任、責任放棄」という旨の発言をして、私の人格を著しくおとしめました。長期間かつ膨大な量の調査に鋭意取り組んできた苦勞に対しての侮辱であり、名誉棄損に当たり、到底許し難い言動であります。よって、懲罰処分を求める次第でございます。

○議長（角田秀明君） それでは、加藤宏樹君に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦勞さまで。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

本件に対する弁明につきましては、先ほど日程第8で熊田宏君が述べたとおりであります。

本件は、矢吹町議会委員会条例第6条の規定により、6人の委員で構成する懲罰委員会が設置されたので、これに付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、熊田宏君に対する処分要求の件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りをいたします。日程第8及び日程第9の処分要求の件に関する懲罰特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長により指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

お手元に配付しました矢吹町議会懲罰特別委員会構成名簿のとおり指名をしたいと思います。

ここで、懲罰特別委員会を開催するため、暫時休議をいたします。よろしくお願いいたします。

（午後 1時26分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午後 1時34分）

○議長（角田秀明君） 先ほど懲罰特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が選任されましたので報告をいたします。

委員長に富永創造議員、副委員長に安井敬博議員で選ばれました。

それでは、懲罰特別委員会を開催するため、暫時休議をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（午後 1時34分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時07分）

◎発議第3号、発議第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） これより、11番、青山英樹君及び9番、加藤宏樹君から提出された熊田宏君の対する処分要求の件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長、13番、富永創造君。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） それでは、懲罰特別委員会報告書より、第441回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

初めに、当委員会に付託されました発議第3号及び第4号を審査するに当たり、委員長に富永創造議員、副委員長に安井敬博議員を選任いたしました。

次に、議会事務局より、本委員会の議事運営について説明を求めました。

次に、処分要求を求めている発言部分聞き、その発言内容を確認しました。

初めに、発議第3号、処分要求書の件について議題としました。審議に入り、各委員から意見を求めました。

藤井源喜委員からは、「熊田議員の発言の文脈上、今までの百条委員会の流れから考えても、委員として、委員長として責任を果たしていないというふうに言えると思います。職責を果たするのが委員長の責務だと思います。本人をおとしめるような名誉棄損に値するような言動ではない」との意見がありました。

安井敬博委員からは、「無責任という言葉を使ってはいけなくなるという可能性も出てくるということからすると、事例がない限りは難しいと考える」との意見がありました。

芳賀慎也委員からは、安井委員と同様に、「無責任が無礼の言葉に値するのかという部分については、録音を聞く限りでは該当しないのではないか」という意見がありました。

関根貴将委員からは、「全ての発言が許されるわけではないが、過去の事例もなく、今後議場でこの言葉を使用できなくなるということもあり、懲罰には該当しないと思います」との意見がありました。

堀井成人委員からは、「無責任という言葉だけではなく、前後の文脈で考えれば、懲罰に該当しないと考えます」との意見がありました。

各委員からの意見が出そろったため、発議第3号について採決を採りました。発議第3号、熊田宏君に対し懲罰を課さないということに賛成する諸君の挙手を求め、挙手採決の結果、挙手全員により、懲罰を科さないことと決しました。

次に、発議第4号、処分要求の件についてを議題としました。

安井委員から、発議第4号に対する意見については、発議第3号と同じである旨の発言があり、他の委員に、発議第4号に対する意見については、発議第3号と同様であるため省略してよろしいかを図り、全委員異議がないことが決定されたため、直ちに採決に入りました。

発議第4号、熊田宏君に対して懲罰を課さないということに賛成する諸君の挙手を求め、挙手採決の結果、挙手全員により、懲罰を科さないことと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより青山英樹君から提出された熊田宏君に対する処分要求の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、熊田宏君に懲罰を科すべきではないとすることです。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまです。

起立多数であります。

よって、熊田宏君に懲罰を課すべきではないと可決されました。

これより、加藤宏樹君から提出された熊田宏君に対する処分要求の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、熊田宏君に懲罰を科すべきではないとすることです。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数であります。

よって、熊田宏君に懲罰を課すべきではないと可決されました。

それでは、熊田宏君の入場を求めます。

〔熊田 宏議員入場〕

○議長（角田秀明君） 次に、小松副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

副町長、小松健太郎君。

○副町長（小松健太郎君） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、3月31日をもって副町長を退任することとなりました。令和3年10月からの2年半、角田議長をはじめ議会議員の皆様、そして多くの町民の皆様から温かい励ましやご指導を賜り、心から感謝申し上げます。

地方自治は民主主義の学校と言われており、市町村はその地方自治の最前線にあると思っております。そして、町の意思決定機関であるこの議会の場で、矢吹町民の代表である議員の皆様と議論をし、矢吹町の今、そして将来に向けた様々な施策を決定していく過程は、民主主義の根幹をなしているということを強く感じました。

こうした施策を決定する過程、民主主義の根幹をなしている部分に関わることができたということは、私にとって大変貴重な経験となりました。

4月から福島県に復帰することとなりますが、この矢吹町での経験を糧にさらに努力を重ねていきたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、矢吹町のさらなるご発展と町民の皆様のご多幸を心からお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（角田秀明君） それでは、私から一言お礼の言葉を申し上げます。

本定例会を最後に県に復帰されます小松副町長におかれましては、2年6か月にわたり、矢吹町発展のためにご尽力をいただきました。議会を代表いたしまして、心より感謝申し上げます。

今後は健康には十分留意され、県に復帰されましてもご活躍されますことをお祈り、御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

最後に、我々議員は今議会が任期最後の議会となり、この会議が終了することとなります。任期中は、様々なことがありました。2019年12月に中国で原因不明のウイルス性肺炎が確認され、2020年1月には、日本でもコロナウイルス感染症が確認されて以降、日本全国に蔓延し、経済活動や国民生活にも甚大な影響があり、その対策や処置などに取り組んだことや、令和3年2月及び令和4年3月の地震による復旧、復興に取り組むなど、町民の皆様をはじめ、執行機関の皆様と一丸となって頑張ってまいりました。

また、前大木議長からのバトンを引き継ぎ、議会の活性化とその運営に当たり、4年間、大過なく務めることができました。これもひとえに、同僚議員の皆様、町長をはじめとする町執行部の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力のたまものと感謝申し上げる次第であります。

最後になりますが、矢吹町のますますの発展をご期待申し上げ、御礼の言葉といたしたいと思っております。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本定例会の日程、全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。ありがとうございました。

なお、引き続き、議員控室において、3時30分より全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

これにて、第441回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 3時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 6 月 25 日

議 長 角田 秀明

署 名 議 員 加藤 宏樹

署 名 議 員 鈴木 隆司